あり、正午に至て散市す、一日の上市、匹數冬期二百頭內外、夏期五六十頭、

草市　は、松花江岸の白胡同に開かる、馬料其他の草料の市にして、時期によりては瓜類甘薯、水瓜等を上市す、

粮米市　は、每朝德勝門外に開かれ、賣手は多く地方の農人にして、車又は馬により て入城し、所謂店行に在りて其販賣を店行に委任す、店行は每日人を粮市に出して、見本を以て賣買す、此市場には普通の買はんと欲する者皆來集するも、重なる粮店五十餘戶は、日々買入に從事す、季節は十一、十二、一、二の四ヶ月最も盛にして、上市の車輛一日三百乃至四百に及ふ、一車積量少きは五石、多きは十二石、種類は高粱、豆、小麥を最多とす、

二　新城(伯都訥)

は、一に伯都訥と稱し、新城府の府治たり、松花嫩泥二江の合流點より上流七十清里にして松花江の右岸に位置し、蒙古との貿易地として必要なる一大市場たり、此地は吉林、烏拉街等と殆と相均しき古き歷史を有し、其人口は目下四万を有す、新城府管內人口の增殖せる狀況は、吉林通誌の示す所左の如し、乾隆三十六年には、一万九千八百四人、仝四十五年には、二万八千七百六人、光緒八年には二万三千九百五人に

減し、(此數或は誤謬なるへし未た考ふへからす)仝十七年には激增して十四万八千四百二十四人に至る、其光緒十七年に著しき激增を示せるは、從來漢種人の移住を嚴禁し、時々之を放逐せし者、漸次其禁を緩にせしによるの結果なりとす、目下市中の人口四万、商店の數三百七十餘戶に及ふ、其の位置が吉林西北邊の重鎭なるに因り、茲に副統衙門、新城府衙門、交涉局等の官衙を設け、且つ外蒙古郭羅斯部落と接壤し、松花嫩泥二流合注の附近に在るを以て、商業の見地よりするも、亦た一の重要市場たるを失はす、

其商店の重なる者を擧示すれは左の如し、

質、雜貨、製油、製粉兼業	四
製油、製粉、雜貨兼業	一一
製油及問屋兼業	六
穀類兼製粉業	七〇(大小共)

此等の商店は、資本の最も大なる者二十万吊にして、七八万吊より二三万吊の者最も多し、油店は大小を計算すれは、其數二十三戶に及ひ、一ヶ年九ヶ月の作業に於て、十七八万斤の製油を爲す、當行即質商は最も大なる資本を擁する者にして、一ヶ年

の貸附金額二十五六万吊に及ぶ、雜貨商の大なる者一ヶ年の賣上高五万吊内外あり、粮行即穀類販賣店は、大小二百餘戸に及ぶ、此等粮行の多くは磨房を兼業す、粮行は麥高粱、大豆、粟、精米等を主要とし、各種の穀類を取扱ひ、磨房は製粉業を爲すもの にて、其製法は舊式にて、平均一戸に付二磨を有し、其一は粮米の壓搾用に供し、他の一は小麥粉製造に用ゆ、一磨は、一日に大約百四十斤を製粉し、本市に於て一日一万一千斤の製粉を爲す、此等の製粉は、其大部分は本地方に消費せられ、之れに次ては附近部落へ輸出せられ、更らに黒龍江方面へも輸送せらる、本城は地勢漸く沙漠となり、農商物豊富なりと稱すべからず、多く東部諸市場より來り、松花江南對岸なる新開地よりも來るものあり、從前は蒙古より極めて多數の牛馬羊を輸入せしものなりしが、近年大に其數を減じたり、其原因は一は哈爾賓に向て直接に貿却するの路を開きたるに因ると、二は洮南府の開けたるに由り、三は最近五年以來、松花江の西岸及嫩江の南岸一帶の荒蕪地に於て、移民開墾を開始し、年々人口の繁殖を來しつゝあるによりて蒙古より來る牛馬羊等は、此等の地方に於て買買するに因れり、概算に據れは最近蒙古より輸入する牛馬羊の數、大略左の如し然して多くは本城の商人蒙古に入りて購入を爲すものに係り蒙古人の驅り來るものは極めて少なし、

		單價
牛	四千頭	一五〇吊
羊	三千頭	二〇
馬	七千頭	二〇〇

羊毛一万斤二斤三〇〇文

期節は四時に論なく行はれ、只た羊は冬期に多しとす、

一ヶ年間當市場に來集する雜穀は當業者の說く所に據れは大略左の如きものあり、と云ふ、

小麥	四百石	粟	三百石
高粱	一万石	大豆	一万石
綠豆	一万石		

輸入一ヶ年の概算は大略左の如し、

清水布	二千件	打連布	四百包
花旗布	五百包	綿絲	百五十俵
白砂糖	三百俵	赤砂糖	五百俵
洋紙	二百扛	石油	一千箱
大尺布	百件	綿花	一千俵
氷砂糖	二百俵	木材	三十筏一筏六百本

而して一ヶ年の貿易額を價格にて表出せは大略左の如し、

牛馬羊豚　十万兩　木材　七万兩
葉烟草　十五万兩　雜貨　七百四十万兩
燒酒　二十万一千六百兩　鹽　六万一千三百兩

當地に於ては、四大家と稱する大商店四戸あり、錢票を發行して市場の流用に便にす、其發行總額約七万吊に及ぶ、而して流通貨幣中、地理貿易等の關係よりして、黑龍江省の官帖局なる廣信公司の發行に係る官帖最も多く、其額二百万吊に及び吉林官帖は十万吊内外なりとす、當地より營口への爲替は、一度齊々哈爾又は長春に取組み、再び營口に取組、打分は一割八分より二割に至る、

重なる取引地は、蒙古、長春吉林、黑龍江省等にして哈爾賓も亦た一の重要なる取引地とす、蒙古よりの輸入は、馬牛羊を最とし、獸皮等之に次ぐ、輸出は綿布、燒酎、豆油、靴、雜貨、鹽及絹織物等とす、吉林及長春よりの輸入は、諸種の製造品及鹽、綿布、綿花、砂糖、茶等にして、輸出は麥粉、毛皮、大豆、豆油、燒酎等を重なる者とす、哈爾賓よりの輸入は、露西亞及獨逸製諸雜貨及更紗、石油等にして、輸出は、家畜、牛馬羊の類とす、本城の長所とする所は、其商業圈内に於て、多數の商業地を有し、清山嶺長春堡の如きは其最たる者にして、人口二万以上を有す、是を以てか本城の重きを爲す所以なり、商家の

團體たる公議會の設けあり、商家全體に關する金錢の賦擔等の事を管理す、本城には、銀市を開かざゝ事なく、長春吉林の相場に準據す、

三　寧古塔

は清祖の發祥地として、康熙十五年將軍を吉林に移す迄は吉林省に於ける政治中心點として最も重要の地たりき、將軍の吉林に移駐後は、漸次其繁榮を吉林に奪はるゝに至りたるも、猶は東邊に於ける一部の政治商業の中心として、現に五千の戸數三万の人口を有せり、本城は牡丹江の左岸に位し、牡丹江平原十數里に亘る廣漠たる妖野の間に在り、市街は道路狹隘にして不潔を極め、屈曲甚しくして、車行困難なり、而して一の幹線を有す、比較的幅員廣濶にして且つ一直線なり、之を南北大街と稱し、商店の重なる者は、皆な玆に集る、商店は左の諸種とす、

當行　四　資本一戸四万吊内外
店行　二　仝　五六万吊一ヶ年賣買高十七八万吊
雜貨行　五〇仝　七八万吊一ヶ年賣上高十万吊内外
燒鍋　大九小三　大資本十万吊内外一家一箇を有し一日三回釀酒し一回四百餘斤の燒酒を得

油房
磨房　三〇　油房及磨房は兼業にして三十戸あり一家の資本約二万吊一ヶ年賣上高七八万吊に及ふ

滊器製粉所二　一戸の資本十餘万吊露清人の共同に係る、

商業取引地　は浦港を第一とし吉林、三岔口、及鐵道沿線の諸地とす、

輸入　の重なる者は、綿布、綿絲、綿花、砂糖、茶、石油、鹽、日常諸雜貨等にして其價額一ヶ年二百五十万吊に及ふ、

輸出　は、小麥を第一とし、麥粉、豆油、燒酒等を重なる者とす、小麥は其質精良にして滊車によりて露領へ輸出せらるゝもの其數小少にあらす、一個年の收穫高は左の如し、

小麥	六六、〇〇〇石
大豆	三七、〇〇〇石
粟	一六、〇〇〇石
大麥	一七、〇〇〇石
黑豆	六、八〇〇石
燕麥	七、七〇〇石
豌豆	二、三〇〇石
綠豆	一、三〇〇石
高粱	一、三六〇石
蕎麥	四五六石
合計	一五五、九一六石

本城は吉林省東部の中央市場にして、地形上の關係より別に一商業區を形成し、鐵道の利用によりて最も密接なる關係を浦港に有す、其停車場を磨刀石と稱し、城東僅に六十清里の地に在り、

四　賓州

賓州は、松花江の繫船場新甸の南九十清里、阿勒楚喀の東北百三十清里の地に在り、阿勒楚喀より三性に通する道路上に於ける一市場なり、地方行政上の必要よりして、光緒七年茲に賓州廳を置き、統治に從ふ、地稍や邊僻を免れすと雖も、亦た地方的一市場として、附近小市場と分配集聚の關係を有し、比較的繁盛と稱せらる、戸數三千人口二万五千を有す、

商店三百餘戸、其中重なる者を擧くれは左の如し、

吉林通覽

燒酒製雜貨、製油、製粉、粉條製造業
質雜貨製、油製粉兼業者　一
燒酒製油製粉兼業者　二
燒酒製油製粉質兼業者　一
雜貨製油製粉兼業者　一
磁器鐵器商　二
菓子蠟燭製造業　二
雜貨荒物商　二

此等は資本の最大なる者約十五六万吊を有し、少なきは二三万吊の者に過ず、輸入の重なる者は、綿布類砂糖鹽等にして、北滿洲一般普通に需用せらるる者と同一なり其概數一ヶ年左の如し

花旗布	七〇、〇〇〇疋	
打連布	三、七〇〇	
綿絲	七、二〇〇斤	
白砂糖	一〇、〇〇〇	
赤砂糖	一〇、〇〇〇	
氷砂糖	三二、五〇〇	
連紙	三〇缸	
紳寸	一五、〇〇〇包	

右は外國品に係り內地品は左の如し

大尺布	八四、〇〇〇疋	
奎布	八〇、八〇〇	
清水布	二、一〇〇	
綿花	七、〇〇〇斤	

輸出は未詳なるも一ヶ年集散の產貨左の如し

小麥	四〇、〇〇〇石	
大豆	四〇、〇〇〇	
大麥	一五、〇〇〇	
粟	二〇、〇〇〇	
高粱	三〇、〇〇〇	

吉林通覽

赤砂糖	一〇、〇〇〇
氷砂糖	三二、五〇〇
連紙	三〇缸
紳寸	一五、〇〇〇包

右は外國品に係り內地品は左の如し

大尺布	八四、〇〇〇疋
奎布	八〇、八〇〇
清水布	二、一〇〇
綿花	七、〇〇〇斤

輸出は未詳なるも一ヶ年集散の產貨左の如し

小麥	四〇、〇〇〇石
大豆	四〇、〇〇〇
大麥	一五、〇〇〇
粟	二〇、〇〇〇
高粱	三〇、〇〇〇
	三〇、〇〇〇
	一一、七〇〇
	九〇〇
	八五〇吊
	五〇四、〇〇〇
	一一三、一二〇
	八、六一〇
	九、一〇〇
	八四、〇〇〇
	一六五、〇〇〇
	二〇〇、〇〇〇
	二〇〇、〇〇〇
	三〇〇、〇〇〇

麥粉	五〇〇、〇〇〇斤	五五、〇〇〇
燒酒	一、〇五〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
豆油	三〇〇、〇〇〇	一〇二、〇〇〇
麻	三〇、〇〇〇	一二、六〇〇

此外當地の產貨としては葉煙草、鹿角、人參、貂皮、茸、木耳、木材等にして、小長白山系の山脈中より產出する所謂山貨なる者なり、此等の物產は、其輸出數量明かならざるも其需用は遠く南滿に及び、營口上海等より人を派して購入に從事せる者あり、それかあらぬか本城に店行なきは一の奇なる現像にして、從來開業せる一戶は、既に破產せりと云ふ、是れ雜貨店等に於て、其輸入せる價格に相當せる物產を輸出するを爲め、人を產地に派して直接供給者と取引を爲すに因りてなり、木材は多く哈爾賓に輸出す、輸入は營口を第一位とし、長春、哈爾賓、吉林、ニコリスク等之に次ぐ、ニコリスクに通するには、松花江の流域を利用し、營口に通するには、南滿鐵道及東清鐵道を利用し、將來小長白山系の產物は、多く此地を經由して分配せられんとす、漸次前途の多望なるものあらんとす。

五　農安

農安は、長春の北西百四十淸里、伊通河の左岸に位して、長春、伯都訥間の街道上に在り、人口約二万人を有する一市場なり、商店の重なる者は、

雜貨行	十餘
當行	二
店行	八
匯錢莊	二
油房	三十　一戶二班一班一日百二十斤の製油を爲す
燒鍋	二　一戶一ヶ年二十万斤の燒酎を釀造す

輸出品は、大豆、大小麥、麥粉、燒酎、豆油等、輸入品は、綿布、絹布、綿花、茶、糖、鹽、雜貨等を大宗とす、取引地は輸出入とも營口を第一とす、長春、伯都訥之に次ぎ、齊々哈爾には燒酎を輸出す。

六　双城堡

双城堡は、東淸鐵道南折線上に在り、哈爾賓より第二の停車場にして、拉林河口に接近し、古くより此方面に於ける重要なる一市場たりしが、東淸鐵道の全通以來、漸次

人口を增加し、現今四万人を有す、附近農産物に富み、居然重要なる一集散市場となれり、拉林河は、本市の附近を通過するに依て、拉林河の上流に在る四合川產木材は、多く此地に出て、亦た穀類に次ける重要商品たり、

商業機關としては、商務會の設けあり、分れて西會東會の二となり、西會に屬する者は、重に第一流の商店にして、雜貨商、質商、燒鍋(燒酒釀造業)油房(豆油製造所)等之に屬し、其數九十餘戶、東會は第二流の商店より成り、粮米商、木材商、山貨商(山に產する物貨を取扱)等之に屬す、其數三百餘戶、合計四百餘戶に及ぶ、

商業範圍は、其仕入に於ては營口を第一とし長春哈爾賓之に次ぐ、仕向地は、阿勒楚喀、拉林、長春、營口、哈爾賓、賓州、五常等とす、輸出入は、清國人の稱す所に係り、元より大略左の如きものあり、

木綿織物	八	四、一七五、〇〇〇吊
綿絲	二	一、一九五、〇〇〇
綿花		五二五、〇〇〇
其他		一、四四五、〇〇〇

輸出は不明なるも、其一個年の集散高は、大略左の如きものあり、

		價
小麥	一六〇、〇〇〇石	三六〇、〇〇〇吊
大豆	二〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
粟	一〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
高粱	一四〇、〇〇〇	一一九〇、〇〇〇
燒酒	四三七、〇〇〇斤	一〇九、二五〇
豆油	二一六〇、〇〇〇斤	六四〇、〇〇〇
粕	八六四、〇〇〇個	

七、阿爾楚喀(阿什河)

阿什河は、浦鹽線路上、哈爾賓より第一の停車場所在地にして、今より百七十六年前即ち乾隆の初年に於て創設せられたる都會なり、初は多く旗人の居住する所にして副都統一員を設て、之が統御者たらしめたり、地は阿什河と稱する小流が西北流する左岸に在り、近時又た鐵道の停車場の設立せられたるにより、漸次殷盛を致し、殊に麥、大豆等豐富なる農產物の產地として、漸次繁盛に赴きつゝあり、目下の戶數六千五百、人口三万二千以上を有し、亦北部の重要市場の一なり、商店の重なる者は

雜貨行　約四十戶(中以上)一戶の最大資本二十万吊(八万元)

店行　約十三戶一戶の資本約六万吊(二万四千元)

油房　磨房　粮行

以上は兼業せる者多數を占め油房の專業は僅に七八戶に過ぎずして兼業の數は約五十戶に及ぶ磨房は尤も盛にして每戶に三四班を設く一班一日百三十斤を得

燒鍋　一月資本的三十万吊(十二万元)一班一日百三十斤を得

當舖　二戶雜貨を兼ね資本二十万吊前後

錢舖　六戶

雜貨商　五　雜貨兼質商　二

雜貨油房磨房兼業　六　店行(問屋)　五

藥舖　三　菓子商　二

藥舖雜貨商　一　雜貨燒酒油房磨房兼業一

等にして其最も大なる者は資本三十万吊を有す、

本市にも商務公義會の設けあり、重なる商店三十餘家其董事たり、

商業範圍は拉林、五常、賓州及哈爾賓、ニコリスク、浦鹽港、營口、上海に及び仕入に就ては營口第一とし、上海、浦鹽港等之に次く、仕向は多く拉林、五常、枯楡樹、哈爾賓等とす、

輸出入に於て輸入は大略左の如し、

打連布	七五〇捆(一捆一五疋)	價　二二五、〇〇〇吊
花旗布	七五〇　(一捆二〇疋)	價　二八五、〇〇〇
綿絲	一〇〇包(一包三七〇斤)	五四、〇〇〇
白砂糖	一、六〇〇包(一包一一〇斤)	六九、〇〇〇
赤砂糖	二、五〇〇包(一包一三〇斤)	七五、〇〇〇
氷砂糖	一、〇〇〇包(一包六五斤)	二〇、一五〇
連紙	二〇〇扛(一扛八一五疋一疋九六枚)	三、三〇〇
石油	一、二〇〇箱(二罐)	一八、〇〇〇

右は純外國產品にして以下は內國產品輸入物とす、

大尺布	五、〇〇〇捆(一捆四十疋)	價　一、八〇〇、〇〇〇
清水布	一、〇〇〇捆(一捆四十二疋)	一、六三、八〇〇
套布	六、〇〇〇捆(一捆一一〇疋)	九二四、〇〇〇
綿花	五〇〇包(一包五五〇斤)	三〇二、五〇〇

輸出は未詳に屬し、其一個年の集散高は左の如し、

小麥	二〇〇、〇〇〇石	四七〇〇、〇〇〇吊
大豆	一五〇、〇〇〇石	三三七五、〇〇〇
大麥	一五、〇〇〇石	一五〇、〇〇〇
粟	五、〇〇〇	一六五、〇〇〇
高粱	五、〇〇〇	五五、〇〇〇
綠豆	五〇〇	一五、〇〇〇
麻稱子	二、五〇〇	五〇、〇〇〇
小豆	一三、〇〇〇	二九、二五〇
青麻	五〇、〇〇〇斤	八、七五〇
綿麻	五〇、〇〇〇	一五、七五〇
葉煙草	二〇、〇〇〇	一〇、五〇〇
藍靛	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
豆粕	六三、〇〇〇個	六三、〇〇〇
元藤	五、〇〇〇	一、六七五
麥粉	二五、〇〇〇	二三七、五〇〇

吉林通覽

燒酒	三三〇、〇〇〇斤
木耳	五、〇〇〇

八、伊通州

伊通州は、其建設最も古き奉天、吉林間街路上に於ける一市場とす、地は伊通河の左岸に在り、北の方吉林を隔る二百八十清里、南の方鐵嶺を去ること三百七十清里、西公主嶺に九十清里の地にあり、吉林南部の一大要衝の地たり、人口約二万五千乃至三万を有す、商店の總數四百戸に及ぶ、重なる商店左の如し、

當行　七、多くは雜貨を兼業す、其資本は當行約二十万吊、雜貨行最も多きもの十万吊、合計にて十二万元、

雜貨行は、一ヶ年の賣上げ最多三十万吊、當行は一ヶ年二十万吊前後とす、

店行　二、一戸の資本三十万吊、前後一ヶ年賣上額最多五十万吊に及ぶ、

燒鍋　二、一戸の資本二十五万吊前後、

右の外大小雜貨店三十餘戸に及ぶ、

輸入品の重なる者は、綿布綿絲、絹布類、糖、茶、木材、石油、紙、其他諸雜貨にして、冬季黑龍江省より馬を輸入し、市を開く、輸出品は麻、葉煙草、豆油、豆、藍靛等とす、

吉林通覽

取引地は從來營口を第一とせしも、日露戰爭中は哈爾賓を第一位とせり、是れ浦鹽港經過の物資にして、一度哈爾賓商人の手に入りて、再び當地の商人に賣買せらるるなり、戰後の今日は、大豆の需要が矢張り營口を第一位とするにより、爲替の關係及從來の商業取引關係上より、輸入も依然營口を第一位に置くことゝなれり、之に次ては鐵嶺にして、大豆の輸出は鐵嶺を第一とす、一ヶ年の全輸入は公議會の稱する所に依れば、大略百五十萬元内外にして、此中綿布綿花綿絲は其七割を占むると云ふ、大豆は一ヶ年約六七万石を輸出し、大部分は鐵嶺に輸送す、麻は一ヶ年約三万斤を輸出す、

其特種產物の產額は一個年左の如し、

砂金	二、五〇〇兩	貂皮	五、〇〇〇枚
灰鼠皮	五〇〇、〇〇〇枚	水獺皮	六〇、枚
海豹皮	二〇〇枚	狸皮	二、〇〇〇枚
虎皮	一五枚	狼皮	三〇枚

重なる輸入物價額は、一個年大約四百五十萬吊にして、其內容左の如し、

大尺布　四五、〇〇〇疋

套布	
花旗布	一三、七九〇尺
打連布	
清水布	
綿絲	
綿花	
白砂糖	
赤砂糖	
氷砂糖	
其他	

重なる輸出品の概算左の如し

大豆	六〇、〇〇〇石
葉烟草	四〇、〇〇〇斤
豆油	三五、〇〇〇斤

營地の金利は、官帖局の利率七厘の外普通商人間の貸借及び鐵嶺營口等より借入

の場合には、一分乃至一分二厘を要す、
爲替は、廣生祥世義恒等の大豆問屋に於て之を爲し、自家の都合上利益ある時のみ鐵嶺に限りて之を取扱ふ、若し其以外に爲替を取組んとするものは、吉林に爲替取組を爲し、更に他處に轉送す、

九　五常廳

は、拉林河の上流に位し、吉林の東北部約百十清里の地にある一市場なり、小長白山系の北に透迤せる餘波起伏の間に在り、東山河屯北五常堡と二大邑の中間に位置し、吉林三姓の中央に介在し、政治的必要地點たり、光緒七年此に廳を置き、地方行政を分司せしむ、地稍や僻在するの故を以て其商業大に見るべきものなしと雖も、人口一万を有し、商家の重なる者左の如し、

當行	六	雜貨行	
燒鍋（燒酒釀造）	四	磨房	
油房	二〇		

等にして、雜貨行油房等は兼業せる者多し、資本は當行の大なる者十万吊にして、一ケ年の取引高十一二万吊とす、雜貨行は又た當行にして、兼業せる者多く、其資本七

八万吊とす、燒鍋は其資本多きは十万吊にして、一家一甬（甬は烟突なり）燒鍋は甬數によりて製造釜の數一定す）を有し、三班を運轉す、磨房油房各一班の製造器を有す、此等は皆な規模の小なるものなり、

商業範圍は、吉林長春營口、阿勒楚喀、及附近の村莊にして、吉林は最も密接の關係を有す、

輸出入の情況は、輸出に於て、葉烟草及麻を大宗とし輸入に於ては綿布綿花を主要とすること他と異ならず、今其數量の大概を示せは左の如し、

葉烟草	七〇〇、〇〇〇斤	麻	一二、〇〇〇斤
燒酒	五四〇、〇〇〇斤	豆油	二六〇、〇〇〇斤
麥粉	三三〇、〇〇〇斤	豆粕	八〇、〇〇〇個

右は當地に集散する數量の概數にして、此中豆粕及麥粉は遠隔地に送出する者稀にして、近距離の村邑に供給せられ、葉烟草及麻は吉林及長春へ輸送し、燒酒豆油は吉林長春阿勒楚喀等に輸送す、

輸入品は

綿布綿絲綿花	二八〇、〇〇〇吊
白赤氷砂糖	一二、〇〇〇

石油　一六、〇〇〇
其他　八〇、〇〇〇

等にして、其大部分は吉林より仕入れ、一部分は長春、阿勒楚喀等より仕入を爲す、當地の通貨は、多く土地の商店が發行せる帖子手形にして、吉林官帖少なし、隨て其相場に相違を生し、少なくも一割以上の差あり、

十　延吉(局子街)

は、延吉廳の所在地にして、吉林省の南端に在る一市場なり、其西南部は南岡と稱し、所謂間島なり、市街は一小市場に過ぎざるも、南岡平原に於ける豐富なる農産物は茲に集來す、故に將來は必ず發展すべき運命を有す、るも、馬賊の巢窟地にして其防害を受け、大に商業の發達に害あり、未だ甚だ微々たるを免れず、人口約三千にして商店は左の如し、

雜貨行　大、小　二〇　資本大なる者一万吊内外
油磨、房約　一〇　資本大なる者五千吊内外
燒鍋(附近ニアル者)　三　資本二万吊内外
雜貨行の一ヶ年の貿上は、約一万五千吊内外にして、油磨房は一万吊内外なりとす、

取引地は環春吉林を第一とし、周圍地方村莊を顧客として其中心たり、
物産は麥を第一とし、大豆之に次ぐ、蘑姑、人蔘、木耳、煙草、麻等を產し、麥大豆は重に渾春に輸出し、蘑姑其他は重に吉林に輸送す、吉林よりは綿布類綿花等を第一とす、瑯琊製作品等とす、

十一、依蘭(三姓)

は、牡丹江の北流して松花江に合流する處に在り、其周圍は山嶽を以て圍繞せられ、二水合流の交叉點に在りて且庫魯皆の二河亦た此に會流するにより、市街の三面は水の環流を受く、其他形は甚だ形勝と稱すべからざるも、乾隆三十年の頃より、此地に產出する金は、漸次人に知らるゝに至り、採掘に從事する人の入來する者を增加し、三十五年に至りては、一市街を創建するに至れり、後政府は本市の必要地たるを認め、副都統一員を此に置き其行政を司配せしむるに至れり、爾後三姓金廠の名漸く中外に知られ、市街亦た大に發展を見るに至れりしが、近年に至りて礦脈殆と斷へ、出金額極めて微々たるに至り、元來產金によりて發展せる地方なれば、隨て市街商業に大頓挫を來し、漸次衰退に傾きつゝあり、
商店は大小百餘戸あり、其中公義會に屬する者五十三戸あり、其最も大なる者左の

如し、

質、雜貨、油房、磨房兼業	一	質、雜貨、磨房兼業	二
雜貨	五	雜貨、油房、磨房兼業	一

等にして、資本の最大なる者十二万吊にして、一ヶ年の賣上高十二三万吊なりとす、

本市は、松花江の要部に在るを以て、船舶の交通甚だ便なり、即ち本市伯都訥間には毎月三回定期航船ありて、相互より發船す、下江には四日を要し、上江には七日を要す、

物產は金を第一とし、毛皮之に次ぎ、木耳、菌、木材、等又た之に次く、

在留邦人二十餘名あり商業に從事す、

商業範圍は、上流哈爾賓、阿勒楚喀、下流はハバロフスク、蜂密山、太平溝等に及び、其限界甚だ狹隘ならざるも、唯一の產物たる金の產出を減ぜは、比較的農產物の多からざる本市場は、少なからざる打擊たるに相違なし、

輸入は、他の市場と同一の傾向を有し、之を表示すれば左の如し、

花旗布	二、〇〇〇疋	三〇、〇〇〇吊
打連布	七五〇	一一、二五〇

綿絲	三七、一〇〇斤	四五、六〇五
白砂糖	一五〇、〇〇〇	二八、〇〇〇
赤砂糖	一〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇
氷砂糖	三、二五〇	一、七六七
連紙	二〇扛	七〇〇
燐寸	三、〇〇〇包	三六〇吊
石油	一〇〇箱	二、〇〇〇吊

內國品は

大尺布	二、〇〇〇疋	一三、六〇〇吊
套布	七五、七五〇	一〇六、〇五〇
清水布	二、一〇〇	八、四〇〇
綿花	二二、〇〇〇斤	二二、〇〇〇斤
葉烟草	一、〇〇〇包(一包百斤)	六〇、〇〇〇
米	一〇〇石	一六、〇〇〇

等を重なる者とし、鹽、茶等必要品亦た輸入せらるるも、其數明かならず、

輸出は例に依て集散高を示すに過ぎず、特種物産の産出價額は一ヶ年大略左の如きものあり、

砂金	約二、五〇〇兩	
毛皮類	二四六、〇〇〇吊	
木耳菌等	二〇〇、八〇〇	
木材	二〇、〇〇〇	

而して穀類の集積高は左の如し、

小麥	三、〇〇〇石	一石の價三〇吊
大麥	三〇〇	仝　二四
粟	一、五〇〇	仝　四〇
大豆	五〇〇	仝　三〇
豆粕	四〇、〇〇〇個	一個　一
豆油	二〇〇、〇〇〇斤	一石　三〇

寬街は松花江の上流に注入する輝發河の上流に在り吉林朝陽鎭間道路の中央點に在る一市街なり吉林を去ること二百四十清里朝陽鎭を距ること一百八十清里とす戸數約五百人口五千を有し松花江上流地方の一集點たり商家の數少なからず就中店行は尤も多く之に次ては假館にして此山間の地に似ず頗る壯觀なり之れ多くは贅澤なる人參商人が此地に入り込むか爲めなり燒鍋四戸あり雜貨店は甚た大ならずと雖も其數少なからず物産としては藥用人參葉烟草麻石炭藍木材等を重なる者とし大豆高粱磨姑等も亦た多し、

大豆高粱等は重に朝陽鎭を經て鐵嶺開原に輸出し藥用人參は多く營口商人が此地に來りて購買す其他葉烟草麻石炭木材等は輝發河及松花江を下りて吉林に出るものあり陸路鐵嶺開原に出るものあり吉林に於ける石炭及コークスは重に本地方より供給せらる水路に依る運貨は石炭一百斤に付吉林迄約五百錢(二十錢)なりと云ふ其地の諸雜貨は一吊以內にして日數四日を要す、

第三節　商店及習慣

吉林省の商店は他省の商人に依りて開店せらるゝ者甚た多し其原因は一は東三省の地が由來旗人の獨占に歸し且つ旗人は多く官吏となり然らさる者も多くは

土地によりて衣食を爲し得るによりて、比較的商業に從事する者少なく、其土產購入のため來りて商を營み、漸次輸出入の均勢を保つべく努めて土着の商人となりたる者は、多くは漢人種なるに是れ因れり、吾人の調査せし所に依れば、固より正確なりと云ふへからざるも、大略左の如き比例を得たり、掲けて其一班を窺ふに便にす。

一、商店の原籍比較

吉林省人の開店	百分の三三・四
山東省人の開店	〃　二九・四
山西省人の開店	〃　一八・〇
直隷省人の開店	〃　一七・〇
奉天省人の開店	〃　一・八

右は吉林長春哈爾賓、以下商業市場の項に記載せる各市場の大商店のみを基礎として算出せるものなり、之に依て見れは百分の六十五は他省の商人に係る東三省の地が殖民に因りて漸次發展を來すへき一の間接例證たりと云ふべし。

二、資　本

資本は此等商店が以て活動する所以にして、之を知るは極めて肝要の事に屬するも、資本を秘密にするは支那商業の六韜三略とする所なれは、容易に外人の窺知すること能はず、然れとも吾人が種々調査せる結果の示す所に據れば、資本は意外に小額なるものゝ如し、某商の如く其資本を幾百万兩と記せるか如きは、蓋し資本主の財產を誤解せしものなるへし、資本主は幾百万兩の財產を有する者之れなきに非す、現に吉林の首富牛家の如きは、其一族を合せて財產七千万吊ありと稱せらるゝも、然れとも吉林の牛家の開設せる商店は、少なくも全省に三十戸を下らさるへく、其資本は一億七千万吊、殊に少なからさる部分を占むる不動產を除きたる殘額を以て分配せらるゝを思ひ、且つ今日の吉林商業として、過大の資本を適當に運轉する能はさるを察し、吾人は大約左の如く調査の結果を發表せんとす。

吾人の信する所は、一戸の商業資本最多額なる者も三十万兩を超ゆることなし而して比較的商業の廣大に行はるゝは、大に人の判斷を誤らしむる者ありと云へとも、細に其由因を窮むれは、是れ全く信用取引の盛なるの結果にして、殆と無手にして只た信用をのみ利用して商業せる者さへありと云ふ、元來滿洲の資本は決して多からす、是を以て有利事業も起す能はすして、他省客商の投資を待つの風あり、今

日客商の多數なるも、一は資本の缺乏が誘致せる現像たらずんばあらず。

三、組織

商店の組織は稍や我邦の會社に彷彿し、商業經營に任する者と、商業資本を供給する者とは、自ら分界あり資本家を稱して財東（ツァイトン）と云ひ、商業經營者を稱して掌櫃（チャンクイ）又は管事人（コワンシレン）と云ふ。財東と掌櫃との關係は、普通の雇主と雇人の關係とは大なる相違あり、財東が一商業に對して放資せる時は、其商業の全權を掌櫃に一任し其營業上に於ては掌櫃より相談ありたる時の外決して干渉を爲す事能はず。掌櫃の權力は極めて重大にして殆と自家獨營する商業と異る所なし。是を以て掌櫃の良否は財東の榮枯に關す。故に掌櫃の選定には最も愼重の方法を取り、其地方に於ける大商店の二三の舖保を要す。舖保とは商店が責任を負ふ所の保證にして、其推薦人の行爲に就ては無限に責任を有するものなり。如此して財東は掌櫃を雇ふも之を雇とは云はずして之を請と云ふ。請ひ致して其任に當らしむる意なり。此等の諸習慣は支那各省と異る所なく極めて秩序的に行はれ、其結果は最も良好なり。而して財東と掌櫃との關係は、又た種々なる種類あり、純然たる財東掌櫃の關係なるあり掌櫃も亦た資本の幾部分を提供せるありと云へども、要するに財東は商業上に干渉せず掌

櫃は毎月家族の生活費として最も多額なるも百元内外の支給を受け、其餘の所得は利益の分配を受くるに在り。此利益分配を稱して分子と云ふ。上に述へたる掌櫃は即ち一商店の總理にして、普通之を大掌櫃と云ふ。大なる商店には大掌櫃の外少なくも四五名の掌櫃あり、此等は商店の課長とも稱すへきものなり。彼等は毎月十元以上の家族生活費を受け、更に利益の分配を受く。之を稱して吃分子（チフェンツ）と云ふ。商店に於て吃分子以上は所謂高等官待遇にして極めて勢力ある者なり。彼等の利益配當率は、大掌櫃にして最も多きは五分に至り其他の者は五厘乃至一分より二三分に至る。掌櫃以下の雇人即夥計なる者は、皆な月給取りにして少なきは三四兩より多きは十餘兩に及ふ之を稱して吃勞金（チラウキン）と云ふ。而して商店員全部を通して食事は店費を以て支出する者とす。

四、商店の種類及情況

商店の種類は千差万別にして一々之を揭示し難しと云へども、本省に於て最も重要なる商店と稱せらるゝ者は、雜貨行、店行、當行、錢行の四種にして、之を四大行と稱す。全省各市場に於て此四大行全部を有するは、必す大市場とす。多くは雜貨當の二行とす。今吉林市場の四大行の實情を大に示し、以て一般を推知するの便に供せん

ざす、蓋し各市場共其商業習慣は差違あることなければなり、

店行

店行は、一に發行店と稱し、我邦の問屋にして、倉庫業を兼るものなり、其取扱ふ貨物の種類によりて於廠店と稱し、又は大車店と稱するも是れ只た便宜上の稱呼にして、其店行たるは一なり吉林市街に於て店行の大なる者從來八大店行の稱ありしか近時重要土產の出廻減少せるにより六大店に減せり、(永升恒升源發復成裕太、增興、之を六大店行と云ふ)而して大小を合算する時は、現に猶は十七戶を有せり、店行は極めて盛大有利なる營業にして、其顧客は常に貨物を車馬にて運搬し來り、店行內に止宿し、日々優遊して賣買の事は一に店行に委任す、是を以て店行の家屋は壯大を極め、一千坪に近き空庭を有し、之を圍むに連擔せる三四百の小房室を以てし、顧客の宿泊に供ふ、其使用人の如きも夏季閑散時に於て一百人、多季商業季節には二百人を使用する者あり、其資本も多きは四五十万吊、少なきも二三十万吊を下らず、此等の資本は一人にて支出せるあり、三四人の合資に係るありと雖も要するに一人の大掌櫃を請聘して、其業務を總括せしむるものなり、

商業範圍は、北は哈爾賓、齊々哈爾三姓新城より東は琿春、寧古塔、南は延吉、伊通より

奉天、營口、天津、上海、西は長春、鄭家屯、山海關、永平等に及ふ、

手數料は、店行營業の目的とする利益なり賣買成立に對して店行は左の手數料を徵收す、

賣主より(從價表準)

葉烟草	四分	綿絲綿布	二分
其他	三分		

買主より(仝上)

葉烟草	二分	其他	一分

此外商品の南方輸入品なる時は、之を南貨と稱す)其貨物が賣捌かるると否とを問はず、一度店行に入りたる者は、倉敷料(棧錢と稱す)を徵收す、其料金左の如し

花旗布	一件に付	一、〇〇〇	文
大尺布	仝	五〇〇	
綿花	仝	五〇〇	
石油	仝	五〇〇	
套布	仝	五〇〇	

砂糖　仝　五〇〇
打連布　仝　七五〇

吉林官衙は、商品の賣買に對して課稅をなす而して便宜上店行は稅金の代辨をなし、官衙をしては各人より徵收するの煩を減せしめ貨主をしては各自納稅の累を免れしむ此等の稅金は價に加算して徵收する者にして其稅率左の如し、

賣主より　九盖百分の九之を九盖捐と云ふ)
買主より　一分一盖百分の十一之を七四盖捐と云ふ)

此外賣主より賣價一吊に對して銅錢一個を財神廟に寄附する習慣あり、

雜貨行

雜貨行の大なる者は、之を絲房と稱し、市中に三十餘戶あり而して小雜貨舖に至りては優に二百戶に上る、今其資本額を調査せるに、大は三四十萬吊より十萬吊小は一二萬吊を有すと云ふと雖元より精確なる數字と見る可らず而して其一年間の賣上高は三十萬吊に達するものあり使用人の數は大なる者一百人より小は十數人に至る、

雜貨行は店行に於けるが如く利益は手數料に因て得る事なく、販賣の貨物に相當

の利を附して賣捌くものなり普通の貨物は二分を付すと云ふ又雜貨行は店行と其利害關係を共にし、店行は雜貨行によりて成立し雜貨行は又た店行の存するありて成立すると云ふも不可ならん前に述べたる如く店行は貨主より委托を受け貨物の賣捌をなすものなるが故に店行に於ける外櫃は日々必ず各雜貨行に出入し、自店の存貨と其價格とを報じ若し雜貨行が買はんとするの意志あらば外櫃は之を貨主に報じ、茲に始めて店行の媒介によつて貨物の賣買は成立するなり、蓋し店行は委托されたる貨物を賣買して以て其間に利益を見るものなるが賣して以て其間に手數料を得雜貨行は自己の貨物を小商業範圍は、仕向に就ては多く吉林省內に限られ、主に吉林以北の各城市に其同字號を有し、南方市場貨物の直接仕向を爲すものの小なし、只た各商店は其元籍地方に於ては取引店を有し、直接仕向を爲すことあり、卽ち山東商人が吉林より直接山東へ送貨を爲すことあり、仕向の重なる地方は三姓、琿春、延吉、五常、依通等とす、仕入に就ては上海、營口、天津等にして大なる商店は人を派して直接仕入を爲し、或は供給地方より人を吉林に派して雜貨行內に駐在せしめて之を辨するあり、

雜貨行の商品としては綿布、綢緞及各種雜貨(砂糖類、紙類、絲線類、燐寸、顏料、香料等)の

三種にして、綢緞は多く上海の貨物にして、雜貨は營口を經由する日本及南清各地所產の品に係る、

此等南方雜貨の經路は、之を三路に分つを得べし、一は滿鐵線によりて長春に來り、更に馬車にて吉林に入り、一は鐵嶺開原を經(或は營口より馬車にて)馬車にて御路を通過し伊通を經るもの、一は鐵嶺開原等より海龍城を經て、中間山間線に依りて來るものとす、之は一に貨物の移動の情況に依り、運賃に變化を生するより、其低廉なる者に依るによりてなり、

當行

吉林の街上には、もと三十餘戶の當行ありしも、晩近稍々斯業の衰頽を來し、現下存するもの合計二十二戶にして、當舖二手のものと他に絲房估衣等を兼業とするものとあり、當行の取扱ふ事業は、我國の質屋と同一にして、其當押の目的物たる何れの地方も皆土地家屋牲畜を除きたる、衣服首飾什器穀物雜貨及び間々其他の商品等をも擔保として金錢の貸出を營むものにして、錢舖票莊銀莊等の融通機關に信用を有せざる小商人等に取りては唯一の金融機關たるなり、

當行の資本金は孰れも二三十萬吊にして一ケ年約十萬吊より二十萬吊の貸出お

りと云ふ吉林に於ける當舖の資本金は多く當地土着の人にして直隸山西山東の敏腕家を雇用して之が營業の任に當らしむるが如し、其使役人數も十數人より多きは二三十人も普通とす、

當行の家屋の構造は極めて堅牢にして、屋の周圍には堅固なる墻壁を設けて盜賊の侵入に供へ、後庭には大なる倉庫を有して質品の貯藏に供する事我國に同じ、店頭も資櫃は外客の身丈の高さある張板を以てし、數名の店員この間に來客の應接に從事す、當舖に於ける利率期限の制定も、時と處とにより差異あり、吉林に於ては、每一吊につき、一ケ月京錢三成、即ち三分の利子にして、特に十月より十二月に至るの三ケ月間は、二分又は一分五厘の利子を附す、但しこれ等の利子は貸出金額の多少によりて增減するものにはあらず、又期限は一般に二十四ケ月にして三十五日間迄は一ケ月と見做して計算す、其他の慣習等に至つては、我國のそれと大差あることなし、而して我國の質業に比しては、顧客に對して寬大なるものあり、

當行は、地方により、其資本金の多寡によりて、當行質舖典舖押舖の四種に區別する處あり、又奉天に於ては、押舖の事を俗に小押兒と稱し、千圓內外の資本金を以て金錢の抵當貸附をなすものあり、此外公議會の組織による公議當舖もあれども吉林

に於ては未だ此等の區分及組織のあるを聞かず、由來當舖は清國にありては燒錫と共に最も有利なる營業とせられ、その開業に際しては政府は特に營業許可證を下附す、之を龍票と稱す、龍票に對しては票稅と稱して一年に一回元寶銀一塊(金益五十三兩五錢)を其參稅局に納入すべきものとす。

錢行

錢行は、一に錢莊又は錢局と稱し、其主業としては、兩替業をなし、又兼ねて預金貸出と手形發行とを營み、或は又爲替業をも兼營するものあり、又金店と稱して砂金の購入販賣を兼ぬるものもあり、錢行の開業に關しては、政府は之に就て何等の干渉をもなすなく、全く個人の自由に放任したり、其營業開始に際して、豫め通知書を當地の商務會に差出せは可なり、

吉林に於ける錢行は、其商務會に連名せるもの四十二戶あり、內稍大なるものは十六戶にして、六戶を除くの外は皆銀匠雜貨舖等の兼業に係れり、今彼等が資本金を聞くに、小なるものは二三萬吊より、二三十萬吊を普通とし、大なるものは六七十萬吊のものありと云ふ、其使役人數は十五六人乃至三十五六人なり、又當地に於ける錢舖の營業主は、山西、直隸人多きに居り、本地人は比較的少なし、兩替業は元寶銀元、

銅錢等の兩替をなし、其間に利益を見るものなるが、其營業は元寶等の重量の秤量、銀質の判定等を除くの外は、我國に於けると甚だしき相違あるを見ざるなり、

銀錢の貸出に際しては、商人は錢行に對し信用厚き保證人或は抵當の物品を要し、貸借双方に於て互に信用あれば、保證人を要せさるのみならず他に抵當とすべき物品をも要せさるなり、其貸出期限を吉林に於ては六ケ月と三ケ月との二種に分ち此の期限の事を卯と稱し、前者は六月十二月の二期に、後者は三月六月九月臘月の四期とす、又期限滿了の當月は、其初旬に於て返濟すべく、特別の契約あるの外は、中旬下旬に至るを得ず、又利子は抵當の有無に係はらず、一に相互の信用程度と期限とに依り、普通は月二分乃至二分五厘とす、然れ共こは時季の關係により甚敷き高低を來す事あり、其最高の時季は冬期十、十一、十二、の三ケ月にして、月四分にも上るを往々あり、又一月中は清人の在來の習慣として、金錢の借用を忌むの風習よりして、殆んど貸借なしと云ふて可なり、其他の八ケ月には、最低額月五厘に下ることもあり、但し、これとても貨物集散の關係によること論を俟たざるところなり、又借入金は、期限の到來に際し單に利子のみを納れて更に次卯まで延期することを得るものあり、一に債主との妥協に因る爲替は之を滙兌と稱し、

錢舖が取扱ふ所の爲替業は、其取引區域極めて狹小にして、不便少しとせず、而して其取扱には都て元寶銀に限られ、銀元、紙幣、官貼の爲替は之を取扱はず、又爲替は一票(二十錠を一票とし千〇七十餘兩に當る)以下の取組は之を取扱はざるも、その滙費の比例は金高の多少によりて增減するをなし、

錢舖が發行する手形は、之を錢票又は錢帖子と稱し、(錢票の發行は、獨り錢舖のみに限らず、吉林にては永衡官帖局の發行に係るものと、銀莊及各信用ある商店より發行するものとあり)銅錢又は制錢の不足を補ふ爲め、其代用として專ら市中に流通せしむ、之が發行に關しては、政府は何等の干涉をもなさず、只た發行者の資力と信用とに放任し、其樣式等に付ても更に何等の制規なきに係らず、比較的濫發をなして市場の恐慌を來さしむる事少なし、錢舖は、普通兌換準備として發行高の約三分二の現金を存置するものとす、

鑣局(ビヤテチユイ)

鑣局とは、一種の保險會社にして、即ち滿洲名物の馬賊保險を爲すものとす、此等鑣局なる者は、各地とも之れあり、各局互に氣脈を通するは勿論にして、此鑣局を開設するは、多くは知名の俠客又は馬賊の歸順者等にして、常に馬賊とは氣息の相通す

るものなり、故に鑣局が保險せる貨物には、一の旗幟を立てゝ之を表示し、馬賊は決して之を侵すことなし、何となれは馬賊は之を看過するに就ては、言ふ迄もなく相當の利益を享受する者なればなり、一方に於ては人の財物を掠奪し、一方に於ては其危險を免れしむる保險料のコンミッションを得、滿洲の馬賊も亦た好商買ならすとせんや、今吉林に於ける鑣局を左に示さんとす、

吉林市には八戶の鑣居を有す、長順、景勝、同義、福盛、福順、天興、福舛、三成、とす、此中同義、長順、景勝の三局は貨物の保險と兼て銀元、銀帖等の通貨の保險をもなす、他は只た貨物のみの保險をなす、

銀元の輸送に當りては、局より裝入すへき箱を供し局車にて輸送し、豫め證票を依賴者に交附するを常とす、貨物の輸送には、局車を供する者と貨主の自ら車を雇ふ者とあり、小車には一名、大車には二三名、局より武裝せる壯丁を附す、車輛には其局號を記せる赤色三角旗を樹てゝ目標とす、

目下吉林の鑣局の取扱は、重に吉長間の貨物銀元にして、他地方には甚た多からす、鑣局の最も多忙なる時期は、十、十一、十二の三個月にして、其保險料は時期又は貨物によりて高低あることなし、保險料左の如し、

銀元　一百元に付　三角(一元十分の三)
元寶銀　一錠に付　五百文
貨物　一件に付　五百文
官帖　百吊に付　三百文

此の如く鏢局は貨主と契約して保險料を受取りたる上は、万一損害に遭ふ時は固より辨償の義務を負ふ、只た本營業の如きは畢竟寔博の徒の營むものに係り、眞正の商業として之を目する能はず、

馬賊は獨り鏢局の保險なき貨物に劫奪を行ふのみならず時としては彼等と連絡なき鏢局の保險貨物を奪ふ、是れ一は彼等と連絡ある鏢局の繁榮策たらずんばあらざるなり、

鏢局の營業は元と水陸共に行はれたりしが、今は交通の便開けたると商業の不振とに因りて大に衰退せり、現今大なる局の一ヶ年の利益は、僅に三万吊内外にして、昔日の十分一に相當すと云ふ、

五　計算及節期

財東對掌櫃の計算は三年又は五年に一回之を行ふものありと雖も、通常三年一回之を行ふもの多し、商店相互の取引に就ては三節(五月八月十二月)に之を行ふ、之を三卯と稱す、期定には抹退と稱する便法あり、各取引商店が貸借帳簿の持寄をなし、其貸借を抹消添除する者にして、即ち甲商店が乙商店より受取るべき計算を丙商店へ振替相互帳簿上に於て其授受を行ふものなり、抹退は古き歴史を有し、四五十年以前には貨幣の欠乏により て財界に恐慌を來し、隨て抹退のみ盛に行はれて、市上現金の流通するものなく、漸く其弊に耐へざるに至りしが、其後自然的救濟によりて、今日猶は此方法の行はるゝあり、而して今日は大に利便なる方法として歡迎せられつゝあり、

六　商業期節

商業期節は、秋季收獲後即ち十月より漸次繁盛に趣き、十二月に至りて最極點に達し、追減して一月二月に亘る、之を要するに本省の商業は冬期を以て最も盛に行はるゝ期節とす、之れ一は收獲物の販賣と之に因りて得たる金額によりて必要物貨の購入を爲すに因ると云へとも、一は冬期に至れは道路凍結して馬車の往來至便なるに加へて人と馬車と共に閑散となり、人馬共に徒食せさるを得さるより、食粮を得る丈けにても幾分の利益となるに依り、極めて低廉なる運賃にて馬車の輸送

に從事するにより、凡て遠方よりの貨物の運送は、皆な此季節を待て之を行ふによ
り、夏期に要する物品と云へとも、猶は一二月の間に運搬取引せらるゝを常とす、故
に冬季は本省に於ける最大緊要なる時期にして、全年の商業は只た此冬季十一、十
二、一、二の四ヶ月に於て、其大体の運命を決定すと云ふも不可なきなり、

第四節　商務會

商務會は商家の團体にして、久き前より之れありと雖も、南方支那に於ける會館の
如く純然たる商業機關にはあらす、目下本省各地に設けらるゝ商務會又は公議會
と稱する者は、只た値に願の祭禮等に要する費用の徴收を爲し時としては官廳に
向て一般商家を代表するに過きす、故に多くは常設事務員等ありて、日々事務所に
執務する等の事なく、只た値年と稱し、其年の輪番に相當せる商家の掌樞が有事の
時に相會して事を議するに過きす、北京の商務部は、此等商務會公議會館等をして
純然たる商業機關たらしめんと欲し、一の表準章程を發布し、之れに則りて一般に
改善する所あらしめんとせり、而して各省に於ては、漸次表準章程によりて改良を
加へつゝありと云へとも、東三省の如きは、未た普及を見る能はす、吉林省に於ては、

獨り長春の率先改善せるあり、蓋し省中の嚆矢にして、又た模範商務會なりとす、本
年六月吉林も亦た之に倣へり、遠からさる未來に於ては、各地商務會も、亦必す長春
に倣ふて改良するや疑なかるへし、故に茲に長春商務總會を擧けて、其一班を示さ
んとす、長春商務總會も、其前身は勿論從來の公議會にして、昨年十二月に於て其規
模を改良せるなり、今日に至りては殆と我商業會議所と彷彿たるものあり、長春府
管内の各商務會又は公議會等は、本總會の統轄に歸し、常に氣脈を通し居れり、現任
會頭は高宗舜にして同和盛銀行の大掌樞なり、今其規則中より、重要なるものを拔
萃して列擧せは左の如し、

イ　目的

總會の目的は、商情を聯絡し團結を鞏固にし、散漫の弊を除き、排濟の習を革め、商業
の發達と公共の利益とを希圖するにあり、

ロ　事業

總會の事業は

イ　商業盛衰の調査

ロ　各市場狀況の調査

ハ　原産製造の奨勵
ニ　商品改良に關する研究
ホ　商業教育の振興
ヘ　商事に關する爭議仲裁
等とす

ハ　會員

會員は、本市に於ける正當なる商人、又は永く當地に在住せる客商、及工業漁業又は林業者、及び其店員なるを要し、其數定員なし、而も年齡三十歲未滿、在住五年未滿の者、又は素行修らさる者は、役員選擧に對して其權を有せす、又た其營業劣惡と認むへきものは、入會を許さす、會員中會の名譽又は公益を傷損する者は、退會せしむ、

ニ　役員

役員は左の如し

總理　一名

長春に在住營業する事五年以上にして、年齡三十歲以上の者より選擧し、在任期を一ヶ年とす、但し滿任三ヶ月前に、會董會議の決議を經、商務部に上申して再任することを得ると雖も、三任することを許さす、

協理　一名

資格及任期は總理と同樣にして、總理を輔佐す、

會董　三十六名

本市に在住する者にして商情に通し、品行端正年齡三十歲以上の者より選任す、而して之を會計應接、調査、工程の各科に分ち、其專任を定め、事ある時は、會董會議を開く、以上三役の任命は、先つ會員中より會董を選擧し、會董中より總理及協理を選任す、此外更に、

請聘役員を置く左の如し、

理事　一名　掌稿　一名　繙譯　一名
司賬　一名　書記　一名

五　會議

會議は之を分けて、常會、特會、年會の三種とし、常會は四季一回、年會は極月に於てし、特會は緊急の要件ある時臨時に之を開く、

六　經費

會の經費は、舊各公議商務會、及公所等の存欵を收容し、時々の收入としては、商店の開店、增資、土地家屋の貸借、買賣、質入、抵當等に際しては之を會に登記せしめ、其登記料及手數料等を以て之に充つ、若し經費に剩餘を生ずる時は、之を存欵中に入れ、將來重要なる實業を起す者に融通を計り、又は會の事業費に充用せんとす、

第五節　金融機關

吉林の金融機關は、未だ幼稚の域を脫する能はず、準然たる銀行業を營む者は、唯一の道勝銀行、即ち、露清銀行あるのみなりしが、已に廢業の運になり居れは、今は吉林に於て一の正式銀行を存せざるに至れり、其餘の錢莊の如きは、稍や銀行業に似たる者ありと云へとも、其營業の兩替に重きを置くは、四大行に於て說く所の如し、而して其資本の如きも、多少一ならざるも、概して少資本にして偉大なる效力ある者にあらず、只た稍や一般に普及して全省に亘れる大機關たる者は、吉林紙幣の發行所なる吉林官貼局なりとす、其外多少金融の機關となりつゝある者は、錢舖、堂舖、滙莊、寶吉局、銀元局、銀爐等の銀錢鑄造所なりとす、左に之か說明を爲さん、(錢舖、當舖は商業家種類の項に出つるを以て本節には之を略す)

一、永衡官帖局

は、光緒廿三年の開設に係り、時の將軍長順は、民間商店が任意に發行する手形の、財政上至大の弊害あると、道勝銀行に對抗して、財政を確固にせんとする意思を以て、官立官帖局を設けて官帖(紙幣)の發行を爲し、民間手形發行を禁止せり、此一擧は吉林の財政界に於ける一大革新にして、其結果從前民間の手形濫發に比しては、大に良好なるものありき、官帖局の發行紙幣は、一度之を商店に貸附し、而して後ち初めて市場に流通の效力を生す、貸附には六ヶ月を一期とし期限內に返却せる者は、再三に貸附を請求する事を許す、貸附に就ての成規は、信用貸にして抵當物を要せず、信用ある大商店は、同しく信用ある大商店の保證を具して、全資產に對する六七割を限度として、貸附を請求することを許す、地方小商店等に於ては、十數戶互に連環保證を爲して、貸附を出願するを許す、而して利率は月七厘なり、官制に於ては準備金の規定なしと云へとも、每年得る所の利子を以て銀の購入を爲し、之を銀貨に鑄造し、積立てゝ準備金に充つ、發行額は、詳細に知る能はざるも、嘗て、本局に要職を占めたる某氏の言によれは、光緒二十三年より二十六年迄は、發行高八九万吊に過きす、二十八年には十七万吊の貸附を爲し、二十九年には一躍して一百万吊に及ひ、三

十二年には更に二千万吊以上に遂せりと云ふ漸次信用の増加せるを推知するに足る、而して本年度に至りては其濫發の結果兌換の不可能となりたるにより、大に信用を失墜し、一時銀紙の差二割に及びたりしが、本年五月上海より二百餘萬兩の銀輸入を見官貼局は之を購入して準備金となしたるにより、銀紙の差は全く恢復するに至り、大に官貼の信用を増加せり、然れとも元と是れ一時の現像にして元來法定の準備金なき發行紙幣は、其相場の常に銀以下に降下すべきは、蓋し自然の勢なるへきなり、

二、道勝銀行（露清銀行）

道勝銀行は、光緒二十二年の創立に係り、當省に於て純然たる正式銀行營業を營める唯一の金融機關なり、東洋各地及歐米各地とも、重なる市場とは爲替の取扱を爲し、且つ貸附をもなす營業に就ては支那人コンプラドーありて、支那人とも甚た圓活に營業を爲せり、日露戰爭前に於ける同行の貸出額は百五十万留にして、其利率は月一分なりしと云ふ奉天の敗報此地に達するや、支配人は大に狼狽し直に引揚に着手し、貸附期限未滿の者と雖も、急に返却を迫りたる爲め、債務者は少なからず困難を感し家を典し財を傾けたる者あるに至り、爾來同行は大に信用を市民に失

且つ利率の官帖局より高きによりて、終に利益を見る能はすして、本年五月閉店するに至れり、

三、滙莊

は、又た之を票莊とも稱し、爲替を專業とす、多くは山西直隸、又は江南地方の出張店にして、本地人の開設せる者は、却て多からす、其重なる者は、大德通存義公、和盛通等以て、大なる商店を有するにあらす、商店内に一二室を借受け營業せる者多く、事情に通せさる者一見すれは、數百万兩の爲替を依頼するは、甚不信用に耐へすと雖も、其組織は頗る整然として、決して錯誤あることなし、大なる滙莊に於ては、一回二百萬兩位迄の取組を引受くると云ふ、取引先きは上海を第一位とし、上海とは常に逆替爲を取組めり、是れ云ふ迄もなく、爲替料の輕減するか爲めなり、營口、天津、北京等之に次く、爲替料は、商業の狀況期節等により、日々變更あり、元より大體を示すに過きす、而して其相場は一票元寶銀二十個即ち一千七十兩を表準とし、其一票に滿たさる者は、爲替取組を爲さす、其取組の方法は、送金爲替のみにして、荷爲替を引受くるものなし、爲替引受の證憑としては、滙票を交附し、滙票には振出人の姓名金額及一

吉林通覽

覽拂若しくは十五日拂なることを記入せり、振出人は此匯票を指定地へ送附し、支拂を受くるものとす、然るに此匯票未た指定地に送達せられさる以前、振出地に於て往々賣買せらるゝことあり、營口等に於ては尤も盛に此法を使用す、故に匯票は時としては、通貨の効用を生することあり、爲替料及各地銀貨の良否によりて、生する差額とを合して、之を加色と云ふ、割增の意其割込の場合には只去幾兩と稱す、相場は左の如し(四十年五月)

吉林元寶一千兩に付各地への相場

上海へ	四十兩	營口へ	八十兩
天津へ	七十兩	芝罘へ	八十兩
長春へ	三十兩	奉天へ	六十兩

四、銀爐

銘爐を備て銀塊、頭飾等都ての銀類を銘解して、元寶銀を鑄造する所なり、獨り此等のものを改鑄するのみならず、省外各地の元寶銀圓銀貨等、本省元寶と品質の等しからさる者を、本省元寶に改鑄することをも營業とす、其副業としては、預金貸出を爲す、行ふによりて、亦た必要なる一の金融機關たり、銀爐は是れ等業務の外、預金を爲

せし、商家に向ては、手形發行の保證者となり、恰も銀行の信用狀の如き効力を商業上に有せしむ、銀爐は斯く商業上大なる關係を有するに關せす、之を開業するには別に政府の監督等を受けす、商務總會に屆出をなすを以て足れりとす、然れとも其の弊害の少なきは、支那商業に良習慣あるを證するに足るへし、

銀爐が他地方の元寶を吉林元寶に改鑄するには、其品位の一樣ならざるより、左の如き差異を生す、

上海元寶	加四五錢	天津	對換
營口	去五六錢	北京	加四五錢
長春	去三錢五分	哈爾賓	去三錢五分

加は、其地元寶品質優れるにより吉林元寶に改鑄する時は剩餘を生する意にして、去は更に增加せさるへからさるを示す、對換は平等加去なきを示す、銀爐に預金をなすには、長期と短期の二法あり、長期には必す利息を記入せる證書を交附す、短期は只た帳簿に記入するのみにして、證書を交附せす、且つ無利子を通常とす、

五、當行及錢行

右二行は商店狀況の中に記述せり、依て之を省略す、

第六節　貨幣

本省內に通用する貨幣を左の十一種とす、

元寶銀　洋元　銅字　制錢　外省洋元　官帖　錢帖　差帖　鈔票
充頭票　手票

一、元寶銀

元寶銀は、通常之を元寶と稱し、清國通貨の本位なり、本省の元寶は、普通馬蹄銀の形狀を有し、其重量五十三兩五匁を表準とす、其純分は九九五とす、元寶は省內取引に授受せらるゝを稱れなるも、外省との取引には、只た元寶のみを使用せらる、

二、洋元(圓銀貨)

洋元は、七錢二分(一元)三錢六分(半元)一錢四分四厘兩角錢七分二厘(一角)三分六厘(半角)の五種あり、其純分左の如し

一元	九〇
兩角	八二
半元	八六
一角	八二
半角	八二

如上の成蹟にして一元及半元は尤も良品位を有するによりて之を收到する時は商家は皆な收藏して容易に支出せず故に市場に流通を見ること少なし兩角以下は其流通少なからず吉林洋元が長春以南の各市場に於ける相場は八分乃至一割の割引あるを普通とす是れ品位の劣惡なるに因ると云ふよりは寧ろ收引に慣れさるより之を好まさるに因るものなり、

三、銅字(圓銅貨)

銅字は、略我一錢二錢銅貨と同一なる形狀を有せる二種あり、其實質は紅銅なる者と黃銅なる者とあり、元と銀元局に於て鑄造せる所なりしが久しく中絕して鑄造を止めし爲め、市中に流通する高甚た微々たり、故に市中には其不足を補ふに方孔錢を用ゆるに因りて、頗る不便を感す、政府も玆に見る所ありて、今後は奉天銀元局に依頼して、每年二千百六十万個を鑄造することゝなせり、

四、制錢(方孔を有する錢我寬永通寶の形)

錢は、本省貨幣の本位にして、制錢、京錢、中錢等種々の稱呼あるも之れ稱呼あるのみにして錢の實質は一種なり、其形我寬永通寶と同一形なる者即ち制錢なりとす、然れとも、市中に流通する者の尤も多くは、其形最も小にして方孔比較的大に、劣等殆

と貨幣として見るへからさる者あり、此等は私錢と稱して支那各地に有する人民私造のものなり本省に於ては私錢を禁止せし事之れなきか如く多くの地方には之を禁するも其流通するをは禁せしと禁せさると何等の差異あるをを見す今日の吉林情況に依れは制錢の通用は猶は甚た必要に屬し之を市場より驅逐する蓋し遠き未來の事に屬す制錢一個の重量は七分にして紫銅六白銅四の成分を有す、

五、外省洋元

吉林省外の洋元を總稱して外省洋元と云ふ市場に散見するは江南洋元湖北洋元廣東天津等の洋元を多しとす其取引上の相場は八分乃至一割引にて吉林洋元の他省に於けると略は相似たり之を以て客商中には吉林に於て外省洋元を受けて之を持ち歸り更に他方より吉林洋元を買ひ來りて吉林に持ち來りて營業となす者あり、

六、官帖及江帖

官帖は放府の經營に係る永衡官帖局の發行する紙幣なり其流通尤も多く省内取引には殆と全部官帖を使用せり其流通範圍は吉林全省及黑龍江省に及ふ種類は壹吊貳吊參吊伍吊拾吊伍拾吊壹佰吊の七種にして紙質は烏の子を用ひ上海に於

て石版印刷に付す長七寸五分幅三寸八分にして輪廓は二個の昇龍と細微なる數百の支那文字とより成り上部横列に永衡官帖と記し下に縱列に憑帖取錢壹佰吊整と記し左右に番號と發行年月日とを記し番號の下に兌換に對しては二割の現錢を交附する旨及靡爛せる者は交換せさる旨を記入す江帖は黑龍江省の官帖にして新城附近に流通し其額甚た少からす信用程度は吉林官帖に及はす其價は常に多少の差あり、

七、錢帖

錢帖は民間商店の發行する流通手形にして官帖と區別して普通之を雜帖子と稱す曾て一度其發行を禁止せられたるにより目下公然の秘密に之を發行するも其高多からす流通範圍は重に村落にして吉林市内に於ては殆と之を見ること罕なり、

八、羌帖

羌帖は露清銀行發行の紙幣にして一留二留五留十留等多少市中に流通し殊に哈爾賓を中心として其附近には流通の額甚た多し、

九、鈔票

鈔票は、横濱正金銀行券にして、長春を中心して、本省中其附近の各地に流通する額、近年漸く增加せり、吉林省城に於ては、未た十分なる通行を見さるも、南方と取引を有する商店にては、之を受入るものあり、或は兩替を營む者は、之を受入れ、其相場も長春を基礎として之を定む、

十、老頭票及手票

老頭票は、日本銀行券にして、手票は戰時中使用せる軍用手票なり、此等の流通も鈔票と同樣にして、長春を中心とせり、長春に於ては滿鐵運賃に日本貨幣のみを受入るゝにより、此等日本紙幣の兩替は中々に盛なり、

以上の各通貨か、相互に對する相場は、時々高低ありて一定せさるも、四十一年五月に於ける相場を示して、其一班を窺ふに便にせんとす、

元	制錢一厘	銅字一錢	洋元	元寶	官帖
元寶壹兩	一、七五〇個	一七五個	一元六角		四吊餘
洋元一元	一、二五〇個	一二五個		六匁二分五	三吊
外省洋元	一、一二五個	一一三個	九角	五匁七分五	二吊五百
官帖一吊	五〇〇個	五〇個	四角	二匁五分	
差帖	一、二二五個	一二三個	一元八分	六匁七分五	三吊
鈔票及手票	一二、二五個	一二三個			三吊
老頭票	一、七五〇個	一七五個		一兩弱	四吊

貨幣の本位は錢にして、商取引に於ては吊を單位とす、計算は十、百、吊（シイバイデヤウ）と十進法に依り、十位以下は單に數字を呼ふのみ、九百九十九以上に至り、一吊となる、制錢は五個を一成五十個を十成と稱し、十成は即ち一百錢なり、故に一百錢と云ふ時は、制錢一百個なりと思惟するも實は數に於て五十個なり、故に一個の制錢は、呼稱に於ては二厘に相當する價を有す、是れ尙ほ可なりと雖も、尤も誤解を生し易きは、恰も我一錢銅貨の形狀を有する銅字十二個を以て銀貨一角（十錢に相當す）に價せしむるが如きは、知らさる外國人が常に市中に於て買物に紛義を生する所なり、

元寶銀は分錢（ケエンチエンリヤン）兩と十進し、兩は商取引の單位たり、

洋元は、分、角（フエンチヨ）、（又は毛（マオヨエン））元、と十進し、分は單位、角は十位、元は圓位なり、洋元の單位は元とす、分以下は只た數字を呼ふのみ、

第七節　物價

物價は土地と時とに因りて常に差異を生し、一定せさるものなれは、平均價格を出

して其表準を示すを最良とするも、各市場に付き各平均價格を示すは、未だ其時と機會とを有せず、已を得ず茲に吉林、長春、寧古塔、新城等の概略を示して其一班を窺ふに便ならしむ。

一　吉林物價表　明治四十年度にして月は陰曆に依る

品目＼月次	正月平均相場	二月上	三月上	四月上	五月上	六月上	七月上	八月上	九月上	十月上	十一月上	十二月上
葉烟草 十斤	七・〇〇〇	八・〇〇〇	七・二〇〇	八・五〇〇	八・五〇〇	八・三〇〇	八・五〇〇	一八・七〇〇	二〇・〇〇〇	一八・五〇〇	一六・五〇〇	一五・〇〇〇
大豆 一石	一七・五〇〇	一六・五〇〇	一六・五〇〇	一四・五〇〇	二二・三〇〇	二二・三〇〇	二四・五〇〇	二・一〇〇	二・一五〇	一・九二五	二・一五〇	二・四〇〇
小麥 一斗	二・七五〇	二・四〇〇	二・一五〇	一・九〇〇	二・四〇〇	三・四〇〇	二・七五〇	六・二五〇	六・二五〇	六・七五〇	七・七五〇	八・二〇〇
白米 一斗	四・三〇〇	四・二〇〇	四・八〇〇	四・五〇〇	四・四〇〇	九・三〇〇	八・〇〇〇	一・二五〇	一・一〇〇	〇・九二〇	〇・九〇〇	一・〇〇〇
黍 一斗	一・一〇〇	一・〇〇〇	・九〇〇	・八五〇	一・二五〇	一・六五〇	一・二〇〇	〇・九五〇	〇・九〇〇	〇・八五〇	〇・八〇〇	〇・八〇〇
豆粕 一塊	・九五〇	・八〇〇	・八〇〇	・八五〇	二・〇〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	二・四〇〇	二・二〇〇	二・二〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
小豆 一斗	二・一〇〇	一・二五〇	二・〇〇〇	一・六五〇	一・六〇〇	二・三〇〇	二・〇〇〇					
麻 十斤	二・一〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	二・五〇〇	三・〇〇〇					
青麻 十斤	二・一〇〇	一・五〇〇	一・四〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇					

更に日露戰前、戰時、戰後に分ち物價の大約を示せは左表の如し

價格は日本通貨に換算せり

品目＼時期	明治卅六年		仝卅八年		仝卅九年十二月		仝四十年八月	
本省產白米	一斗三十五斤	三・〇〇圓		四・五〇圓		二・四〇圓		三・八四圓
小麥	一斗	一・一五		二・〇〇		一・三五		一・二八
大麥	一斗	一・一〇		二・〇〇		六〇		八〇
粟	一斗	一・二〇		一・五〇		一・五〇		一・六〇
黍	一斗	一・〇〇		一・一〇		八〇		八〇
大豆	一斗	五〇		七〇		一・〇〇		一・〇四
小豆	一斗	九〇		六〇		六〇		六〇
本省產麥粉	百斤	一〇・〇〇		一二・〇〇		七・二〇		八・〇〇
メリケン麥粉	百斤	一〇・〇〇		一三・〇〇		八・〇〇		
醬油	百斤	三・八〇		五・九〇		四・八〇		四・六〇
牛肉	一斤	一七		五〇		四〇		二八
羊肉	一斤	三〇		四〇		五〇		三二
豚肉	一斤	一三		二〇		二六		一六
雞	一羽	五〇		一・〇〇		八〇		四八
雞卵	百個	二・六〇		五・四〇		三・〇〇		二・五〇
食鹽	百斤	四・〇〇		一七・〇〇		六・〇〇		四・〇〇
白砂糖	一斤	一五		二五		一四		一三六
赤砂糖	一斤	一二		二〇		一〇		八

| | | |

長春四ヶ年物價表

品目	年度	明治卅六年	明治卅八年	明治卅九年十二月	明治四十年八月
大米	一石	二九・六三元			
小米	一石	一〇・五五			
高粱	一石	六・四〇			
小麥	一石	一三・一一			
大豆	一石	一一・二〇			
豆粕	一塊	六四四文			
豆油	百斤	一〇・三一弔			
銀一元		二・八七六文			
紙票一個		二・八二六元			
元寶銀		一四・八六			

吉林通覽

品目	年度	明治卅六年	明治卅八年	明治卅九年十二月	明治四十年八月
水曾産白米	一斗	五〇〇圓			
大麥	一斗	四〇〇	一〇・〇〇	三・五〇	三・六〇
小麥	一斗	六〇〇	三・〇〇	八〇	六八
粟	一斗	八〇〇	二・五〇	一・五〇	一・〇四
黍	一斗	一・〇〇〇	二・五〇	一・二〇	八〇
小豆	一斗	一・〇〇〇	一・六〇	一・二〇	一・二〇
大豆	一斗	九〇〇	一・六〇	九〇	一・二四
木舊製麥粉	百斤	三・二〇	一・〇〇〇	一・二〇	
メリケン粉	百斤	八・八〇	一二・〇〇	七・二〇	
豆油	百斤	八・〇〇	八・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇

三、寧古塔物價概要

| | | |

吉林通覽

銀元	二吊五百文
高粱一斗	四吊 百斤
小米一斗	七吊餘
鹽 百斤	一百錢

雜帖子　百吊に付吉林に於ての相場は二三割引

雜帖子は本市商店の發行する手形にして通行額最も多し

四、新城物價概要

綿花	一斤	麥粉	一斤 一百六十錢
花旗布	一疋 十八吊五百文	燒酒	一瓶三十三斤入 十六吊八百錢
大尺布	一疋 三吊六百	藁紙票	三吊七百八十文
白砂糖	百斤 三十五吊	元寶銀	六吊
氷砂糖	百斤 三十六吊		
鷄卵	百個 三吊五百		
高粱	一石 十吊		
醬	七吊		
麥	一石 百五十吊乃至二百六十吊		
牛	一匹(七十斤) 二十吊		
羊	毛一斤 二百文		
鹽	馬一匹 三十吊		
清水布	一疋 四吊四百文		
打連布	一疋 二十二吊		
連紙	一五 三十三吊		
赤砂糖	百斤 二十吊		
石油	一箱 十六吊		
小麥	一石 二十二吊		
粟	一石 十吊		
綠豆	一石 二十五吊		
馬	一匹 百吊乃至三百吊		
騾	一匹 二百吊乃至五百吊		
牛皮	一斤 一吊五百文		

大豆	一石六百斤以下仝し 四十二吊	小麥	一石六百斤以下仝し 七十七吊
粟	一石 四十二吊	高粱	一石 二十四吊五百文
米	百斤 上 二十九吊七百五十文 下 二十六吊二百五十文	大麥	一石 四十九吊
小豆	一石赤白二種 三十六吊乃至二十二吊	白菜	百斤 七吊
キャベツ	百斤 三吊五百文	蘿蔔	百斤 四吊二百文
胡蘿蔔	百斤 八吊七百五十文	ホーレン草	百斤 七吊
馬鈴薯	百斤 七吊	麥粉	百斤 下 十三吊 上 十七吊五百文
豆粕	一個八斤餘 七百八十七文	豆油	百斤 二十六吊二百五十文
鮭	一尾 一吊五百文	鰌	一尾 一吊二百文
黄魚	一尾 一百七十文	鰌	一尾 一百文
鹽鮭	一尾 一吊一百五十文	鹽鰌	一尾 七十文
鷄	一羽 一吊九百文	鷄卵	百個 四吊三百文
鹽	百斤 二十五吊	砂糖	百斤 四十二吊
木炭	百斤 四吊六百文	石炭	百斤粉炭 七百六十文

五、理春物價表(明治四十一年五月)

蔬菜類は四五月に於て最も拂底を告け其價最高度を示す故に本表の示す所は秋冬期に比すれば二倍乃至四倍の高價なりとす。

第八節　度量衡

吉林通覽

度量衡は人の知る如く、支那各地に於て一定せず、政府か規定せる官斗と云ひ庫平と云ひ法令に據るものありと雖も未た全國をして統一せしむるに至らず、只政府對人民の場合にのみ行はれ、人民相互間の取引に際しては、各地方任意の度量衡あり、他方人又は不知案内の者をして、少なからざる不便を感せしむ、吉林に於ても、官斗は三十六斤を表準とするも、地方毎に自製の斗ありて、殆と一處一斗の感あり、吉林領事館の調査せる、吉林市場に於ける者は、尤も正確に近き者に付之を左に摘錄す、

度

度は地方及物に依りて種々あり、吉林府に於ては左の五種あり、

裁尺　は木綿織物を度るに用ゆ、我曲尺一尺一寸五分に當る、

木尺　は戸部の制定せる所に係り、又魯班尺とも云ふ、建築丈量に使用す、我曲尺一尺四分五厘に當る、

大布尺　は山東產土布を度るに用ゆ、我曲尺一尺二分に當る、

蘇尺　は絹織物を度るに用ゆ、我曲尺一尺一寸三分に當る、

小尺　は村落に於て布帛小賣商の擬作使用するものにして、我曲尺九寸四分に當る、此等の尺度は、分寸尺丈引と十進法に依りて計算す、

量

斗量も亦た地方によりて差あり、只た穀粒を量るに使用し、我國の如く酒醬油等流動物には使用せず、

斗には、官斗と私斗の二種あり、官斗は戸部の制定に係り、官衙の外市中には使用せられず、私斗は口徑廣く底徑狹く、其形官斗と正反す、官斗の表準は、斗量に四種あり、一斗、半斗、一升、半升とす半斗以上の斗は政府の烙印を受くるに非れは使用するを許さず、

各種斗の寸法左の如し（但我曲尺による）

一斗	口徑	一尺一寸七分	底徑	八寸八分五厘	深　七寸九分
半斗	口徑	一尺四分	底徑	八寸二分	深　五寸八分
一升	口徑	五寸七分	底徑	四寸	深　三寸六分
半升	口徑	四寸七分	底徑	三寸七分	深　二寸六分

計算は、
吉林の私斗一斗は、我一斗二升八合強に相當す、

衡

衡に三種あり、天平戥子秤是なり、
天平は、構造西洋式皿衡と同樣にして、金銀を秤るに用ゆ、
戥子は、藥材其他貴重品を秤るに用ゆ、
秤は、構造我在來の秤と同しく、各種貨物を秤るに用ゆ、

吉林通覽

天秤は、普通五十五兩迄(約元寶銀一個を秤るに足る)を秤り、戥子は、其表準天秤に依る、天秤は各地とも、一定すと雖も、其分銅の重量地方によりて、差異あるを以て、戥子も亦た隨て差異を生するを免れず、戥子は大小種々あり、五錢より五十五兩迄を秤る、
秤に大小二種あり、大秤は一千斤迄を秤り、小秤は百斤迄を秤る、大秤と小秤とは、其秤計に於て差異を生ず、小秤の百斤は大秤の九十八斤強となる、秤と戥子、天秤とに於ける亦然り、秤の一斤即ち十六兩は、天平戥子の十五兩に相當す、
一斤は、元と中錢(方孔錢)百六十個の重量を表準として、定めたるものにして、十六兩

(我百六十匁)より成るは、各省略ぼ同樣なり、唯た地方によりては、罕には物によりて差を生することあり、吉林に於ては、鹽滷(ニガリ)水、葉烟草に就ては、實量百二十斤を百斤と稱す、石炭は市場に積出す迄は、百二十斤を百斤とす、其他小賣商の使用するものに至りては不正のもの亦た少なからず、
計算は、分錢兩と十進法により、十六兩を一斤とす、吉林の秤と我秤の對照左の如し、

吉林		日本
一錢		九分五厘
一兩		九匁六分
一斤(十六兩)		百六十匁

斗の一定せざるは、取引上大に不便とする所なり、故に時としては表準を一斗の重量に依りて定むることあり、左に重なる穀物の一斗に就ての重量を示さん、

白米	一斗	三十五斤	粟　一斗　三十六斤
大豆	一斗	三十五斤	小豆　一斗　三十八斤
黑豆	一斗	三十四斤	綠豆　一斗　三十八斤
高粱	一斗	三十五斤	高粱米　一斗　三十二斤

吾人が吉林全省各市場の粟一斗に對する、重量を調査するに當り、恰も全省度量衡統一を主唱する、一清國商人ありて、各市場の差異を調査せりと稱し、吾人に供給せる材料あり、左に之を示さん斤數は吉林秤に依る)

吉林	一斗	三十六斤	長春	一斗	四十三斤
依蘭	一斗	四十　斤	依通	一斗	四十六斤
新城	一斗	五十四斤	琿春	一斗	四十三斤
延吉	一斗	四十四斤	双城	一斗	四十七斤
農安	一斗	四十五斤	敦化	一斗	四十四斤
五常	一斗	四十八斤	賓州	一斗	四十六斤
檢樹	一斗	四十八斤	磐石	一斗	五十四斤
長春	一斗	三十八斤	陶賴	一斗	三十八斤
江濱	一斗	三十六斤			

第十章　工業

第一節　機械應用工業

吉林省の全体上より觀察すれば、未だ純然たる農業時代にして、猶更に發展の餘地を存する者あり、故に工業の如きは、若し之を世界的に論ずれば、殆と言ふに足るものなしと云へども、地方經濟上の狀況より、自然産物の性質を變化するの必要を生し、諸種簡易なる工業を見るに至れり、然とも機械應用工業に至りては、未た全く幼稚たるを免れず、唯だ露人哈爾賓を經營せしより以來、該處に於て盛に機械工場を設立し、其收利も少なからざりしより、利に敏なる清人は、直に之に倣はんとし、其結果此北邊の邊遠に在て、比較的機械應用の工業を興す者多きを致せり、是れ一に露人の感化にして、地方知識の自發にはあらざるなり、此等機械工業は、露人の勢力と關連する處少なからず、今や露國勢力の撤退と共に自然其打撃を受け、純露たる哈爾賓は言を待たず、其他の各地方も收益の株主を潤す者なくして、却て損失を招きつゝある狀況なり、是れ全く露國軍隊を對手としてなし來りし營業の、其顧客を失したると、經營者其人を得ずして善後の畫策成立せざるに因らずんはあらざるなり、今全省中に存在する機械應用工場を示せは左の如し、

一　瀘器磨房

瀘器磨房は、蒸瀘應用の製粉所にして、俗に之を火磨と云ふ、火磨の創始は露人が哈

爾資に經營せるを嚆矢とす即ち光緒二十六年度(明治三十四年)に在り後清人の之に倣ふて經營する者あり露人の經營する者ありて北滿洲に於ける最大重要なる一工業とはなれり今吉哈爾資總領事館の調査に係る製粉會社表を左に示さん、

吉林通覽

社名	地名	經營人	創立年度	資本(留)	一晝夜の製粉高(布)
松花江製粉會社	哈爾資	露人	千九百二年	三、五〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇
サズリンスキー製粉所	仝	仝	千九百六年		
カワリスキー製粉所	仝附近	仝	千九百六年		
南方商社製粉所	双城驛	仝	千九百二年	二、〇〇〇、〇〇〇	四、九〇〇
海林商社製粉所	海林驛	仝	千九百六年	八〇〇、〇〇〇	二、六〇〇
露國製粉會社	哈爾資附近	仝	千九百六年	四〇〇、〇〇〇	一、七五〇
ボロヂン商社製粉所	哈爾資	仝	千九百二年	三〇〇、〇〇〇	二、一〇〇
第一滿洲製粉會社	仝	仝	千九百二年	三五〇、〇〇〇	二、一〇〇
ドリチン製粉所	仝	仝		一五〇、〇〇〇	一、〇五〇
プラゴウェチュンスク製粉所	仝	仝		一五〇、〇〇〇	一、〇五〇
一面坡商會製粉所	一面坡驛	仝	千九百三年	三五〇、〇〇〇	二、一〇〇
イムシエネツキー製粉所	阿什河驛	仝	千九百六年	六、〇〇〇	四九〇
双城堡商會製粉所	双城驛	仝	千九百六年	一五〇、〇〇〇	一、四〇〇
于冥倫製粉所	海林驛	清人	千九百四年	一二、〇〇〇	八四〇

同利公司	吉林	清人	千九百六年	五〇、〇〇〇元	三、四五〇疋
伯都納製粉所	伯都納	露人			一、二〇〇

松花江製粉會社以下四社は戰後斯業の大不振を來せしに原因して千九百七年製粉業シンヂケートを組織せんとし聯合滿洲製粉株式會社を創立して之に加入せるものなり、

以上の製粉諸會社の一晝夜製粉量は四万六千五百五十八布度にして一ヶ年三百六十日從業する者とせば一千六百七十六万八百八十布度を得之に支那磨房の製粉額を加ふる時は頗る多額の產出を見る北滿洲に於ける製粉業は實に最重要なる營業と稱すべきなり、

此等製粉は主として滿洲各地の需用に供せられ更に露領沿海州及悉比利亞地方に向て消費せられ年々其數量を增加しつゝあり、

各製粉所の製產費用は大略一致し其割合左の如し、

原料費	百分の七六
營業費	百分の二四

如此狀態なれば製粉價格の高低は一に原料の高低に隨ふものにして哈爾資に於

ける原料小麥相場は、既往七年間の平均に於て、一布度七十五哥なりとす、此七年間には日露戰爭の介在するありて、非常なる騰貴を來せし事ありて、稍や高價なる平均數を示すに至れるも、常年より觀れは、大略六十哥を平均相場と見て大差なかるべし、

製粉は、凡て袋に裝容し、一袋の重量五布度二十一貫八百三十二匁を規定とす、其相場左の如し（明治三十九年度平均相場）

特等	一袋	八、四九
二等	仝	七、三〇
四等	仝	五、八七

二、火鋸公司

瀝器を應用して製材する會社を稱して、俗に火鋸公司と云ふ、全省中木材の集散地として、第一に吉林、第二に哈爾賓を擧ぐ、此二大產地は、各一の火鋸工場を有す、

吉林火鋸公司は、光緒三十三年一月試運轉を試み、機械据付に不備の點あり、其後開業に至らずして、仝年八月林業總局に移管せられ、仝局は之を移して松花江上流地點に安置し、製材に從事せんとし、既に吉林に於ける器械の發送をなせり、始め同公

司は、株金四万八千元を募集する筈なりしが、應募者多からざるより、一時官帑を流用して開辦せし結果、終に林業總局へ收容せらるゝ事となれり、

哈爾賓火鋸は、光緒三十一年東清鐵道會社の設立に係る、其規模大ならず、只だ一盛の鋸器を有し、重に會社所用の木材を挽製す、工夫百人內外、

陰沙河火鋸公司は、東清鐵道浦鹽線第七停車場陰沙河と、第八停車場一面坡との中間に在り、元と露清人の合資に成りしが、光緒三十年に至りて、價額二十万留にて東清鐵道會社に買收せらる、其規模稍や大にして、三班の鋸器を有し、工夫五百人內外を使役し、業務殷盛の稱あり、製材は哈爾賓市場に輸送せらる、

三、麥酒釀造所

麥酒の滿洲に輸入せらるゝ者漸次其數量を增加するに隨ひ、露獨人等にして早くも麥酒釀造を企る者あり、光緒二十七年（明治三十三年）既に露獨人合資にて哈爾賓に一會社を起せり、從來滿州に於ては麥酒の原料たる大麥の栽培を爲す者多からさりしが、近時漸次產額を增加し、之と共に麥酒釀造所の數を增加せり、現在吉林省に於ける釀造所數左の如し、

哈爾賓會社、	テー、ルジチュク、
	イー、ウルブレンスキー、

第十章　工業

エフ、エルミケ、一面坡商社

以上は哈爾賓に醸造所を有するものに係る更に

一面坡商社　東京城附近清人醸造所

の二あり

一面坡商社は一面坡に在り、他は寧古塔の東南方に當れる、東京城に於て清人が獨營せる者に係り、一ヶ年六千斤の醸造を爲す、極めて小規模のものなり、

以上清人以外の五會社の資本は、最も大なる一面坡會社は二十万留布にして、他は、十万留布前後なりと云ふ、

四、ウォーツカ及酒精醸造所

ウォーツカ及酒精の醸造は、北滿洲に於て勃興せる一事業なり、此等滿洲の釀造物は、悉比利亞歐露地方に輸出することを禁せられ居るによりて、其需用は單に滿洲に限らるゝも、猶は有望なる一事業にして之に從事する者少なからず、今哈爾賓領事館の調査せる者に依りて、吉林省の該業者を摘錄すれは左の如し、

所在地	經營者	醸造種類
哈爾賓	ウエールーキン	酒精
	イー、ウルブレンスキー	酒精、麥酒
	ゲー、アンチバス	ウォ.ツカ、酒精
	アー、マラドーウヰチ	ウォーツカ
	ロンドン	ウォーツカ
	エフモローゾフ	ウォーツカ
	エー、ニキーケン	ウォーツカ
	イーザウォドスキー	ウォーツカ

以上は其重なる者なるも、哈爾賓には極めて小規模にして酒母を本國より輸入して、醸造に從事する者、其數三十戸に超ゆと云ふ、

需要者は、多く滿洲に於ける露人及び外國人にして、清國人も幾分の顧客たるに相違なきも、支那燒酒に比し、價の高き爲め上流者に非されは之を需要せず、而して上流者は更に上等なる南清産の紹興酒を嗜むによりて、本酒の清人に需要せらるゝ範圍は極めて狹隘なるものなり、

原料は馬鈴薯、裸麥、麥芽、玉蜀黍等にして、滿洲所産は十分に供給するに足り、其他の原料甜菜、糖蜜、乾燥麥芽等は、本國より輸入す、製酒は之を樽に裝容す、一樽の容量六升八合とす、一ヶ年の醸造額右八醸造所の合計、大約三万二千樽前後とす、

五、鐵工場

哈爾賓に東清鐵道會社附屬のもの一個所あり、光緒二十五年の創設に係り、其規模極めて大にして、日々千人內外の工夫を使役し、東清鐵道の諸材料を製作す、其他一面坡停車場にも之を設く、使用工夫五十餘名とす、

吉林機器局は本省鐵工場中最大なる者の一なりき、本局は光緒七年の創業にして、專ら砲銃の製造を爲したりしが、光緒二十六年團匪の亂に際し、露國は其機械全部を掠奪し去れり、今は徒らに廢屋と荒院とを存して、人をして坐ろに昔時の盛況を偲はしむるのみ、

六、造船廠

哈爾賓に於て、東清鐵道會社の經營に係る小規模の造船廠あり、重に松花江上下の小汽船の修繕製造を爲す、

七、磚窯

磚窯は煉瓦製造所なり、光緒三十三年吉林に於て計畫せられ、吉新造甌公司と稱し、株式會社にして、五百株に分ち、一株四百吊、合計二十万吊、即ち銀八万元とす、機械は獨逸商逸信洋行より買入れ、仝年十月試運轉を行ふて開業せり、一日の製出高二万個實堅麗にして光澤あり、價亦た廉にして好評あり、本會社の特色は官廳の補給利子あることにして、其額年六厘とす、

八、造紙公司

光緒三十三年七月、吉林に於て新設創立事務を開始し、志强造紙公司と稱す、株式會社にして、株數二千一株百元にして、合計二十万元なり、其中百株は發起人引受にして、殘株は一般公衆より募集す、本會社も未た株式は募集濟とならざるも、其景況甚た佳良にして不日開業に至るべきなり、

吉林官立造紙局は、前の吉林農工商務局長胡宗瀛氏の計畫に係り、氏は日本に出張して親しく斯業の調査を遂げ、光緒三十三年愈よ實施と決し、一切の設計を日本技師に委任することとなり、光緒三十四年十一月技師加藤氏其聘に應して吉林に向へり、不日松花江上に黑龍を飛はして、盛に機械製紙を供給するに至るへし、

九、電氣業

吉林省に於ける電氣業としては、電話電燈の二業あるのみ、而して電話は官營のものにして、個人的營業にあらず、電話架設地は、哈爾賓と吉林とにして、哈爾賓は東清鐵道會社の經營に係り、哈爾賓市中に在住する者は加入するを許し、現在五百餘の

加盟者あり、架設費用は七十五留にして料金は年額百二十留とす吉林電話は、純官用にして各官衙相互間に架設するのみにして、一般市民は其恩恵に浴するを得ず、電燈業は、哈爾賓に於て專業とする者三あり皆な露人の經營する所なり傳家甸に於て一あり、燭賓電燈公司と稱し清國官民の株式に成り、十一万元の資本を有す、此等四電燈會社は、各四十乃至八十馬力の發電所を有し、漸次業務の順潮に向ひつゝあるを見る、其點燈料左の如し、

哈爾賓三會社　十六燭光一夜七時間の制一ヶ月　九十哥
燭賓會社　十六燭光一ヶ月　二留
仝　二十五燭光一ヶ月　七留
仝　番外燭光一ヶ月　二十留

此外露清銀行其他大ホテル等に於て、自家に發電所を有するもの亦少なからず、露清銀行以外の諸家は、他家の求に應して分電をなしつゝあり、其料金は一定せず、吉林も亦た電燈會社の設立を計畫し、資本金二十万元二千株とし機械は既に購入せるも、株金未た募濟に至らず行惱みの體に在り、

十、製豆油業

滿洲に於ける豆油製造業は重要なる一營業に屬す然れ共從來清國式小規模人工搾油法のみにして、曾て營口に於て英人が機械製油を企てしが清人同業者の忌む所となり、終に廢業するに至れり、近來豆粕肥料の販路非常に增加し隨て製油も益增加するに及び、哈爾賓に於て一大製油會社露人により經營せられ、哈爾賓滿洲製油會社と稱す、該會社は一晝夜に原料二百二十布度を費消し、一年三百二十日の作業に於て、約一万八百布度の豆油と五万三千百二十布度の豆粕を得へしと云ふ、

第二節　人畜應用工業

以上に示せるは吉林省內に於ける機械應用の重なる工業とす然れとも此等諸工業は未た以て吉林工業の大勢力とは言ふへからす、舊式に依れる人力畜力應用の工業は、比較的發達し、吉林工業の大部分を占め居れり、是れ經濟上諸種の原因に基くものなりと雖も、一は清人の性質が大會社組織に不適當なるに因るものにして、機械工業は常に人畜應用工業に壓迫せられつゝある現狀なりとす、今此等人畜應用工業の重要なる者を左に列記して其一班を示さんとす、

一、燒鍋

燒鍋は燒酎釀造所の俗稱にして、滿洲の工業としては最も古き歷史を有し、且つ最も盛大なる者なり、其原料を過消し、民食を失はんことを慮り、政府は本業には特に制限を附し、猥りに開業するを許さず、全省を通して其數一定せり、是を以て燒鍋營業は或る制限的專業となり、其利益も隨て多く、家屋の構造等は殆と城廓に類する者あり、百人以上の常備人を使役する者あり、此等燒鍋は、制限的營業なれは隨て賦課せらるゝ金額も少なからず、特に燒鍋稅と稱し、別に一課を爲す、其營業を開始するに當りては、政府に出願して許可を得るを要し、政府の許可數は全省を通して吉林府、長春府、百五十、伯都納三十二、阿勒楚喀、拉林、双城、資州、四十とす、而して此等燒鍋の開業は官廳が出願を許可する場合に於て、龍票と稱する一種の證票を下附する者にして、其費用として四百兩を上納せさるへからす、右は吉林通誌に記載せる公然中央政府へ報告せる許可數なりと雖も、實數は更に之に止まらず、而して其釀造法は、原料なる高粱を釜に入れて之を蒸す、此時麴子を粉末として之に混す、其蒸上りたる者を地下に堀り下けたる土室中に置く、此土室を稱して窖（ヤヲ）と云ふ、窖中に置くこと九日にして再ひ取り出して蒸溜器に上す、蒸溜器は、甚た單簡にして、竈に一個の大釜を置き、水を盛る、其上に約五石を入るへき大桶を備ふ、桶底は多くの小坑

を有し、桶中には元料を裝入す、桶の上部には錫釜と稱する錫製の釜を置く、錫釜の側部に一管を裝置し、横出して斜に下方に向ふ、蒸發氣は錫釜に附着して冷却し、而して酒滴となり横出小管を傳ふて滴下す、之を受くるに鍮又は桶を以てす、此の如くして燒酎は釀造せらる、燒鍋の名は之に由て起れるものなりとす、以上の製造器一組を稱して一班と云ふ、

麴子は、大麥八割、小豆二割より製し、此二品を粉末となし水を混して煉瓦大の摸形に入れ、土煉瓦の如きものを製出し、通風せさる暖室中に軟草を敷き、其上に放置すること一ヶ月にして麴子を得へし、

一班は、一回に五石の高粱を費消し、麴子百塊を混入す、然して燒酎を得ること四百斤內外なるを普通とす、

一班が五石の原料を使用し、一回の作業を終了して燒酎釀造を完了する迄には、此の如くして十一日を要す、

確實なる淸國官衙の調査に據れは、全省の燒鍋數は、合計二百六十二家にして、工場の規模は未た知るを得さるも、其位置及名稱左の如し、

吉林府所管內十四戶

廣德泉　裕和泉　會豐湧　永興泉　隆泰源　德裕森　廣興湧　泰源永
源河湧　廣隆源　泰源永　源河湧　廣隆源　慶合泉

岔路河所管內十七戶

瑞昌德　世成興　復成興　成德鍋　萬增興　寶泉達　福泉公　東發源
德興源　興盛泉　源發泉　會源河　祥泰德　裕豐源　永順源　興盛湧
吉興源

伊通州所管內六戶

復興成　裕盛德　魁盛海　天興源　福生茂　萬增合

磐石縣所管內十三戶

大興隆　永隆泉　恒興泉　德昌源　天成鍋　福興泰　萬增盛　大盛泉
世昌隆　德發源　萬增義　源隆泉　大盛湧

烏拉街所管內五戶

大順泉　同太泉　永福泉　大泉湧　會同泉

水曲柳崗所管內八戶

德盛長　德發泉　成興源　源昌盛　天德盛　聚興源　德億深　福昇東

双城廳所管內二十戶

大興泉　大興長　裕興成　福恒升　益豐湧　裕升泰　天增源　洪興隆
益豐升　天興源　永興復　洪興廣　恒裕廣　廣興泉　天增盛　永盛德
義發泉　永盛隆　增盛泰　天興湧

拉林所管內五戶

廣興成　福盛公　興隆泉　新盛恒　廣慶成
阿勒楚喀所管內七戶

源發恒　源增鍋　恒隆鍋　永源鍋　義興鍋　天發鍋　永發鍋
哈爾賓所管內一戶

永昇魁

賓州廳所管內十九戶

同升合　德昌恒　吉盛隆　永源昇　德泰永　全發恒　德昌湧　會升恒
恒興合　德源恒　全興恒　福源興　會興恒　裕發泉　義興東　天發源
永盛鍋　會發恒　義泰盛

榆樹縣所管內三十七戶

同聚興　復盛湧　萬隆泉　人和順　德生鍋　天德和　福泉湧　永亨福
德豐升　功泉泰　福源鍋　福隆長　福聚永　公興隆　慶發合　福駿當
公信泉　萬和盛　萬順源　聚成鍋　萬升福　德興湧　德盛泉　順成湧
福源長　萬和湧　恒德當　恒豐豫　天裕厚　德盛永　永升發　福興源
恒聚源　會源湧　公興長　吉義源　萬成湧

新城府所管內十三戶

福春永　萬泉盛　廣盛福　利順成　恒春隆　隆盛興　增盛永　德盛遠
同和慶　厚德盛　廣成湧　德發成　德發源

長春府所管內十四戶

公升和　福德源　洪興成　世合昌　三盛裕　福成合　裕祥和　人和源
瑞興成　世合盛　順升公　世聚福　三盛永　大成泉

農安縣所管內十四戶

洪盛源　德泉湧　福海盛　世泉湧　公興泰　德源盛　永豐慶　義順合
廣盛源　萬成鍋　永豐源　廣裕泉　順合泉　德隆泉

榆江所管內十八戶

天寶泉　致和泉　玉升泉　成發泉　三合泉　三和泉　双合福　双隆泉
聚隆泉　吉慶泉　世合永　仁義湧　太古泉　四合泉　永興泉　四海泉
清和泉　本立泉

延吉廳所管內五戶

恒發泉　義興源　醴泉豐　東盛湧　同升源

寧古塔所管內十二戶

永興泉　名利泉　和盛德　萬和泉　義發源　福興源　元盛和　天和湧
元昌永　和合隆　和源永　福增和

綏芬廳所管內五戶

長發鍋　益盛鍋　順盛東　天盛興　吉盛泉

長壽縣所管內八戶

會升東　永升合　德升源　鴻升永　德昌慶　慶巨恒　興順隆　德春鍋

五常廳所管內十七戶

會聚永　德豐增　魁盛鍋　公發鍋　德義鍋　德聚鍋　義增鍋　興順隆
德春鍋　德順源　成興洪　永發興　德成鍋　福興鍋　天德祥　恒泰福

義順鍋

三姓所管內八戶

會發泉　天增泉　天德泉　德玉和　會升合　東興盛　竹林泉　東興隆

以上合計二百六十二戶にして各戶の釀造力は一戶毎に之を知るを得ざるも全省恭酒木稅總局の調査に依れば、全省一ヶ年の燒酒釀造額は六千九百八十九万一千九百九十二斤に上れり、而して之は徵稅せられたる斤數に係るものなるも、更に稅吏の目を掠めたる者之れなきに非らざるへく、一ヶ年八千万斤以上の產額あるは疑ふへからず、前叙の方法に依り製造し、五石の高粱を費消して四百斤の燒酒を得るものとして計算せば、全省一ヶ年の高粱を燒酒元料に費消する者實に八十七万三千六百四十九石九斗の巨額に上る、亦た盛なりと云はさるへけんや、

二、磨房

磨房は、麥粉製造所にして、其規模の大なる者なしと云へとも、其數は極めて多し、亦た省中重要工業の一なりとす、其製法は極めて單純にして、平盤を爲せる石造臼と、篩器とを有するのみ、石臼は直徑二尺六寸、二尺七寸、二尺八寸なる者最も多く、三尺なる者に至りて甚た罕れなり、石臼の厚は、上臼下臼共二尺乃至二尺一寸位にして、

時としては下臼八寸位となす者あり、上下兩臼の接觸面には目立を爲して製粉効力を生せしむること我國の石臼と異なる所を見す、上臼は、其上部稍凹形を現はし、上部に二個の小穴を有し、上部に置かれたる小麥は、小穴中より漸次漏下して製粉せらる、臼下は、直徑六尺位の木製圓板にして製粉は其上に臼より落下す、臼の運轉は驢馬を使用し、上部臼に井字形に四木を附し、四木の端を長く出して之に驢を套す、故に一臼に四驢を套するを普通とす、驢の步するに隨て、上臼は運轉を起し、下臼は靜止し、二臼の中間に磨粉効力を生すること我邦の石臼と同一なり、此一石臼四驢を取扱ふへく人一人を要す、以上の者を稱して一班と云ふ、磨房に於ては、大抵一日一臼を二回運轉す、此場合には驢と人と共に交代す、故に一班と稱する者には、石磨一具、篩器一具、驢八頭、人二人を要す、每日朝四時に就業し、午後一時に至りて第一回の製粉を終る、第二回は午後一時より起りて午後十時に終る、一回に麥八斗を消費し、麥粉百九十二斤、二斗に付二十四斤を得るを普通とす、獃子八升餘(粉と化せざる麥の皮にして牲畜の飼料に供すを得)以上は營業として經營せる磨臼にして、各地共大略同一規模なるものなりと雖も、場所と事情とに依りては更に小規模なる磨を備ふる者あり、今左に重なる市場に於ける磨房の數を示さん、

地名	戶數	班數	一日の製粉斤量
哈爾賓	八	八	五六〇斤
長春	四〇	四〇	八、〇〇〇
渾春	八	二〇	一、五六〇
三岔口	二〇	二〇	四、〇〇〇
吉林	一七八	一二〇	三六、〇九六
伯都訥	二〇〇	二〇〇	三八、〇〇〇
寧古塔	三〇	六〇	一一、五〇〇
賓州	二〇	二〇	三、八八〇
農安	六〇	一八〇	三一、五〇〇
双城	一五〇	一五〇	二一、〇〇〇
阿什河	四〇	九〇	一二、九六〇
伊通州	二〇	三〇	五、七〇〇
五常	八	八	一、五三〇
局子街	一〇	二〇	二、六〇〇
三姓	二〇	六〇	一、四四〇

以上の計算に於て製出量が必ずしも前記割合と一致せざる者あると雖も是れ地方によりて枡の大小斤の多少相一致せざる者あるが爲めなり而して前記製出割合は吉林市附近に於ける割合とす此外各村落の者は未た調査する能はず

三、油房

油房は製油所にして本省重要工業の一なり其組織は極めて大なる者なしと雖も通常一家にして一二班を有し搾油に從事する戶數は甚た多し其組織は一の壓豆器と蒸豆竈搾油器あるのみ壓豆器は石造直徑七尺の平盤と其上に豆を壓扁ならしむへき圓形にして幅一尺餘の石とあり木製約三升を入るへき小箱は此壓石の前方に連結せられ小箱中の豆は適當に小量つゝを箱底の小穴中より放出し圓形壓石は其後に隨て轉回しつゝ之を壓扁す此豆が壓扁せられたる時は壓石の後頭に鐵製扁條の出るありて之を外方に拂除く故に拂除きたる後に小量の豆を放出し之を壓扁しては更に拂ひ除く一器にして三事を兼行す最も簡にして最も便利なる器具と云ふへし此壓扁器の運轉は馬二頭を要して轉展せしむ蒸豆竈は竈上に大なる平釜を置き其上に蒸籠を掛け扁平せられたる豆は廿二斤を表準として蒸籠中に蒸さる蒸されたる豆は更に搾油器に送らる搾油器は左右に巨柱を立て其中間に直徑一尺八寸位の圓形小溝を有する平石盤を地平上に裝置す之を搾底と稱す蒸籠の豆は油草と稱する極めて細長にして柔軟なる草に苞包せられ經一

尺七寸の圓形をなし厚さ五寸餘となり、上部下部二個の鐵輪を套す、鐵輪の深約五分、此の如きもの六個を推積して一駄と稱す、之を搾底の上小圓溝の中央に置き、兩柱より壓梁と稱する横木を通し、之にクサビを入れて屋梁より垂下されたる、重量百六十斤の石造油槌を以て之を打擊す、壓梁の降下は、直に駄上を壓して搾油効力を生じ、搾油は搾底の小圓溝に流入し、更に小圓溝より通せる地下の油甕中に入る」以上の一組を稱して一班と云ふ、一班には工人三人、馬二頭を使用す、其一日の可能製油力は、三石七斗の大豆を消費し、六十塊の豆粕と百三十斤の油とを得るを普通とす、然れとも豆の良否によりて、出油高は常に多少の相違あるを免れず、今重なる市場に於ける油房の數を示せは左の如し、

地名	戸數	班數	一日の搾油斤量
長春	三五	約三九	約八、四〇〇斤
渾春	四二	〃五二	〃六、二四〇
三岔口	一二	〃一二	〃一、四四〇
吉林	四〇	〃四〇	〃五、二〇〇
伯都訥	二四	〃三〇	〃三、六〇〇
寧古塔	三〇	〃三〇	〃三、六〇〇
賓州	一一	〃一五	〃一、九五〇
農安	三〇	〃六〇	〃七、二〇〇
双城	二七	〃四〇	〃四、八〇〇
阿什河	二四	〃三四	〃四、四二〇
伊通州	八	〃八	〃一、〇〇〇
五常	二〇	〃二〇	〃七四〇
局子街	四	〃八	〃三九二
三姓	三	〃六	〃二二二

此外各村落等にも油房を開く者ありと雖も調査する能はす、後日の再査に讓らんとす、

四、紙房

紙房は、製紙工場にして、當省に於ける重要工場の一なり、然れとも從來其規模の擴大なる者なく、僅に舊式に依る馬匹應用の工場あるのみ、唯た其原料となるへき麻が、當省の重要物産たるにより、到る處工場を設けて製紙する者あり、遂に吉林の紙は輸出品中重要の位置を占むるに至れり、

今其の原料を示せは、第一麻(線麻と稱す)第二古麻繩、第三穀草(粟藁)等とす、而して其の製出紙の名稱は、呈文紙、連二紙、三五改連紙、三六改連紙、三八改連紙の五種にして、

其原料は多くは麻及古麻繩を使用し、穀草を使用する者は極て粗紙にして其色黄なり、製造方法は、壓碎器、漉過槽、洗滌槽、蒸熱爐、漉紙簾、等諸器具に依て製造せらる、壓碎器は、周圍五丈四尺の石造圓盤にして端邊に幅一尺の溝を有し、圓盤の中心に軸木を樹て、軸木より二個乃至四個の横木を出し、其適當なる部分に於て平圓にして、直徑二尺なる壓碎石の中心を穿ちて之れに貫通し、其餘端に馬を套して石圓盤を繞て之を拉かしむ、壓碎石は溝中に裝入せる麻を轉廻して壓碎し一度或る程度迄に壓碎せられたる麻は百斤に對する約十五斤の比例を以て石灰を混し、之を蒸熱爐上に置きて蒸し、蒸熱したるを洗滌槽にて洗滌し、更に壓碎し再び蒸熱し再び洗滌の後、三度壓碎し三度蒸熱し、始めて漉過槽中に放入す、漉過槽は長さ七尺幅六尺、深さ三尺を有し、中に水を滿つ此の如く壓碎麻を槽に放入すること一夜にして、翌日は漉紙に着手す、其方法は幅一尺六寸、長三尺五寸の竹簾を適當なる木匡上に置き、沈澱せる壓碎磨粉を漉過し薄く竹簾上に留りたる者を脱離せしめて堆積し、更に之を乾燥墻に貼付し乾燥して製紙となる、紙の種類により、竹簾の大小あり、前記の者は其小なる者にして、大なる者は、幅二尺四寸、長三尺六寸あり、乾燥墻は、高き漆灰塗の土墻にして、其高さ七尺餘長さは土地の狀況により適當に之を築き、其左右

兩面には、紙を貼りて乾燥せしむ、冬期用の乾燥墻は、其中心を虛空ならしめ、其墻脚に焚火坑を有し、火烟を中に滿つること、一に坐炕と相同じ、

製紙工場

の數は、甚だ粗略なる調査たるを免れずと雖も、其大要を窺ふに便せんため、左表を掲出せんとす、

地名	戸數	一日一戸産額
吉林	三〇	内大なる者四戸一戸八百疋内外小なる者一戸二三十疋
寧古塔	八	三四十疋
農安	三	二三十疋
伯都訥	四	二三十疋
長春	六	四五十疋
三岔口	一	三十疋
三姓	二	二三十疋
双城	三	四五十疋
賓州	二	四五十疋
延吉	二	三四十疋
伊通州	三	三四十疋

阿什河	五	四二	四十疋 三四十疋
常			

一疋は單紙百九十枚双紙九十五枚の稱にして、六十疋を一塊と稱す、單紙とは單枚紙にして、双紙とは二枚合せの厚紙の稱なり、

製紙工夫一人は、一日六疋を漉製し、一ケ月二十二吊五百の工錢を受く、

五、窯業

窯業中磚窯は最も多しとす、磚窯は煉瓦窯にして規模の大なる者なしと雖も少しく大なる市街附近には其數少なからず、而して大なる者は二烟筒小なる者は一烟筒を有す、

製造方法は普通煉瓦を以て築成せる窯竈を有し、燃料は土地に依りて一樣ならざるも、多くは薪材を使用す、泥土を模形に入れて、清國木尺にて長さ九寸幅四寸一分厚さ九分の長方形となし、之を日光に晒乾せしめて後、窯中に入れ、燃料を竈中にて焼く、一回三日乃至四日にして出窯するを普通とするも、平常は一月に二回開窯するに過ぎず、是れ需用と供給の度を計りてなり、煉瓦の質は極めて粗惡なる者にして、其色は灰色なり、磚窯の製造品は、煉瓦と屋瓦となり、屋瓦は五寸方形の灰白色にして厚さ僅に二分に過ぎざるも能く烈寒に耐ゆるの力を有す、其窯數及産額左の如し、

地名	戸數	烟筒數	一月の製造額
吉林	二〇	四六	三、三〇〇万個
伊通州	一〇	一五	六〇万個
寧古塔	五	一〇	一五万個
三姓	四	四	一二万個
三岔口	六	一八	五四万個
阿什河	五〇	五〇	一五万個
哈爾賓	三〇	四一	一二三万個
農安	四	四	二四万個
双城	五	五	三〇万個
伯都納	三		
賓州	四		二四万個
五常	三	三	一八万個
長春	二		

吉林を北に去ること約百三十清里にして紅窯と稱する村落あり、古より磁器を以て生業とし、古代には陶器を製出し、近時に至りて土中より發掘すること往々にしてこれありと云ふ、現今は水甕を專門に製出し、其販路遠く黑龍奉天に及ぶ、全村三十餘戸悉く窯を築き營業をなす、其額極めて多し、

第十一章　農業

第一節　總說

支那は元來農本主義の國なり、農事は古より何れの地方を問はず、官民共に最も意を留めたる者にして、專門家の說に據るも比較的進歩せる者ありと云ふ、其耕地の如きも苟も鋤犂に耐へ得へき地區は、殆ど耕種の試みられざるなく、此廣漠たる大陸に於て、殆と不耕地を發見する能はざるは、一度支那に遊びたる者の一驚を吃する所なり、然るに東三省の地は、大に本土と其趣を異にし、從來漢人種の移住を禁遏し、獨旗人をして此廣大なる土地を占有せしめたる結果、生活に餘裕を生せる旗人等は、進て山間僻地の荒地を開墾する者なく、政府は貧旗人の救濟及地方の開發の目的を以て、屢々在京旗人にして貧困なる者を移住せしめたるも、彼等が京師の繁

華に戀々たる望鄉病は、政府の美意善政をして常に不結果に終らしめたり、此間堅忍にして利殖に熱中せる漢人種は、禁遏を冒して密入し開墾に從事する者を生し、其結果頗る良好なる者あり、地方政府は遂に之を默許するに至れり、奉天省は本土との關係密接にして尤も早く禁遏の制を解きしも、吉黑二省は猶漢族驅逐を十年一回施行せしによりて、開墾甚不良にして驚くへき多數の不耕地を有するに至れり、吾人の調査に據れは、全耕地は全省面積の約十四分の一に相當し、人口に對する比例は一人八晌七分を占有す、人口に對する比倒は決して少なしと爲さず、思ふに人口は餘りに稀薄なる者あるへきなり、殖民を本土より奬勵して荒地の開墾に從事せしむるは、本省農政上の最大急務たらんはあらす、

若し夫れ耕作方法に至りては、全然大農法に依り、家畜の應用最も巧妙を極め、一人一日の耕作積二畝（我百六十六坪）を普通とす、而して器具に要する費用亦た極めて輕廉にして、外觀頗る不得要領なるも、利益計算に於ては却て有利の地位を占ひ、之を要するに耕作方法に於ては、直に大改良を施すへき必要を認めさるが如し、

水利は尤も重要の問題にして、灌漑の設備殆と之なき爲め、一に天惠に依賴せさるへからす、之を以て旱せる年次には實に憐むへき狀態を現出す、是亦た本省の農政

上大に留意せざる可らざるとす、盛に未開地を拓き、大に溝洫の設備を爲さは、本省產穀をして今日に數倍せしむること、吾人は決して難事にあらざるを信す、

第二節　耕地

吉林將軍長順の編纂せる吉林通誌の所載に據れは、全省の耕地合計三百八十一万三千八百五十五晌を有す、是れ今日より約十八年前の調査に係り、若更に漏報及ひ新開地を計算せは、今日は更に多數の增加あるへきは疑を容れさる所なり、吉林當局者の談に、最近地租總額一ヶ年八十万兩の收入ありと云ふ、之を平均地租一晌に付一攵八分として計算する時は、大略四百四十四万晌を得へし、之を吉林通誌の耕地に比すれは六十二万六千百四十五晌を增加す、漢族禁遏制を撤したる後の十八年間に於て六十二万餘晌の新開地並に漏報發見等ありたりと見るは、決して不合理の事に非すして寧ろ甚た過少なるを感せすんはあらす、然るに哈爾賓總領事館調査に係る北滿州の產業は合計二百八十九万七千晌の耕地を有すとせり、吾人の査定に比すれは殆と一半を減する狀況にして甚た疑なき能はさるも、吉林通誌所載の地積より少なきは、吾人が之を捨てゝ彼を取りし所以なり、吉林領事館が調査

せる吉林府所屬耕地積は、七十二万八千五百九十五晌にして、之を吉林通誌所載に比すれは九割強を增加せり、吾人の查定額四百四十四万晌は之を吉林通誌所載に比すれは實に一割六分强の增加とす、一見甚過少にして、吾人は少なくも三割の增加を見總地積五百万晌を有すべきを確信するものなるも、今は何等根據を有せさる議論に止まれは暫らく四百四十四万晌を信せんとす、是れ吾人は吉林の耕地積を四百四十四万晌と推定する所以なり、

耕田一覽表吉林通誌所載）

地方	旗田	民田	旗田民耕地	官有地及屯田開墾地
吉林所屬	二五九、〇一三、五	一、〇三六、一三九、		八二、九〇〇、
寧古塔	八二、三三三、〇	四六、八三七、		一三、九六〇、
伯都訥	五九、二六四、	六九二、〇七〇、	二八〇、一二七、	二一六、〇八一、
三姓	九二、四七二、	一八六、		
琿春	二二、五三三、		三二、一八三、	三九、五一六、內旗民耕地一三、九六〇を含む
阿勒楚喀	一〇九、二九二、三			
打牲烏拉	七〇、一三六、			
双城	二一八、六二二、		七六、六〇八、	一三〇、五三六、
五常	一二、四七六、			

伊通	三八一、七八五、	六五、三六九、	七六、五一六、
額穆索	九、九五〇、		
赫爾蘇	一七、七三六、		
佈爾圖庫	五、七四五、		
巴彥鄂佛羅	一一、三〇〇、	三四、二四二、	三三、〇四九、
金珠鄂佛羅	四八、六五五、		
烏拉鄂佛穆	六三、三六一、		
敦化			一八、一七七、
資州	一九四、七三三、		
合計	三百八十一万三千八百五十五晌		

土地の丈量法は支那木尺五尺四方を一弓と稱し、三百六十弓乃至七百二十弓此間數種に分るゝを一畝と稱し、十畝は一晌十晌は一頃、百六十三頃を一井と稱す、一畝の弓數同しからざるは地方に因るあり土地に因るあり一定し難し吉林附近に在りては三百六十弓を普通とす、木尺五尺は我五尺二寸二分五厘に相當するにより、一弓は我五尺二寸二分五厘平方なりとす、

耕地所有者即ち地主は、族人其大部分を占む、然れとも族人部は政府より支給せられたる一定の耕地を有する者のみにして、極めて大なる地主は之を見るを能はず

と云へとも數十晌の土地を有する者は、族人を多しとす、唯た一家にして能く數百數千晌の耕地を所有する者は、多くは勁儉忍耐なる漢人に係れり、本省に於て最大なる地主は、韓登舉にして、彼の祖父韓邊外は、山東の一流民にして、來て長白山北松花江上流の夾皮溝一帶の地に於て採金者の頭領となり、金礦を開き荒蕪を拓き、大に其威を張りしが政府は之を討剿する能はす、賞するに統領を以てして之を歸順せしめ彼の勢力範圍内の地を擧けて彼に賞與せり、之を以て彼の所有耕地は六千餘晌に及び省内第一の大地主たり、之に次く者は吉林の牛衣二家及瑞春の潘家榆樹縣の謝家等皆な二千晌以上を有し本省内の大地主なりとす、此等大地主以外數十晌の耕地を所有する者は、族人最も多數にして耕地一覽表中旗田の極めて多大なるに因りても之を推知するに難からす、故に本省の農業は過半以上は中流土地所有者によりて占有せらるゝと云ふを得へし、此等中流土地所有者は多くは三五の使用人を役して耕作せしむ、更に四五十晌地を所有して自ら耕作せる者亦た甚た少なからす、之を要するに大地主、中流地主、自田自耕者及小作人の四種に區別するとを得へし、地主對小作人の關係は法律上別段の規定なき國柄なれは、地主が小作人に對し不利益なる行爲あるは爭ふへからさる所

なるも、餘りに苛酷に失する時は、小作人たる者なきにより、相互より相當の讓歩あり、比較的其關係を永遠ならしむる者あり、小作料は地租地主持にして收穫の切半を普通とす、農家使用人は短工長工の二種あり、短工は臨時農事匆忙の時雇用する者にして、其勞銀は一ヶ月忙時二十吊より三十吊に及び、閑時四五吊なりとす、長工は永續せる雇人にして、其勞銀は一ヶ年八十吊より九十吊とす、

地主の生活は、其財産の程度によりて一定し難きも、概して官商の家に比すれば質素なる者なり、其餘裕を生する時は、之を商業に投質するを常習とするを以て、我國の如く純然たる地主なるは始と罕なり、殊に旗人に至りては、身官吏にして土地を所有し、且つ餘資を商業資本に投入するによりて、一身にして官農商を兼る奇觀を呈す、中流地主は多く自ら長短二工を使役して耕作せしめ、又は小作法によりて耕作す、自田自耕者は、眞正に農人と稱すへき者にして、其生活は極めて低度のものにして、食料は高粱粟を用ひ常食とす、自田より收穫する粮米蔬菜を除きて、一ヶ年の經費一家五口の家にして僅に二十元內外なりとす、勤儉の一班を推知するを得べし、

第四節　耕作方法及期節

耕作は總て大農法により、牛馬の力に賴るもの多し、其使用する器具は、犁、懷刨、鍬、鋤、簸扇器、鎌、車輛等にして、唯た車輛は之を製造するに約六七十元を要するも、其餘の諸器具は極めて單純なる者にして、全部には其價二十元內外なりとす、故に農業上に要する最大なる資本は牛馬にして、彼等農人の爲めには至重なる財産とす、

此等の器具の應用によりて、一日一人一馬の耕作する土地は二畝を普通とし、即ち一日一人の耕作地は百六十六坪餘となる、

毎年耕作の第一着手は、先つ永雪未解の時四月上旬頃に於て推積肥料を車輛に積みて約十間を隔てゝ少量つゝ堆積し、氷雪の解隔する時全面に其肥料を散布し、其後ち犁を牛馬に附して、昨年の畝を鋤して其土を昨年の畦溝に排開して畦と溝とを轉換し、種子を下す、此場合には犁を扱ふ者一人と、種子を下す者一人とあり、種子を下す者は犁を扱ふ者が先行するに尾して、種子を盛りたる壺筒を持し、其口より少量つゝの種子を播下しつゝ前進す、如此して再ひ轉回して元方向に向ふ時には、犁を扱ふ者は、左畦溝の土を鋤掀して以て播下せる種子に土を蔽ふ此の如くして播種は完る、其單純簡單なる人の意表外に出つ、

發芽して二三寸に至れは、其最も發育の佳良なる者を殘して、其不良なる者を拔き

去り約一尺の間隔を保たしめ、其成長に便にす、而して更に二回乃至三回時期を見て畦を鋤掘して苗に培土を爲すのみにして只た時々注意して雑草の生するを刈除するのみ、

播種及收護の期節は地方に因りて多少の相違はあるも、全省を通して大略相一致す其期節左の如し(月日は陰暦に依る)

高粱　清明後(二月の末三月初)に播種し、秋分(八月十七日)前に及て割取す、

小麥　清明節に播種し七月一日迄に收穫す、

米　高粱播種後に於て播種し秋分に至りて收穫す、

穀子(粟)　晴明後高粱と同一時に播種し秋分に至りて收穫す、

黄米(餅粟)　穀子より稍や後れて播種し收穫は穀子より約半ヶ月早し、

大豆　穀子播種し完りて大豆を種う其收穫は秋分に於てす、

烟草　四月下旬に栽培し八月下旬之を收穫す、

麻　仝上

第五節　肥料及輪作法

肥料は、重に牛馬豚人糞等の排泄物を使用し、未た人造又は魚肥の肥料を使用するを見ず、此等排泄肥料は甚た多量に而も無價にして得らるへく見受らるゝも、其實は然らず村落地方に於ては其最も多からず、都市に於ては殆と處置に苦み居るも、之を運搬するに費用を要し、且つ適當なる運搬具を有せさる等の事情あり、吾人が支那に於て肥料は殆と何等價の存せさる者なりと想像せるとは大に相違せり、即ち十分なる施肥法に因る時は、一晌地に就き三吊より十吊の肥料價を拂ひ出さゝるへからず、其施肥法前に記せし處と異り畦溝中一體に肥料を散布し、畦を犂倒(一種の犂にして犂は重に堅土に使用し犂倒は嫩土に使用す)にて鋤き畦溝に蔽ひ其上に播種する者にして此施肥法は其肥料を要すること高價なるによりて毎年之を行ふ者なく、隔年又は三年に一回之を行ふを常とす、

施肥の十分なる能はさる結果、自然的土地の保護法として輪作法行はる、此等輪作せらるゝ農産物は、大豆穀子、稻、高粱、玉蜀黍、粟、煙草等にして、小麥は輪作法に由らさるも收穫に影響することなし、此等の諸種は年々巡環して播種せらる、

第六節　重なる農作物

本省の農作物は、甚た豐富にして我國に於て有する種類は殆と有らさる者なきか如し、只た野に於て唐芋及長形なる大根を見さるのみ、今茲に其重要なる者を示せは左の如し、

一、豆類

豆類は滿洲に於ける最大最利の物産にして、本省も亦た之を産する少なからす、其最大産地は松花江平原地帶にして、長春より伯都訥に及ひ松花江に沿て東し三姓に至り、更に一線を長春に引きたる間を最も豐富なる産地とす、豆類中最も需用多き者を黄豆と云ひ即ち大豆なり、其産額最も多し、豌豆、黒豆、小豆等あり、此等の豆類は營口に輸出せられて外國の市場に散布せらるゝ者の外、黄豆は當地に於て豆油を搾取し、其粕は肥料として外國に消費せられ、當地に於ては牛馬の食料に供せらる、

二、高粱

高粱は、農産物中最大重要なる者なり、其稈は乾燥して燃料に供し、或は屋根を葺き、防風籬を作り、其實は農家一般の食料に供す、農家に於ては高粱を以て欠くへからさる必要物とし、如何なる者と云へとも之を栽培せさるはなし、外省に輸出せらるゝ者甚た多からす、重に本省に於て食料に供せらるる外、更に燒酒醸造に供され、少なからさる消費高あり、

三、小米

小米は、粟にして是亦た高粱に次て食料に供せらる、其稈は細末にして馬料に供す、本省に於て通常中等以下の生活には、高粱と小米とを常食とす、是れを以て省外に輸出するもの少なし、

四、小麥

小麥は、重要産物の一なり、重に西北部即ち松花江流域に産す、製粉して麵類を製し食料に供せらる、其剰餘ある者は、露領各地へ輸出せらる、小麥の栽培は比較的利益多く、需要亦た比年增加の狀況に在るを以て、年々其産額を增加せる者の如く、當省の事情に精通せる人の言ふ所に據れは、漸次産額の第一位に上らんとしつゝありと云ふ、

五、葯藥用人參

葯は吉林省に於ける特産物にして、其産額甚た多し、其種類は天然産と培養産の二種にして、天然産は天然に大森林中に生産せる者にして、其効力最も顯著なりとし

て甚た珍重せられ、價格亦た甚た貴し、本省は二百年來藥葠の進貢を以て名あり、產葠地は全省各地にあるも、長白山森林帶を最も有名なる產地なりとす、長白山下頭道江の支流湯河と稱する一小流の南部に位置し、西崗、東崗、黑河崗、と稱する長白山麓高原大森林地にして、栽培者は以上の各處に散居して適宜培栽園を開拓し、小屋掛をなして栽培に從事す、栽培の方法は、栽園の周圍に木柵又は鹿寨を作りて野獸の來襲を防き、園內を鄭重に墾拓し、上層七八尺は鬆乾肥沃なる土を集積し、其高さ約一尺二三寸寬さ四尺前後の畦畔を作り、畦の長きものは四百八十尺より六百尺に及び、其短なる者も猶は十二尺以上を有す、畦畔の上には適當の傾斜を有する木板、又は樹皮によりて作られたる掩蓋を有し、日光の直射と雨水の灌注とを防く、此の如き構造によりて、晩秋の季に至りて葠は其肥へたる床上に播種せられ、春夏秋の三季に雜草を拔き去り、二ヶ年の後其土の枯瘠するを以て、更に他所に前述の方法によりて新床を耕作して之に移植す、此時に當り葠の生育程度を察し、生育の程度同一なる者を一畦中に移植す、如此每二ヶ年每に移植すること三回大略は八ヶ年を以て採收するものとす、

製法は採收の後能く之を洗滌し、木製蒸籠の上に排列して之を蒸熱し、其鬚根を切

り去り、形体の相類似せる者を撰擇して焙爐中に排列し、之を地炕中にて乾燥せしむ、此の如くして乾燥し盡したる者は、其質堅硬となり恰も石質と擇ふ所なし、

荷造は、長さ一尺寬五寸深四寸位の框中に積み、上より之を壓し、紙と油紙上にて之を包み、麻線を以て縱橫に之を捆縛す、此捆包の一個は、重量十斤を普通とす、而して之を營口又は吉林に運出するには、多く駄馬に依るものにて、十斤捆包六個を一箱又は一蓆包とし、一駄は二箱即ち百二十斤を定量とす、

販路は、產地より直接營口に出るもの大部分を占め、其往路は海青嶺、中樹嘴、灣遠溝、四平街通化、を經て新賓堡に出て、更に馬車に移載して營口に出つ、而して吉林に出るものは、松花江の舟楫に依るも、其數營口に出るものに比すれは多からず、故に葠の市場は之を南にしては營口、之を北にしては新賓堡最も盛にして、當事者は直接產地に至りて購買し、又は貸附金法を取る、

產額は明瞭なる能はすと云へとも、營口稅關報告に依れは、五ヶ年間の平均、一ヶ年二十五万五千壹百斤あり、其價格平均二十四万二千三百四十八兩となる、

六、蘑姑(菌)

蘑姑は、當省產物中亦た一重要品に屬す、北支那より南淸に亘りて輸出せらる、其種

類甚た多く、一々名稱を有す、蓋し蘑姑は其總稱たるなり、老松樹に發生し色白き者を松花蘑又は單に花蘑と云ひ、紫色なる者を松散蘑と云ふ、楡樹に生する者を楡蘑と稱し、椴樹に生ずる者を黄磨或は凍蘑と云ふ、榛樹に生するを榛蘑と云ひ、耦生するを對子蘑と云ひ、薊あるに因りて薊蘑と云ふ、其種類極めて多くして殆ど屈指に耐へすると雖も、其商品として最も價値ある者は、凍蘑にして、全省到る處の山林中には之を產するも、特に長白山下の大森林中は最も多額に產出す、

本品は原と天然生と培養生とありと雖も、其質は殆ど差違あることなし、之を栽培する者は、多くは蔑の栽培者又は獵業者農人等が副業として經營する者に係り、專業として之に從事する者は甚だ多からず、

培育法は、別に手數を要する者にあらず、唯だ樹木を伐り倒し、之に多少の人工を加へ或は液體を注き發生に便にす、

發生期は、各種同一なる能はざるも、最も重要なる凍蘑即ち椴木に生する蘑姑は、九月下旬より發生し、其形狀椎茸と彷彿し、色澤亦た相似たり、而して十月下旬には採收せらるゝ者なり、天然生は立枯木又は倒木に生し、若し生木を伐り倒したる者は三四年を經過せざれは發生せず、產額の割合は天然生と培養生と相半すと云ふ、

製法は、採收後之を乾燥せしむれは足るものなるも、少しく多量に採收する者は、特に乾燥室を有す、本室は支柱と屋蓋とを有して四壁なく、只だ炕を有す、蔑業者は地炕を利用して乾燥す、而して少量を採收する者は、日光乾燥を爲すのみ、

七、菸(葉煙草)

是れ亦た重要產物の一なり、本品は全省到る處に之を生するも、特に西北部に多しとす、元來本草は新開地に適せるものなれは新に開墾せる土地には必ず四年間煙草を栽培する習慣あり、本省の如き年々少なからざる新開地を生する土地柄には、年々本品の產出を增加する亦た怪むに足るものなし、本品は本省に於て需用せらるゝ外、支那北部の各省に輸出せらるゝ者甚だ巨額に上る、其品質頗る多種にして價格亦た一樣ならず、其產額の豐なる其品質の良なるとは、全國に吉林菸の名聲を知らると雖も、惜らくは未だ製法宜きを得すして十分なる名葉を出す能はず、更に製法の改良こそ必要なるへし、

八、麻

麻も本省重要農產の一なり、省內到る處に之を產す、多くは諸農作物の道路に沿ひたる一面に栽培して一種の籬となす、是れ來往の牛馬等が麻を嫌ふて食せざるに

まりて、自然的農作物の防禦籬となればなり、本省產麻は其質最も堅實にして、線緯亦た甚だ細緻、且つ其丈けも亦た七八尺に及ぶ、醫口天津等に輸送せらるゝ者亦た少なからず、只だ其製法未だ宜を得ず、十分なる精良品を出す能はざるを遺憾とするのみ、

九、米

米は滿洲に於て、否北支那に於て獨り本省之を產する最も多く、日常食料に供せらる、其種類は陸稻にして、質の佳良なる者亦た之れ有りと云へども、概して水稻に比すれば粘力少なく、味善良なりと云ふへからず、其產米は殆ど全部省の消費に供せられ、省外に輸出せらるゝ者多からず、

以上は本省內農產物の重要なる者にして、其他大麥、喬麥、餅粟、玉蜀黍等あり、野菜には蘿蔔、胡蘿蔔、黃瓜、隱元豆、葱、白菜、豌豆、茹子、山の芋、キャベツ等あり、果物には水瓜、香瓜、桃等を多しとす、

第七節　收穫

總ての穀類は、秋分に至りて收獲を了す、熟穗刈取後は、之を日光に乾燥すること數日にして、豫て打固めたる平地に散開し、打捧にて之を打ちて、穀粒をして離穗せしめ、更に簸を以て又は扇簸器を應用して、莢芒の類を扇除す、或は風ある日を卜して中空に打揚け、穀粒は直下し莢芒の類は飛散せしむ、此の如くして成穀は之を圓形に作り上げたる囤(トエン)と稱する倉庫に收納す、其莖稈類は之を把束堆積して山を爲す、

收穫の割合は大略左の如し、

	上田一晌	下田一晌
高粱	六石	二石
豆類	四石	二石
小麥	三石餘	一石餘
粟	六石	二石
米	八石	二石
餅粟	六石	二石
葉煙草	三百斤(一畝に付豐年の收穫)	二百斤(仝上凶年)
麻	百五十斤(仝)	百餘斤(仝)

以上諸物產中、本省に於ける產額は、統計の據るべきなきを以て詳細正確に知るを得ざるも、本省人士の推定及吾人の調査せる者等に據りて諸穀の耕地步合を示せ

は左の如し、

高粱	二分九厘	小米	二分三厘
豆	二分	小麥	一分三厘
大麥	四厘七毛	其他	一分〇三毛

吾人の推定耕地四百四十四万晌に對し以上の歩合を割當る時は其晌數左の如し、

高粱	一、二八七、六〇〇晌	小米	一、〇二一、二〇〇晌
豆	八八八、〇〇〇	小麥	五七七、二〇〇
大麥	二〇八、六八〇	其他	四五七、三二〇

以上の耕地に產出する穀類を平均產額を以て計算するに、其產額總數實に左の如きものあり、元より正確なる者にあらずと雖も、亦た甚しき錯誤なきを信ずる所なり、

高粱	耕地	一、二八七、六〇〇晌	平均收穫 四石
小米	仝	一、〇二一、二〇〇	四石
豆	仝	八八八、〇〇〇	三石
小麥	仝	五七七、二〇〇	二石
大麥	仝	二〇八、六八〇	四石
其他	仝	四五七、三二〇	八三四、七二〇

第十二章　林業

第一節　總說

吉林省は、支那全國中唯一の大森林地帶たり、古來長白山大森林を除きて、全省中四十八窩集(大森林の義なり)ありと稱せらる、此等窩集の最小なる者と云へども猶ほ十餘方里の廣袤を有し、全窩集の面積は少なくとも全省の六分の一方里を占む、盛なりと云ふべし、然れども徒らに廣大なる森林ありと云へども、是を搬出するの道なければ、之れあるは之れなきと何の擇ふ所かあらん、交通の未だ發達せざる當省に於ては、只だ水流に依れる天然交通機關によりて市場に搬出せらるゝ者の外、何等價格を有せず、故に此廣大無盡なる大森林帶も、經濟上より見れば、荒漠なる空地と異る所あらず、是を以て吾人が本書に收錄せんとするは其價格を有する森林にして、其他の森林は交通機關の設備によりて價格を生するに至りて後の說明に讓らんとす、是れ吾人の說明の其詳を盡す能はざる所なるのみならず、徒らに勞多く

じて非效なきを信ずればなり然れども一度人爲的交通機關の設備を見るの日到らば吉林全省の產材は啻に支那全領土に供給して而して猶は餘りあるを信ず何となれば只だ長白山森林のみにても五百方里以上を占め二ケ年二百五十万貫を伐採するも尙は一百年を要するに非らざればなり若し夫れ全省の各森林を通じて之を計算せば二千万貫の採伐を爲すも優に一百年を費すや疑なし吉林省の林業の如きは實に天下の無盡藏と云ふべきなり森林の能く水利を得て其產材を市場に供給し得る者は松花上流頭道江二道最も有名にして下流更に三姓附近に至り又た出材の便あり然れども今日に於て吉林省の木材を云ふは殆と大部分は頭道二道兩江の產ならざるはなく之に次ぐは拉林河上流に於ける四合川森林なりとす其他は其附近の需用に消費せらるゝに過ぎずして以て吾人が所謂有價森林を以て論ずべきにあらず吾人は是より節を更めて前二產地に於ける森林業の狀態を說明せんとす

第二節　長白山系森林（頭道江二道江）

吾人が長白山系森林と稱するは長白山森林の謂にあらず長白山森林は古來淸祖發祥の地と稱し其伐採を禁止せり是れ吾人の所謂無價森林たり吾人が此に長白山系森林と稱するは長白山大森林に接續して直に其北部に位せる松花江上流に位せる頭道江二道江の二森林及其下流より吉林に至る間に於て松花江に流入する八大溝即ち拉發河漂河穆奇河色勒河歲沙溝夾奇河灣里河輝發河の流域に於ける森林にして而して重に頭道二道二江森林の事を記述せんとす吉林伐木の歷史は言ふ迄もなく吉林市に最も接近せる水利最も便宜なる地點より伐採せられ即ち松花江流域の兩岸より開始せられ漸次各溝に及ひたるや論を俟たず八大溝中最も近距離に在る拉發河漂河等は八大溝中の最先に伐採に供せられたる森林なり元來養林の何物たるを知らず殊に無盡藏なりとの感念を有する伐採者は至便の地點より濫伐して漸次上流不便の地に及ひ今や八大溝森林は漸く老樹と江水との距離を遠隔ならしめ且つ此年水量の減少を來し流伐する能はず只た木水の時を俟て獨木にて放流するに及ひ紛失掠奪等の損害を受くること多く現今に至りては大に其伐木數を減じ只た頭道江二道江は今や吉林市場に於ける唯一の木材供給地となれり之を以て吾人長白山系に於ける出材地としては頭道江二道江を說明するを以て足れりと信ず

頭道江二道江は共に松花江の二源流にして其源水は共に長白山に發す頭道江は南々西源を爲し二道江は東に北源を爲す二水共に長白山大森林を過き二三の河流を合せて北流し兩江口に至りて相合す故に二水未た合一せさる時は頭道二道の名稱あり既に合流せる後ち即ち兩江口以下に於ては松花江の名稱ありと知るべし吉林より兩江口迄水路約八百五十清里陸路五百五十清里あり兩江口より目下の出材地點迄は頭道江は更に四百五十清里を溯り二道江は百五十清里を溯る森林は二江共に直に長白山森林に接續せる者にして其廣大なる言を俟たすと雖も漸く吉林市場を距るの遠きに過き出材上諸種の不便を感することあり即ち第一の困難は江水の減少にして水少なく岩石多き上流地方は筏を流下する能はす之を唯一の困難とす故に出材は春季解氷所謂桃花氷の漲溢せる時最も盛にして雨期亦た盛に流筏せらる兎に角今日の唯一の問題は此減水に在り材木業者の苦痛とする所なり

產樹の種類は棵松杉松黃花松紫柏松檜樹松楸子椴木等とす。

第三節　小白山系森林(四合川)

小白山系に屬する森林は南張廣才老爺二嶺に至り東三姓寧古塔に及び西賓州五常に及ぶ中間の森林にして其面積決して小なからす然とも之を伐木して市場に搬出せらるゝは獨り四合川を盛なりとす其三姓五常等の如きは多少之れなきにあらさるも皆な云ふに足る者なし故に吾人は四合川を以て小白山系の出材地と認め之を下に記述せんとす。

四合川は地名にして吉林省城を北々東に距ること四百五十清里一面坡停車場より南々西に向ふこと四百三十清里双城廳より東南四百三十清里の程あり即ち假りに三線を劃すれは略其歸一點に當り拉林河の上流石頭大沙二河の合流地點に在る一小村落にして此より東南方一帶に鬱然たる大森林を控ゆ元來拉林河流域の森林は今を去ること四十年前には四合川より拉林河を下ること百四十清里なる向陽山地方に達せしものなりしを連年伐採の結果沿岸の山谷を黑岩赭土と化して現今伐木しつゝあるは四合川より更に二三十清里上流に在り河岸よりは更に十清里乃至十五清里左右に距離を有せり今其小地名を擧れは大沙河の右岸に大國魁二國魁三國魁火燒咀子左岸に平崗磨石頂子あり石頭河の右岸に二十八家子郎頭咀子左岸に靑咀子あり此等の個所は多く

民人の私有に屬す拉林本流に沿ふ者は悉く官有にして右岸に賜兒橋黃泥河子あり左岸に磨盤山と稱する一脈の山岳蜿蜒として橫はれり而も其官民有の分界も甚た明かならず民有と稱する者も附近の小部分に過ぎずして深く山中に入りては總て無主にして當然國家の所有權に屬すへきものなり。

四合川に入る唯一の門戶たる向陽山より九十淸里を行きて沈家營に達する迄嘗に河を挾て連亙せる兩側の山脈に達する十數里の平地は多く開墾を經たるものにして此間を縫て坦々たる車道を通ずるも沈家營より四合川に至る四十餘淸里は僅に人馬を通ずるのみにして冬季は把犂橇を通ずるを得るに過ぎざる山道にして頗る險岨なる地點なり此間は馬賊の勢力範圍にして小數なる住民等は之を防禦する道なく所謂馬賊稅を提供して僅に無事なるを得ると云ふ。

四合川森林は獨り支那人か之を經營するのみならず露人亦た東淸鐵道用材伐出の名を藉りて光緒二十三年以降其權利を取得し其經營に從へり是れ本產材は拉林河を利用して搬出する者にして拉林河の流向は東淸鐵道南折線の第二停車場蔡家溝附近を通過し全鐵道の供給及哈爾賓市場に搬出の便あるが爲なりしなり然して今日は既に契約の期滿ち露人は何等權利を有せす材木事業は猶は之を繼續するも一に支那人を使用して搬出せしむるの方法を取り居れは條約上何等の不合理の行爲と認むへきものなし。

產樹の種類は杉松棵松を以て最とし楸子黃波羅之に次く其他雜樹あるも多からす概して小白山系即ち四合川產の材木は頭二道溝の產材に比すれは巨材少なく且つ其質亦た硬堅ならすと云ふ。

第四節　伐木團體組織

山中に入りて伐木に從事する者は資本家又は木材商が各自之をなすに非すして別に其任務に服事する一階級あり之を把頭と云ふ四合川に於ては露人が購買するによりて更に一階級を生し之を攪頭と云ひ把頭と露人との間に在りて其周旋を爲す頭二道江には之れなし。

把頭は先生一人大司夫一人大頭二三十人乃至百人外に不定數の老板子及ひ打掉的を有し其團體を組織す然して此は一把頭の系屬にして如此系屬を有する把頭は其數七八十名を下らす把頭は以上の系屬を率て山に入り伐木に從事するもの多くは無賴漢にして文字を解せす故に先生を雇用して書記會計を掌らしむ大頭

的は即ち伐木者にして入山の時は道路を修理し小屋掛けを爲し伐木に從事す其飯把頭の大小によりて一定せず老板子は伐木を耙犁(橇)に載せ牛に曳かしめて江邊に運出するを掌る打掉的は伐木を筏に組み之を流下するを掌る大司夫は炊事を掌る。

把頭は自己の資本を以て之を行ひ自ら市場に搬出して之を販賣するものあり或は資本主に由て資本の供給を仰ぐ者あり資本を資本主に仰ぐ場合には其利益の六割を資本主に提供し自己は其四割を收得するを普通とす然して資本主は極めて大利益を占むる者にして此等入山團體の食料雜器具等は資本主より供給し是れ亦た少なからざる利益を占むるを常とす。

第五節　伐木及搬出方法及時期

把頭は毎年九月初めより清曆系屬團體を引率して山に入り先つ小屋掛けを爲し道路を修理し一切の準備整ひて十一月頃より伐木に從事し翌年二月に至るを伐木時期とす然して伐木は結氷を利用して耙犁に載せて牛に牽かしめ山下より江邊までは馬に牽かしめて江邊に搬出す是れ老板子の掌る所なり江邊に搬出せられたる木材は江氷融解の時即ち清曆四月中旬頃より桃花水に泛へて流下す頭二道江に於ては江邊に於て獨木又は單簡なる筏を組みて放流す之れ二江は共に急流奔湍にして岩礁亂立し且水深なく大筏を通ずる能はざるによりてなり兩江口の下流約五十清里にして大蕨子と稱する地あり流筏は此地に至りて更に大なる筏に組更ゆ吉林に下る大蕨子より吉林迄水量多き時は三日にして到達し少なき時は十日又は二十日を要し甚しき時は終年流下する能はざる時あり。

四合川に於ては私有山林の產材を購買せんとする時には所有主と協定して其價格を定めて契約を結び其價は河沿に搬出されたる時に之を支拂ふを普通とす若し河沿に搬出したるときは其材木の十分の二を山主に交付するの慣例あり是れは木材の河沿に置かれたる時の價格の十分の八は伐採並に陸運の費用なりとの概算より出てたるものなり買主は契約成立後把頭を雇ひて採伐並に搬出を請負しめ之に約半額の費用を前渡し殘額は木材受領の上に於て之を支給す把頭にして資本家の資本を仰き自ら經營する者あり頭二道江と同し然して四合川に於ては把頭の伐木の爲め山に入らんとする時は先つ向陽山にある交涉分局に趣きて若干の木材を伐出す

べきことを申告し成規によりて其價格を評定し之に對して納むべき八分の稟費の中四分を前納して票照の下附を受け之を携帶して始めて伐木に從事することを得票照は露人が伐木の權利を得しは東清鐵道用材に限れるものなりしに其後露人は濫伐して之を哈爾賓の市場に送りて販賣せしより吉林將軍は之に課稅せんとし山中に入りて伐木する者は必ず票照(許可證)を携帶せさるへからすと規定し票照交附の手數料として價の八分を徵收せるなり四合川に於ても地上結氷の時期を利用して同一の方法によりて河沿に搬出す斯くて解氷に至り即ち四月中旬より筏を組みて流下す。于林船口に至れは河幅濶大となるを以て此處にて大東筏を作りて流下す。

流筏が四合川を發して最後の陸揚地たる珠山に到着すへき時日は極めて不確實なり大出水に乘じて下す時は能く一ケ月以内にして達し得れとも此の如きは稀有の例として水量は常に斯く大濶するを能はさるにより多くは二三ケ月を要す然しなから斯は一個の筏に就きて到達可能期を示したるに過きすして河の小なる爲め筏を浮へ得る程度に限りありて出水の際と雖も一時に多數の筏を下すことを能はす實際に於ては前年に伐出したる者翌年中に送達し得れは可なりと云ふ此

水路の不良は四合川山林に取りて非常の缺點にして之か爲め運賃時日資本共に預定する能はすして大に其發達に妨けあり。

第六節　器具食物及筏

筏木及ひ斯業に關し必要なる器具は大小鋸、斧、鉈、鑿、鍬、鑓、鶴嘴、麻繩、釘、等にして食物には粟、高粱、鹽及多少の副食物等にして是れ皆な把頭の準備携帶する所なり解氷の時期に至れは更に下流地方より食物を小舟に積みて輸送す。

筏は巨材なれは十四本小材なれは十六本を一列に排列し其兩端に小なる穴を穿ちて小木を横に貫通して固結せしめたる者を稱して一截と云ふ三截を連結せる者を一頭と名け三頭を連繫せる者を一批と名け二批を連絡せる者を一排と稱す是れ即ち一筏なり其上に小屋を造り樹皮を以て屋となす筏は必す一排即ち十八截なるに非す或は六七截より成る者あり或は二三十截より成る者あり其最も大なる者に至りては一筏三千本に達する者あり是出材の巨細と水量の多少との關係に由るものなり流筏に要する人員は小筏に在りては頭掉二掉各一人筏夫六七人大筏に在りては十二人乃至二十人を要す四合川に在りては大なるも四截を超

ゆるものなく小なるは一截にて流下す乗筏人員は上流檢岨の水流中に於ては四人于林船口以下に及ては僅に二人の打掉的を乘組ましむるのみ。

第七節　賃　金

大頭的の支用する一切の器具及食物は皆な把頭の支辨に係り其賃銀は一ケ月十五六吊乃至二十五六吊なりとす斯の如き差額あるは大頭的の技量に差等あるに是れ因れり先生の貸銀は三十吊内外大司夫は十吊内外老板子に二様あり一は把頭自ら牛及耙犁其他の器具を購求し老板子に附與する者其貸銀は大頭的と大差なきものゝ如し而して此種に屬する者は甚た少なし他は老板子自ら牛耙犁及器具を所有し把頭の雇用に應ず其貸銀は一日五吊内外なりとす然とも飲食物は把頭の供給にして牛の飼料は老板子の負擔とす打掉的の貸銀は前述の如く小筏にて數回に區分し大筏子に至りて大筏となし吉林に流下するものにて一筏には頭掉二掉各一人外に筏夫數人を要す頭掉は上流より吉林迄一回の流筏に就て六百吊内外を給し二掉は四百吊を給す其の他の筏夫は十五吊乃至二十吊なり然して頭掉は流筏に關して全責任を有し上流檢灘の處尺寸を誤れは人材共に紛塵せら

るゝの危險あるを以て其貸銀の高きを厭はす雇用に際しては爭ふて名手を選ぶと云ふ四合川に於ける貸銀も甚た差等あるを見す只た頭二掉の貸銀は一回の流筏に就きて頭掉五百吊二掉三百吊なるのみ。

第八節　稅　課

木材に就き政府に納附すへき課金は二種あり稅と捐となり稅は國稅にして捐は地方稅の性質を有す稅は菸酒木稅局に納入し捐は交涉總局附屬なる木植公司に納入す四合川に於ては此木捐を票費と稱し票照交附の手數料として收入するも松花江上流に於ては何等の手數を要するとなくして徵收せらる徵收額は木稅は木材價格の十分一にして木捐は木材價格百分の八とす而して最も奇とすへきは菸酒木稅局の表準價格と交涉總局表準價と同一ならす交涉總局の方常に高價なるにより同一數量より徵收せらるへき一割稅は八分捐より少額の收入を爲す即ち本年の如きは木稅二十二萬吊木捐二十四萬吊を徵收せりと云ふ此外松花江上流地方の出材は色勒河及輝發河の二ケ處に於て設けられたる卡倫の一に於て木材一本に付四百四十の割を以て徵稅せらるゝ一種の盜金稅なり。

第九節　集散地及輸出先

頭道江及二道江其他松花流域より出る木材は松花江の水運に由りて搬出せらるるものにして上流に在りては大崴子は唯一の集散地たり然とも此地は只た筏の組換或は水深の狀況によりて一時停滯するに止まり此地より直に需用地に搬出せらるゝ者は甚た多からす其大部分は吉林に向て流下し來る故に吉林は松花江上流に於ける出材の唯一集散地たり吉林市中及市外には大小百餘戶の木廠あり其中大なる者二十餘戶あり此等大木廠にては一ヶ年に五千本内外の木材を販賣し中等木廠は三十餘戶にして千五六百乃至二千本を販賣す其餘の小なる木廠に於ては五百本内外を販賣す木廠に本字號と雜字號の別あり本字號とは一定の符號ある木材のみを販賣し雜字號とは盜材又は拾得せる種々の符號を有するものを販賣す吉林に於ける木材取引地は二あり一は市の東部三十清里九站に在り上流より來る流筏は此二ヶ所に集停す吉林に於ける森業を經營する大財東は張祥、孫起鳳、季清和、王遂全、張老五、韓登舉、此等の財東は各自把頭を使役して代木を吉林市の木材に關する六大財東と稱す此等の財東は各自把頭を使役して代木

せしめ多くは木廠を吉林又は長春等に開きて之か販賣に從事す

出材額は水の張落に因りて年々一定せす然とも大略平年には裸松十万本杉松五六万本其他五　六万本位なるへしと云ふ

輸出先は長春、烏拉街、伯都訥、農安、哈爾賓等にして長春を最も多しとし獨り棺材は遠く懷德、奉化八面城より遼河の流域に及ぶ

四合川の木材は拉木河の水運により搬出さるゝを以て流域各處に其集散地あり今上流より順次に其重なる者を擧れは向陽山、苗家、亮子、于林船口、圍山子、粘魚岔、紫河寨、牛頭山、泥泡子、珠山の九ヶ所なり而して其多くは戶數百に滿たさる河畔の小村落にして獨り向陽山は三百餘、紫河寨は二百内外を有するのみ此等は集散地たるには相違なきも附近の需用を充たすに過ぎすして一の木廠もあることなし只た季節に至れは把頭が思ひ〳〵に此等の地に木材を陸揚けして自ら民家又は旅舍に宿泊して賣捌を爲すか或は適當の人を選ひて委托販賣を爲すのみにて別段の設備もなく販賣の數量も多からす此中稍や趣を異にするは泥泡子にして此地は双城廳を去る三十五清里にて同地に送るへき木材は悉く此地に陸揚し更に馬車にて運はるゝなり双城廳は三万の人口を有し拉林河によりて流下する木材の唯

一の市場にして總ての木材は一旦此地に集りて更に他所に分配せらるゝにと松花江上流木材が吉林に集ると同一なり双城廳に於ける財東の大なる者佳先生、劉老四、王洪才、董萬和、解景丰、解景祿、羽連發等とす。

輸出先は哈爾賓伯都訥黑龍江省各地等西北方にして双城廳以南には松花江上流材の供給範圍に屬し哈爾賓以東には三姓一面坡等の多少出材する者ありて双城より供給せらるゝ者少なし。

珠山は一に猪兒山と云ひ東清鐵道蔡家溝停車場の東北三清里の近きに在りて北に拉林河を控ゆる戸數五六十戸の小村落なり露國は其兩岸一帶の地を購ひて貯材場となし木材官理の吏員並に監視兵に要する四棟の廳を建て搭載に便にする爲停車場より二條の支線を布設し又鐵橋の南北側には監視小屋を設けて常に河上を監視して清國人の木材を之より流下するを嚴禁す然とも狡猾なる支那人は露兵に賂して夜間流材する者ありと云ふ此地の貯材は多く哈爾賓に輸送す。

第十節　種類及價格

產樹の種類は長白小白兩系とも一樣にして共に衆多なりと雖も其需要の最も多きものは裸松、杉松、の二種とす今產樹種類の大概を示せは左の如し。

裸松（コーソン）（チヨウセン、ゴヨウ）
杉松（サーソン）（ウラジロ、モミ）
黃花松（ホサンホロソン）（カラマツ）
楡樹（ユイシウ）（ニレ）
柞櫟（ヤーリー）（ナラ、カシワ）
椴木（トロシモ）（カツラシナ）
楸木（チウモ）（ヤマクルミ）
柜水（ブナ）
柏（カヘデ）

裸松（コーソン）は木質多少紅色を帶ふるによりて又た紅松とも稱す其葉は五葉にして長四寸餘を有す最も良材に富み且其質亦た脆弱ならさるにより殆と全建築材の六割以上を占む用所は棟、梁、棺、船、板、戸等一切の建築に供用せらる。

杉松（シヤソン）は樅にして其質白くして軟裸松と同しく長材に富み其雲要裸松に次く用處は器具、戸屏柱窓等に用ゆ。

吉林通覽

黃北松は落葉松にして最も長材多く往々百二十尺に及ふものわり桅檣旗桿庶柱棟梁棺材等に使用せらる只た其價比格的不廉なるが爲め民間に於て需用せらるゝこと少なし。

楡樹は即ちニレにして只た葉の稍や小なるの差あるのみ用處は車輛機等とす

刺楡は楡の一種にして樺皮刺を有するにより此名あり材質堅實にして車軸の適材として用ゐらる産額甚た多からす。

花楡は木理の美と材質の堅とを以て珍重せられ机案匣箱刀柄等に使用せらるゝも産額多からす價亦た貴し。

白樹は(ドロヤナキ)材質白くして密且つ硬堅ならす燐寸軸木として尤も良好なる者其産額は非常に多額にして樹の有る所必す白楊ならさるはなしと云ふ情況なり而して材質の脆嫩なるが爲め吉林に於ける需要少なく本材の如きは輸出品として有望なる産材なるへきなり。

水拒は(ブナ)にして舟を作り又は薪炭材に供せらる。

楸は(ヤマクルミ)にして其果實は食用に耐へす胡桃實は支那に於て珍重せらるゝ食品なり故に食用胡桃樹は決して伐採することなし本材は其果實の不耐食なるによりて採伐せらる用處は机案匣箱等にして質硬なるに因りて木匠之を喜はす其需要甚た盛ならす小口徑の者は薪材に供せらるゝに至りて一販路を開かんとす。

根木は其質頗る緻堅なるによりて多く彫刻材に供用せられ且つ本材より生する菌屬は重要なる一物産となり其樹皮は又た之を水に浸潤せしめて麻繩藤蔓等に代用す。

其他多數の産種あるも需用産額共に多からす因て之を略す。

名稱	材種一本	價格	備考
樺杉	大過梁(ダコオリヤン)	四五・〇〇〇帛	大過梁は長二丈五尺梢徑一尺七寸乃至二尺二寸の稱
仝	二過梁(アルコオリヤン)	二一・〇〇〇	長二丈五尺梢徑一尺二寸乃至一尺四寸の稱
仝	中過梁(チャンコオリヤン)	三〇・〇〇〇	長二丈五尺梢徑一尺五寸乃至一尺六寸
樺松	大改木(ダーガイム)	二五・〇〇〇	長一丈五尺直徑二尺三寸
仝	長條子(チャンチャオツ)	一一・〇〇〇	長二丈五尺梢徑七寸乃至一尺一寸
杉松	大過梁	四五・〇〇〇	樺松の項と同一

仝	中過梁	二五・〇〇〇	
仝	二過梁	一五・〇〇〇	
仝	長條子	一〇・〇〇〇	
黃花松		六〇・〇〇〇	
仝		四〇・〇〇〇	長四丈三尺稍徑八寸乃至一尺一寸に至る
椴木		四・五〇〇	長三丈稍徑一尺一二寸
仝		二・〇〇〇	長一丈五尺稍徑一尺三寸
楸木		一六・〇〇〇	長七尺五寸稍徑一尺二寸
仝		六・五〇〇	長二丈五尺稍徑一尺二寸乃至四寸
榆樹		八・〇〇〇	長一丈五尺徑仝上
			長一丈五尺稍徑八寸

右は長白山系産材にして吉林に於ける相場を示せる者なり小白山系産材に種類に於て殆と一致し價格の双城集散市場に於ける相場は吉林相場に比し較や低廉なるも大差あることなし。

第十三章　礦業

第一節　總說

吉林の地由來礦物の豐富を以て名あり、吾人足一度其地を踏むに及て益々其名の虛く傳らさるを知れり然とも從來採礦を禁するの傾向ありしと、之を開掘する者は、一も新式方法に依るものなく、一に任意掘取に放任するに因りて、久しからすして、人工の不可能なるに逢ひ、又は亂掘の結果、礦脈を錯亂せしめて遂に、之を喪失するに至り、廢礦するの止を得さるもの少なからす、然とも此等は一に經營の罪にして、吉林多礦の反証を見る能はさるなり、現在に現れたる礦產の尤も多きは、石炭を第一とし、金を第二銀を第三鐵を第四とするが如し、是れ固より專門家の探査結果にあらすして、現在露脈を發見して、採掘に從事せる者のみに就て云ふ所なりとす。

今日の急は吉林に礦物探査の機關を設けて、之を調査するにおるべし若し一度之が探査を經るの時は猶は少なからさる銅鐵金銀礦の發見せらるへきは、吾人が信ぜさらんとするも得さる所なり近時吉林巡撫は礦政調査局を設け全省の礦產を

調査し之を人民に許可採掘せしめんとす是れ大に吾人の意を得たる者なり吾人は之に因て遠からさる未來に於て吉林礦產の精細を知るを得んことを期待するものなり之を要するに吉林省は清國二十三省中有數の產礦地たることは殆と疑ふへからさるものに似たり

第二節　金

產金の地少なからす現在採掘しつゝある者及ひ曾て採掘し後禁止せられたる者大略左の地とす

一　三姓　太平溝　樺皮溝　南淺毛溝　先淺毛溝
二　夾皮溝
三　木齊河
四　葱砂河
五　南樺樹林子
六　太平溝
七　葱沙河　蜂蜜山

八　萬鹿溝
九　杏山

以上九處の產金は大約沙金にして三姓及夾皮溝は近年機械の設備をなして開採に從事し礦石の採收及精錬をも行へり是より各所に就き其說明をなさんとす

一、三姓

三姓の金礦は吉林金礦の最にして其名夙に海外に知らる三姓は其總稱にして產金の地は三姓の東南約三百淸里の地に在り產金區は太平、樺皮、南淺毛、老淺毛の四溝より成り其周圍無量數百淸里に及ふ南淺毛溝は溝の長十五六淸里老淺毛溝は其北に接續して長十淸里樺皮溝は又た老淺毛溝と相連り三溝稍や上字形を形成す其東方に當りて老爺嶺あり嶺の東麓は卽ち太平溝にして溝長百餘淸里に及ふ此四溝を總稱して三姓金礦と云ふ產する所沙金にして產金床は厚三尺幅二三尺あり金質は南淺毛樺皮二溝を最良とし產金は多く山隰に在りて山陽は之を產するものあるも多からす

光緒十六年吉林將軍長順が三姓金礦試採奏請文中云ふあり三姓の地は數十年來人民の盜採する者千餘名に下らす之を逐へは散して匪となり檄となり官去れは

再び來て盜採し始めたるを以て之を防止するの術なし、唯一法あり、私を化して官となすのみ、數月を限りて此法を試行せん云々、此奏請の批准を得て此等盜採流民を團體となして一の頭領を設け之を把頭と云ふ各人の採金高の三割を上納せしめて公然採掘を許せり其二ケ月間の收入金六百四十四兩八錢二分五釐なりしより見れば、二ケ月の採金量は少なくも二千一百四十八兩六錢五分以上ありしことは推知するを得べし。

二、夾皮溝

夾皮溝金礦は三姓金礦にて知名の金礦なりとす其開掘歷史は詳かならざるも幾と百年以前より流民の採金せる者多く其中に山東の豪傑韓效忠なる者あり流民の望を負ふて其首領となり終に政府化外の一境域を開きたり是れ即ち韓邊外の領土にして邊外の嫡孫登擧祖業を紹て今日に至れり夾皮溝の採金業は韓氏占據以來益發達せり採礦處は從來頗る衆多なりしも漸次結果不良に陷り今日に於ては夾皮溝の東北端に在る山腹の一個所より採掘す今某專門家の調查せる所に據れは左の如し。

礦床及礦量　含金脈は乳白色の石英脈にして勝の帶狀組織を呈し多量の黃鐵礦及少量の銅礦を具へ雲母片麻岩を貫き坑外にて其走向及傾斜を前者と殆と同しくするも坑內に於ては東西六十度の傾斜を爲す。

礦脈の厚は坑外に於ける露頭面約五尺にして坑內に至りて稍や膨大する傾きありて十四五尺に達するものあり而して脈數は二條の幷行礦脈より成るものなりと雖も土人の言に依れは猶上層の一條は溪流中に在りと稱す。

礦量分析の結果は左の如し。

縱截面積(平方尺)	鉛幅	見込品位	礦量
A	七二〇〇〇	五尺	十萬分の二	八三九五二瓦
B	六〇〇〇〇	五	十萬分の二	六九八九四

採掘現狀　現採掘坑の坑口は東南に向て開き約四十度の傾斜を爲して下ること十間餘に至りて漸く緩傾斜となり進むこと三百間にして礒石脈即ち鉛に達す茲に至て一定の坑道を開かす上下左右隨意に亂掘し最も廣き所高三十尺幅尺尺餘の洞窟的狀態を示すものあり或は地下百餘尺に掘下し傾斜面に沿ひて採礦をなし終に上盤に達したるを以て方向を轉して東西に向て進行する計畫を爲すものあり。

一個の仕事場には三人の工夫ありて二人は採礦に從事し、一人は礦石を打碎し之を推積す、四十餘人の運搬夫は之を麻布袋に納め肩上に載せて坑外に搬出す、一麻布袋の容量四十斤とす坑外に至れば十四五人の掘礦夫ありて之を掘礦車に積みて各製金場に送附す一牛車の載量六百貫目

製金狀況　製金場は大なる者十一、小なる者五あり、各場は礦石を更に小塊に打碎し、之を石造挽臼によりて粉末となし、更に之を洗滌板に運びて、礦夫十人之を洗滌し黄鐵礦黄銅礦と金粉とを分離して採金す、殘滓は再三之を洗滌し遺失なからしむ、一金場の一日製金額は六匁より十匁に及ぶと云ふ。

大製金場十一の中三金場は韓家の自營に係り他は資本家が自ら採金經營するに任せて何等義務を韓家に負ふことなし只だ其礦夫たる者は一年二回金二匁を謝儀として納入するあるのみ。

三、木齊河（又は木旗河に作る）

木齊河砂金場は吉林の南方百九十清里樺樹林子に於て、松花江に流入する木齊河流域に於ける產金場とす、其採掘の歷史は吉林金產地最古の者に屬し、咸豐四年時の吉林將軍が、砂金採取を奏請せるによりて明かなり、其後採金を禁せられて今日に至る。

四、葱砂河

葱砂河も、松花江に流入する一支流たり、砂金を產すること、木齊河と同じく、從來流民の私採する所となりしが、同治七年奏請して之を封禁せり。

五、樺樹林子

樺樹林子金場は三姓の東南部寧古塔の北部約二百清里に在り、流氏の私掘に任せしが、光緒四年之を封禁せるも、近時猶私採するものあり。

六、太平溝

七、蜂蜜山

八、萬鹿溝

等三處は寧古塔所屬に在りて曾ては數千名の流民集合して、採金に從事せしものなるも、此等流民が諸種の弊害を生すること多きによりて、光緒四年終に封禁を行ふに至れるも、今猶私採者あり、殊に万鹿溝蜂蜜山等は現今五百人以上の私採者ありと云ふ。

九、杏山

杏山金場は、吉林府所屬にして吉林市の東南百餘清里に在り、最近試掘せる所なり、其狀況未だ詳かならず。

第三節　銀

吉林の銀礦は、今日迄發見せられたるもの主銀礦としては、唯一の天寶山を數ふのみ、然とも各金礦に於ける副產銀は之れなきにあらず、故に更に探査を經は其產地を發見するに至るべし、今は只だ天寶山銀礦を說明するに止めんとす。

一、天寶山

位置　天寶山は延吉廳內に在り、其地は即ち所謂間島の域內にして、吉林市を去ること東南七百七十清里、琿春の西二百清里の地點に在り。

歷史　開掘の歷史は甚だ明亮を缺けるも、數百年前より韓民又は清國の流民に依て開掘を試られたるものゝ如し、光緒十七年迄てに吉林將軍長順は琿春產銀の說を聽き候補縣丞程光第を派遣して調査せしめたる結果天寶山を發見せしに、既に發掘せし瀉坑を認め其附近を探礦して、砂質の稍や可なる者を得遂に採掘に決定し、壹万兩の資本を商民より募集せしが應募多からず、五千兩を官より支出して、開

堀に從事せり。

產礦量含銀量　光緒十七年試掘の結果は、初度に於て、礦砂千斤より銀礦二十餘斤を得更に純銀十二兩を得たり、其後漸次坑道の延長するに隨て、含銀量益多く千斤の礦砂中七十餘斤の銀礦を得更に三十一二兩の純銀を得るに至り、一ヶ月の產額一万兩に上れり。

經營狀況　光緒十七年の當時に於ける經營狀況は、長將軍上奏文中に記載せり經營主幹として發見者程光第の外更に縣丞祿崧を派遣して兩人協同して事を執らしむ煉銀設備としては大鎔鑪八十座を設け、每一座一日生礦砂三千斤を鎔化し一ヶ月二十四万斤の熟礦砂を得別に精煉銀礦の大鎔鑪四十八を設け、每日輪換して、熟砂八千斤を精煉して、銀礦五六百斤を得、純銀三百餘兩を得べし、此計算に依る時は一ヶ月純銀一万兩を得べし、今現に百七十一名の礦夫を使用するも、更に其數を增して三百名となし、其工賃食費一ヶ月千七八百兩其他一切の局費工費を加ふるも二千數百兩に過ぎざるべし、猶は七千餘兩の過剩を見る云々、以て本銀礦の有利なるを覩ふに足る、團匪の亂以來本礦山は其業務を中止せしが、日露戰後邦人中野次郎之を經營して、再び其採堀に從事せり。

第四節　銅

銅の産出は未だ世に知られたる者なし、唯一の石嘴子あるのみ。

位置　石嘴子は磐石縣管内に屬し縣治の東北三十清里、吉林市の南二百三十清里に在り。

情況　光緒三十年始めて開採に從事せる者ありたるも資本缺乏して之を中止せるものなるが、光緒三十三年吉林巡撫は礦業奬勵の目的を以て當業者に十五万吊の貸與をなし、其採掘に從事せしむ。

産礦含量　未詳

第五節　鐵

鉄の産地として知れたるもの少なし、只た各地非常に鉄素を含有せる土質多きとは人の認むる所なり、露頭面を有して、既に採掘せられつゝあるものは東安子河のみ。

一、東安子河

位置　東安子河は磐石縣治の東南百五十清里に在り

含鉄量及産額　開掘の歴史は不明なるも鉄礦としては有望なるものに屬す、礦石中含有鉄量百分の六十にして、一ケ年六ケ月の作業に於て十八万斤を産出すると云ふ。

第六節　石炭

石炭は吉林省礦産物中其産地數量に於て第一を占むる者たるを信ず、只た從來燃料としては非常に廉價なりし木材を使用せる習慣ありて、今日薪材の價大に騰貴せるに際しても、未た容易に石炭を使用するに至らず、爲に未た大規模の採堀を爲すものなく隨て其價亦た未た昂直なるを免れず、兩兩の原因相待て、今日未た石炭採堀業の殷盛を見る能はざるも、産出地は無數にして、漸次大に開發せらるゝに至るや必せり、其既に知られたる産地は左の如し。

營盤溝　波泥河　硝家屯　缸窑　丁家溝　田家屯　三道溝

柳樹河子　陶家屯　荒山子　長嶺子　下二盞　山城坡　鍋盔頂子

大葦子溝　石碑嶺　泥球溝子　大石頭頂子　亂泥溝子　二道河子　後二道河子
天河　杉松岡　炸子窩

此等は既に商民等をして其採掘を許可し、其賣價に對し二分の釐捐を納入せしむ。

一、炸子窩

位置　炸子窩は龍灣縣に屬し、縣の南約五十清里に在り。

情況及產額　本炭礦は二坑道を有し、夏季は坑內瓦斯發生の爲め作業する能はず、一年六ヶ月の作業に於て七万斤を採掘すと云ふ。

二、缸窰

位置　缸窰は吉林市九十清里、楡樹縣に至る道路上に在り。

礦區　缸窰石炭礦區は最も廣大なる者にして、約二百三四十清里に亘る、是を以て採掘地點に依りて、各名稱を異にす口前煤老君堂煤東荒煤是なり。

情況　地松花江に遠からず、且つ吉林市に近きにより販路上の便利を有し、其礦脈亦た甚た豐富なも炭質不良にして一般に歡迎せられず。

三、泥球溝

位置　泥球溝炭礦は吉林市の東南百八十清里咬河の東南三十清里に在り產炭の

質不良なるも產額少なからず、吉林市場へ輸出せらる。

四、杉松崗

位置　杉松崗炭礦は咬河の南三十清里に在り。

情況及產額　本礦は五坑を有し炭量甚た豐にして其質無煙炭にして甚た良好なり目下礦夫五百を使用し、一日平均三万斤を採掘す、產炭の多くは、吉林市に輸送せられ、其品質の佳良なるが爲め、吉林市場に於ける價格は、他炭に比し、六倍以上の高直を保持す。

五、石牌嶺

石牌嶺炭礦は長春の東に在り、曾て露人の經營する所となりしか、其後我南滿洲鐵道會社にて經營することゝなれり。

以上は吉林省炭礦の重なる者にして、此外到る處村民か自用的に採掘せる者少なからず、只た交通の不便なるは、第一に炭業の發達を阻害しつゝあり。

附錄

一　鴨綠圖們二江北部に於ける韓民移住狀況

鴨綠圖們二江上流地北方に於ける韓國移民の數は最近四五十年來非常なる速度を以て增加し今や其數十萬を以て數ふるに至れり其の此に至れる原因を討究して某遊歷者は左の三因に歸せり。

一、原因

一、自然的原因
- 國境の不明……（橫斷山脈なし）
- 半島國土の磽确……（生產力缺乏人口夥多燃料不足）

二、政治的原因
- 內憂外患……（生命財產の不安）
- 官吏の誅求……（重斂苛稅）

三、社會的原因
- 移住生活の自由……（寬大なる地主）
- 意思の自由……（自治制部落）

以上の三原因は大に韓民移住の動機となりて年々其自由部落の人口を增殖せし

めたり

二、種類

概して移住者と云ふも全家族を擧けて移住する者のみにあらずして更に他に二種の者あり一は江北地方に於て相當の耕地を有し朝に來りて耕作に從事し夕に江南に歸り去る者亦た少なしとせず二は農業使用人にして清人に雇用せらるゝ者あり韓人に雇用せらるゝ者あり此三者を總稱して移住者と云ふは少しく妥當ならさるに似たるも要するに江北地の收穫によりて衣食する者なれは實質に於ける移住者と見るを得へきなり

三、移民の事業

移民の事業は云ふ迄もなく農業を主業とし採礦漁業等を副業とする者亦た少なからす

四、耕地の穫得者及小作人と地主との關係

移民が耕作地を穫得するは別に一定の規定等に依るものにあらす各自任意に荒地を撰定して耕作に從事し地方の公議會(清國商民等の組織せる團体)の認可を受くるに過きす而して清國官衙は一切地券の下附を行はすと云ふ故に此等耕地穫

得者は公議會の小作人と見るも不可なきなり公議會に對する報酬は土地の大小に別なく一戸より一ヶ年高粱粟大豆包米玉蜀黍の中二石を納むるに過きす以上の四種は又た之を左の價格に依りて代納することを得へし

高粱小米豆子　一石に付九吊五百文

包米　一石に付八吊

一定の所有主ある土地(清人所有のの耕作に從事する小作人は略ほ公議會對耕地穫得者の關係と同一なり其地主に對する報酬は耕地穫得者對公議會と同一にして高粱粟大豆玉蜀黍の中二石を納め公議會に對して二石を納む其代納價格亦た同し小作人韓人對地主清人の關係は一樣ならす地主によりては地主より家屋農具衣食迄も貸與して開墾に從事せしめ其收穫物を以て長期年賦償還の方法を取るものあり

公議會及地主が耕地穫得者及小作人に對して報酬を徵收するは一戸に對する規定にして土地の廣狹に依りて增減するものにあらす

五、移民の生活

移民の初めて江北地方に來るや何等の資金をも携帶せさる者大部分を占め或は

清人の物置小屋の一部を借りて雨露を凌ぎ日常の必需品は一に給を清人に仰ぎて耕作に從事するを常とす然るに土地の豐饒なるや直に秋收に至て其債を償ふて次年の計畫を立つるに至ると云ふ斯くの如くして數年を經過せる移民は固より富裕なりとは稱すへからさるも家屋を築成し一家數口甚た窮迫ならさる生活を爲し物資の供給を自國より仰き依然たる白衣高冠の風俗を維持しつゝあり

六、自治

移民の統治は勿論所在地方官衙の司管すへき所なるへし然れとも從來清國地方官衙は之を治外の民として放任せるものゝ如し固より絕對的放任にあらさるも明かなりと雖も地方官が面倒なりとの感念よりして萬事に放任するは事實の例證に乏しからす而して韓國地方官亦た之が司配をなさす是に於て彼等移民は孰れの政府よりも制御せらるゝことなく自然の樂天地を開き茲に期せすして一の自治制を形成せり彼等移住民部落は極めて低度の自治制あり小事に至りては皆な此部落名望家の言に依りて決せらる若し頑强にして一鄉の公議に服せさる者あれは或は清國地方官衙に訴へ又は韓國地方官衙に訴ふるも其判斷を見ること罕なりと云ふ

七、移民對清民關係

大國サラミ小國サラミの稱呼は一般して人をして直に清人が韓人を凌虐するの狀を想はしめ無能なる韓人常に清人の抑壓に屈從してあるものゝ如く想像せらるゝ其土着地に於て既に然りとせは移民が江北地方に於て如何に凌辱せられつゝあるかを想像するに難からす然るに事實は之に反せるものあるは一奇とすへきなり移住地方に於ける韓人對清人關係は元より多少の衝突等は免れさる所なるも比較的圓滿なる接觸を保ち主從の如き關係あるものゝ如し其原因を計るに左の二原因に外ならす

一、韓民の移住は清人に利益なる事

二、韓民が江北に移住するは小不利を忍ぶより以上の利益ある事

移住地は元來長白山南部にして人罕に地豐に大に起すへきの利あつて而して之を收むるの人なきは清人の大に苦心する所にして比較的温順にして且つ自ら小國民と自遜せる韓民は清人か使用するに於て決して不利なる者にあらす且つ漂流せる清人に比して賃銀の廉にして御し易き點あり是れ清人が韓人を歡迎する所以にして自ら關係の圓滿を致す所以なり

韓民の江北に移住するの稍〻繁多に至るの原因に
示せる諸種の原因あり加ふるに清人の歓迎的待遇あり自ら緩衝の觀ありて
自然に相互の關係を圓滿ならしむ是れ實に吾人の豫想以外の事にして韓民の移住は歳々江北一帶に增加しつゝあり
然るに此圓滿なる關係は一に韓人の自進揚他の結果にして若し韓人にして清人
と對等の觀念を生ぜば直に衝突を惹起するや疑なし即ち清人の見做す高麗（カオリ）は實
に數等賤劣なる民族たるなり清人は之を以て韓人を待ち韓人は能く之に甘する
によりて其關係は圓滿に持續するを得るものなり

八、移住民淸化程度　移住民は既に數十年の歴史を有し且つ自國
固有の政弊に苦みたるのみならず商業事
大的性質を有する民族なるに關せず淸化の程度は極めて緩慢なるものゝなり彼等
の到る處白衣高冠の俗を改めず依然優揚たる態度を維持するは實に觀るべきも
のなくんばあらず率に淸裝して辮髪せる者を見るも其數甚だ多からず
九、移住民分配　移住民の分配區域は南慨伯咸より東北間島に亘る廣大なる區域に在りと雖も玆

に記述せんとするは鴨綠江畔の帽兒山以東間島に至る間とす之を大別して二鴨綠
江上流區松花江上流區及び間島の三區とするを得へし

鴨綠江上流區

鴨綠江上流區は帽兒山より起り長白山下に至る一線にして鴨綠江に沿て其右岸
に在り其分配狀況左の如し

鴨綠江上流地方分配表

地名		淸國人			韓國人		
		戸數	男	女	計	戸數	人口
頭道溝		六四	二一六	九二	三〇七	不詳	不詳
帽兒山		四〇	一〇四	六二	一六五	六	三四
望江樓		三三	一〇四	六二	一六五	不詳	不詳
二道溝		五四	一三三	七三	二〇七	二〇	八〇
三道溝		六九	二〇二	七六	二七八	不詳	不詳
四道溝		九	八五	四三	一二八	一〇	九
五道溝		三九	一四	四五	一二八	一〇	四〇
六道溝		三	一	一	二	二	二
七道溝		四二	一五六	三二	一六八	四〇	三六

| 溝道 | 戶數 | | |

万里河	一〇	二〇	二倍
後崖子	一	四	四倍
東川	一	六	六倍
大甸子	一〇	二〇	二倍
南甸子	三	八	四倍
王八脖子前	一	六	六倍
王八脖子後	九	一〇	一倍强
大青川	五	四	八割
小夾皮勾	一	六	六倍
前湯	二	六	三倍
小湯河	四	二	五割
香蘭子	四	二	五割
計	七一	一一五	一倍半强

本區域に於ては清人の人口尤も稀薄なる地方として一層韓人の移住を盛ならしめ今は韓人一倍半强の多數を占むるに至れり

間島區

間島區は移住の歴史古くして且尤も多數なる移住者あり其區域は長白山東麓より東琿春に及び南圖們江岸より北延吉に及ぶ此間は所謂間島にして移住韓民の數實に十萬を超ゆ目下日清兩國の國際爭議を起しつゝあり吾人は暫く此間に向て沈默を守らんとす

附錄二

吉林の韓家

吉林の韓家は世に或は草王と稱し或は半獨立國と稱し吉林省內長白山北松花江の上に於て國政不及の一境域を有せりき今此草王領域の情況を開示して其實相を紹介せんとす

第一　歷史

道光廿五六年の頃山東省萊州府民韓效忠なる者あり父と共に韓國咸鏡道に移り後吉林省に移り途に馬賊の襲ふ所となり其携ふる所の生牛八頭及び財物を奪略せられ進退谷て長白山の北松花江の上夾皮溝の金礦に至りて砂金の盜採に從事せる挖金賊の群に入れり效忠人と爲り狀貌魁偉膽略絕倫の青年なりしかは幾何もなくして挖金賊の頭目に推され規律嚴明號令公正大に四隣の悅服する所となり其勢力蒸々として日昇の勢あり時に官軍の其勢威を惡み來て討伐することあるも效忠は常に能く要害に據て之に抗し官軍未だ曾て一度も其志を得すして退

却せり於是乎效忠名四隣に振ひ之を稱して韓邊外と云ひ其大名は支那本土に喧傳するに至れり政府は力彼を屈する能はず後效忠が他の挖金賊と勢力の爭ひを生するに乘し效忠をして此挖金賊主領を詐り誘ふて之を殺さしめ其功に依りて統領の官を授けらる日清戰役の際清國政府は彼に諭するに國家の大事を以てし彼の精銳を率て敵前に向はしむ當時我軍の遼陽方面に在りし者は猛烈なる六營の兵を率て我軍に當れる韓邊外ありしことは今猶ほ記憶に存するなるべし爾來彼は統領の官を得て其草王の位を失ふに至れり[illegible]彼の子壽文は(本年六十六才今吉林に居住せり壽文は父效忠に似す身體虛弱にして膽識共に欠け以て父業を紹くに足らず早くより退隱し其子登擧(今年四十歲)祖父に紹て韓家の遺業を受くると雖も祖父の膽略なく加ふるに四圍の情況六十年前に比すべきにあらず時の將軍慶地方行政に意を致し韓家獨立自治の制を顚さんとし漸次彼の領域を侵蝕せり而して表面彼に喰はしむるに榮官を以てし內漸く彼の內政に干涉の端を開き比年彼の權勢を失墜せしめつゝあり彼は今ま統領に拜せられ其領域の出來事と雖も大なる者は皆な吉林巡撫の指令を請ふて施行するに至れり

第二　韓家の領域

韓家の領域と雖も固より明確なる境界あるにあらずして實力普及の範圍を以て其領域となすに過ぎず斯の如きは吾人等外國人の最も奇異となす所なるも元より明確なる獨立國にあらず一時政府の力之を征服する能はざるに依りて自然的其勢力固定して領域の觀をなせしものなれはなり然れとも日清戰役以前に於ける韓家は全く清朝の權力以外に立ち其領域に於ては全然主權の全部を行使して顧る所あらさりき故に之を以て全然獨立國なりと斷すへからさるも何れの邦國にも制肘せられさる一部落たりしは明かなり其勢力範圍即ち領域は韓效忠時代に於て最も廣く漸次政府勢力と拮抗して縮少せられたる觀あり今日に至りては其境域大略左の如し

北は漂河を以て吉林府と接壤し南は夾皮溝を以て臨江縣に界し東は富嶺に及び西に禿子嶺に至りて磐石縣と界す其の廣袤南北四十餘清里東西七十餘清里に及ふ

第三　韓家の事業

韓家の開祖たる效忠は元是れ挖金賊の頭領たり其地產金あるか爲めに集合せる烏合團體の頭目たり其事業としては言ふ迄もなく採金業を第一とし兼て餘裕を生するに至れは土地の開墾に從事し採金者の食用を充さんとせり而して韓家は更らに商業を經營し採金者の需要に應せり其重なる者は樺樹林子に於ける燒酒釀造業及雜貨販賣業吉林に於ける本材業金塊販賣業等とす

採金業は韓家親ら從事するものあるも團體員の從事するは任意にして些の干涉を爲さす只た洗金場は大部分韓家の經營する所にして採金者より買收する方法を取れり韓家が頭目としてよりは寧ろ領主として仰かるゝ勢力を擁しつゝあるに關せす其團體員採金者に對する待遇は極めて公平にして彼か永く信頼を得烏合無賴の徒を制御し以て今日に至れる所以の偶然にあらさるを知るに足るものあり

第四　韓家の政治及自衛

挖金賊の團體が夾皮溝附近に據て採金に從事せる歷史は百五六十年に亘り其間常に智勇超群の者推されて頭目となり自然保安の必要より簡短なる規約と其執行の權とを頭目に收めたりしか此等頭目は勿論一代限りにして世襲せしものなし韓效忠に至りて其人物の偉大なるは大に一般採金者の崇拜する所となり其頭

目を子孫に傳ふるを得隱然一諸侯の觀を爲せり隨て彼の頭目時代は最も整頓せる時代にして自衛の道稍や見るべきものあるに至れ[illegible]領域の內に政治は一切韓家の主裁する所にして固より繁雜なる者におらさるも能く要領を得て斯の如き流民團體の統御に適し事實を基礎として虛文虛禮なき政治の執行者は韓家の任命する所にして之を總辨と稱し中央部に二人地方に若干名を置く此等總辨は命を韓首長に聽て一切の政治に從ふも決して複雜なる者にあらす之を要するに非行ある者を罰して全體の秩序を破るを防ぐと訴訟事務及び防禦自衛の兵務とあるのみ而して非行と認められたる者の罰は峻嚴にして假借する所なく之と相待て不幸者又は戰死者家族等の給助は最も親切寬大にして是れ天に人民の信賴を得る所以なり殊に彼の兵力は最も慓悍なる一千の壯丁を有し四隣の馬賊恐怖して敢て其虎鬚を拉くものなきより附近領域外の地も韓家保護の下に性命財產の安寧を得む事希ふ者多く其威望大に振ふ所以なり是を以て領域內の住民は韓家の領民と稱する時は一般人民より畏敬せらるゝに至り彼等は常に之を以て誇りとせり

領域內の政治は如此一切韓家の專斷に屬し死刑と雖も韓主長の裁決によりて之を決行す近時表面上吉林行政長官の指揮に依らさるへからさるに至れるも是は只た一の空文のみ

領域內の租稅は表面上半額を吉林官衙に納入し半額は韓家の所得に歸するものなるも事實吉林官衙に納入する者は一ケ年鑛業林業燒酒業及地租等諸稅を合計して約五万元を納入するに過きすと示ふ英雄韓效忠の遺業は斯くの如くして其長孫登皐に殘されたり今や時勢の變化は永く韓家の舊業を保持するに便ならしめす明治四十一年度に於て吉林巡撫朱家寶は礦山官營の手始めとして或る秘密なる條件の下に夾皮溝金礦を官營とするに決せりと云ふ今日以後の韓家の經營は亦た諸種の困難に遭遇するを免る能はさるへきなり

附錄

三 明治四十年十月齊々哈爾視察記錄

目次

第一齊々哈爾一般市井の情況
一、齊々哈爾の商界
二、一般商家の情況
三、錢行當行の商習慣
四、店行の商習慣
五、徵稅法
六、捐納法
七、卜魁官帖と銀圓其他の比較
八、商務總局の情況
九、商埠公司の情況一班

十、齊昂鐵路公司の情況
十一、電燈公司建設の議
十二、製粉會社
十三、在留日本人の情況
十四、在留外國人の情況
十五、齊々哈爾と回教徒
十六、齊哈爾の彩票
第二齊々哈爾官場一班
一、江省の重鎭
二、江省の重鎭
三、獅子身中の蟲
三、交涉局
四、警察衛生の情態
五、荒務の情況一班
六、江省の歲入
七、齊々哈爾官憲と旅人

附錄

附錄
八、教育の狀態
九、兵備
第三、金融機關
一、廣信公司の附齊々哈爾の通貨
二、華俄道勝銀行
第四、雜
一、齊々哈爾と新聞紙
二、齊々哈爾と俄國留學生
三、附近重要市街との距離
第五、齊々哈爾停車場の情況一班
第六、諸物價表

第一、齊々哈爾一般市井の情況

三月中旬、視察の際に比し稍一般に活氣を帶へるやに見受く然れとも當地商人は曰はく外觀は活氣を呈するか如きも其內容に至ては頗る悲觀にして各商とも不景氣の極に達し加之今夏の旱魃は三分以上の減作なるよりあらゆる商買人客歲

以來多少の損耗を見さるはなき折から、前記の旱魃減作にて孰も今後を氣構へ警戒し居るより隨て金融逼迫し各自內心には其賣上高の少額を望み居らさるは無しと惟春以來分巡道臺署黑水廳を始め提學使衙門(舊副都統衙門)、各種學校、兵營、圖書館、營務處(老將軍府)、道勝銀行、公園等の修築に加ふるに商埠公司か奉吉兩省の失敗に鑑みす、外國人は凡て商埠として選定せる城の西南方嫩泥江に沿へる船套子てふ一地方に居住せしめ而して在來の外城壁(南に面する)を南方三淸里以外迄擴めむとの下拵へをさ〳〵怠りなく、且不日齊昂鐵道(後に之を出す)起工することゝて爲に各種の職工及勞働者社界は其需要頗る多く彼等は各太平樂を歌ひ居れり

一、齊々哈爾の商界

四外曠漠たる未開墾の荒原中に剏建せられたる黑龍江省の首府なる齊々哈爾には固より特殊の產物あるなく、唯遭達と嫩江に產する魚類あるのみ蓋曹達、魚類の輸出額は固より統計の徵すへきものなきも夥しき額に上るへし、冬季齊々哈爾より輸出する魚類は伯都訥、長春、營口を經て遠く直隸、山東省等に供給せらる、遭達も亦四近到る處之を產し廣く各省に輸出す、元來此地は產業地にあらすと雖亦一大商業地たるを失はす、此地は綏化、呼蘭、阿什河及伯都訥より穀類(重に大豆、小麥、豆油、

酒及砂糖等を輸入し更に之を海拉爾墨爾根愛琿地方に轉賣す、輸入品の重なるものは布疋雜貨類にして此等は營口より來るもの其過半を占む諸物價は頗る低廉ならず物資によりては長春に比し約十分の三内外の高價を見る只牛馬の類は流石に蒙古に近きだけありて、奉天附近に比し約半額なり、

因に此地方に於ける牛馬の市は大抵每年清曆十月、十一月の交に行はるとぞ、

二、一般商家の情況

頭等商家の種類は他の地方と同一にして之を五行に分つ

一、錢行　二、當行　三、粮行　四、雜貨行　五、店行

以下五行に就き著名なるものゝ數目を擧くれは

一、錢行21　二、當行15　三、粮行50　四、雜貨行110　五、店行25

以上五行に就き尤も著名なるもの各五家を擧くれは

一、錢行　▲東昇德　寶豐玉　寶長　福增興　德盛昌

二、當行　▲東發當　同生當　永和當　天吉當　鼎盛當

三、粮行　德和盛　三義號　永聚廣　三義德　永盛隆

四、雜貨行　▲天合西潤　▲永和西　公長盛號　恒祥利　恒祥泰

五、店行　增盛一店　公和店　萬增店　滙源店　世成店

なりとす、前記天合家は奉天なる天合東なそと一家なり

三、錢行當行の商習慣

は一般他地方と異ることなし錢行にありては金利一定せす、大抵每月一分五厘乃至二分とす、而して錢行より借入をなすには三名の鋪保を要す

當鋪は凡て二ケ年卒を以て贖限とし一ケ月三分の利を徵收す

四、店行の商習慣

も亦長春吉林なそに比し大差なし即ち外來の貨物は必す一旦店行に運ひ入れ、店行は賣買兩者間に立ちて之か斡旋に力め以て其賣買を圓滑ならしめ、又稅金納付の手續をなし或は短期の委托販賣を營む而して巧に稅務局の官吏と結托し、每に不當の利を貪る即ち名は店行といふも、吾國の仲立業、倉庫業問屋業を兼營する觀あるなり

五、徵稅法

左に主要なる物資に就き落地稅額を記さは左の如し、但こは言ふ迄もなく購買人より直接若くは店行を經て納入するものとす

木綿	布疋類	毎一百吊 三吊六
穀類	無稅	
雜貨	鹽	毎一百吊 三吊六
	燒酒	全 七吊二
	煙草	全 七吊二
	豆油	全 六吊四
	牛馬類	全 三吊五三
	麻	全 三吊六

一般收稅事務は將軍衙門直屬の稅課司之を管掌す

捐納法

各商家買上金額 每一百吊に付 捐一吊

但店行は 全 捐一吊一

牛馬類

全 捐八錢銀子

貨物を積載する車輛の進出城には每一匹牲口 捐中錢一百錢

以上は所謂百貨捐にして善後局の所管とす

吉林通覽

(と)ト魁官帖と銀圓其他の比較(清曆八月中平均價格)

銀圓	一兩	四吊五八
小銀貨	一元	二吊七八
露國老帖銀貨	一留	三吊一六
吉林官帖	一百吊	一百零九吊五

因に當地に於て銅錢は三成二にして即ち一角錢は銅錢八文弱一吊錢は三十二文強に當る他地方の概ね一角錢の十文一吊錢の四十文なるに比し値々一吊錢に尚且九文弱の差を見る若し邦人か或工事等を受負ひ零碎の職工賃等豫め他地方に於て引換置凡て銅錢を以て支拂ふときは夥からさる利を見ることを得むか

七、商務總局の概況

從來稱へ來りし公議會の名義を商務總局と改め地を南關に卜し目下新築中なり天增店主王賓臣之か總理たり同人の言に據れは現下頻に諸般の刷新を圖り大に該局の勢力を扶植し官吏側よりも委員を囑託し早晩當局管理の下に商品陳列場を開設し漸次整頓を俟つて商業學校設立の豫定なりと因に該局の新築經費は約三萬兩なりと

八、商埠公司の情況一班

秋道臺之を總理し、梁掌清(廣東人氏會辨と稱し居るも事實上總理の任を執り張某之を輔佐し、豫て程巡撫より指定せる所謂商埠(嫩江沿岸城の西南方船套子と稱する一帶地方)の經營に任し居れり、梁會辨は巧に英露語を操る、梁張兩名とも曾て吾邦に游ひしことあるやに言ひ居たり、人品の下劣なる談話間に彼等が言動にて讀まる、彼等兩人現今頻に外國通を振舞はし江省商埠の經營に任す、爲す所果して幾何の效果を呈すべき、刮目して期待すへきなり、商埠公司は現今尙城內東南街公和店の院內に假設しあり、商埠公司第一着の經營としては城外西南方に公園を修築し(露國領事館側)露國稾木駄師サコロスキー氏を聘し專ら暖室花卉、噴水等の設備幷手入を監督せしめつゝあり、元來自然の樹林を應用し位置も亦頗る恰好なるも唯惜むらくは餘りに狹隘なるに在り、また商埠公司は南關に永安市場と名くる一廓の家屋を建築し之を遊廓に充て、從來淸國妓館とては無かりしを先般態々哈爾賓より呼寄せし妓館を凡て此廓內に居住營業せしめあり、淸國官憲は日本人の營業に係る妓館を都て此廓內に移轉すへく示達せるも日本人側に在りては家賃の餘りに高價なるより、一時移轉を拒み領事の來齊仲裁を待ち居れり

九、齊昂鐵路公司の情況

二十七萬兩の資を投して露國東淸鐵道昂々契火車站即ち齊々哈爾停車場より齊々哈爾城南關に到る約四十五淸里間に輕便鐵道敷設の議成り、獨商泰來洋行之を承辨、不日工を起さむとす、この鐵道を名けて齊昂鐵路といふ穆克精阿(黑龍江省人)氏之を綜理し鶴鳴(仝)氏會辨に任す、江省に於ける空前の開明事業を擧げて守舊頑冥なる旗人に一任す、個中の消息知る人を知る、程巡撫の苦心の迹も見ゆれとまた狡猾の點歷々として徵すへし、泰來洋行員たる阮志范(安徽人)は經理委員てふ名義の下に常に鐵路公司內に居住す、また同行員にして技師と稱する一獨逸人(外間傳ふる所に據れは彼は國籍は或は獨逸に置かむも純然たる露西亞人なりと)と常に同公司內に起臥す、本鐵道敷設に關しては兎角の風聞あり、事情に暗き市民は兎に角、稍社界の事情に通する人士は悉く其高價に驚き居れり、蓋軌道は單線とし處々に廻避線を設くるため延長五十淸里の契約なりと昂々契なる露國停車場を距ること約二淸里の地點及中央に一ヶ所、省城南關道臺衙門の南方とに票房を設け機關車二輛、客車十輛とを併せ購買の契約なる由、當局者は殊更に受負金額の低廉なるを吹聽し世評を打消すに力め居れり、當局者の言に據れは工事は年內に竣成の

豫定にして營業の初に當りては双方より午前午後に一回の發車とし漸次必要を認めなは各四回の發車とし隨て機關車客車とも增さむ豫定なり燃料は從來愛琿への延長線未成中は專ら薪材を以て之に充つと盖墨爾根附近には石炭礦(重に炸子なりと)あるを以て延長線竣工の曉には之を採掘して燃料に充つと而して愛琿の延長線は到庭明年以後ならては決定の運に至らさるへしとまた自分は再三當局者に就き契約書の閲覽を求めしも彼は每も言を左右に托して遂に閲ることを得さりしと輕便鐵道としては最も廣軌のものなるか如し而して一切の經費は一半を官に一半は民間にて之を負擔す

十、電燈公司建設の議

齊昂鐵路敷設の議一旦成るや各紳董中更に電燈會社建設の議を唱ふるものあるより近時瑞記洋行は特に三名の店員を派し之か受負の運動に奔走し居れり然れとも程巡撫は尙早と言ひ居れは此議は到底行はれさるへしと傳ふ

十一、製粉會社

官營にて成れる火磨公司は城北に在り舊曆八月下旬より開業す一日三十五石宛磨製すと燃料は石炭を用ゐ居れり

十二、在留日本人の情況

目下城内に居住しある邦人は約六十名(内婦人三十餘名)あり戸數としては賣藥店一妓館六なり一も頭角を顯はし居るものなく一般に土人は日本人を輕侮する傾なり淸國官憲との間亦頗る面白からす唯彼等は一日も早く吾か領事館の設置せられむことを希ひ居れり

十三、在留外國人の情況

獨商泰來洋行並瑞記洋行なとの行員か從來居住しあるのみにて他に居住し在るものなし露國商人も悉く停車場に引揚け今一人も在留者なし

十四、齊々哈爾と回敎徒

此地には回敎徒頗る多し盖庚子年以來日露戰爭中は勿論現今に至る迄露軍需要の生牛は概ね回敎徒か納入せしものなり故に俄分限の回敎徒多く他地方に比して彼等の勢力著しく盛なり而して彼等の一半は山東省の移住民に係る

十五、齊々哈爾の彩票

益源洋行は今回第四回の彩票發賣中なり一張貳吊にして都合拾萬張頭彩は一萬吊次は五千吊なりと聞く第一第二回とも開票の結果頭彩は每時も他處の人の手

に落ち爲に人氣を損し第三回の如きは頗る賣行惡かりしも開票の結果頭彩は本市某左官職の手に入り當日は鉦太鼓にて行列を作り市中を囃し歩きしより人氣稍引立ちたれは想ふに今回は賣行左程困難を見ることなけむと言合へり

第二、齊々哈爾官場一班

一、江省の重鎭

曾ては程氏と共に依將軍(克唐阿)の文案處に職を奉し相互の友情濃かなる秋桐豫浙江人、青士と號す)氏は分巡道として、按察使營を帶ひ、恪勤精勵、衆の摸範となり江省の重鎭を以て任す、程氏は事細大となく秋觀察に諮り決するを常とす

二、獅子身中の蟲

前に記せる如く程巡撫は從來左右二三の鼠輩に誤らるゝか常なるもの、現時は左の三名專ら程氏に肝煎り忠義顏してあらゆる手段を盡し以て己か勢力の扶植と私囊を肥すとに汲々たり

善後局總理　魁陸　吉林人候補道

文案處會辨　徐鼎霖　仝候補府

在哈爾賓交涉總局(江省總辨　宋小瀛　仝候補道

この三名を名けて余は獅子身中の蟲となす

按するに光緒二十六年以來(其以前は霎時言はす)露人跳梁して淸國官憲は爲に慴伏殆と策の出つるなく常に露人の干涉を承け掣肘を受け隨て治蹟の見るへきなく官場唯露人に媚ひ只管彼の歡心を買ふに力め嗣後日露戰役を過き露軍は數年來割據せし齊々哈爾城內より撤退し、東三省政治の改革となる、久しく眠りありし江省官場は前記外界の刺激と變調とに因り漸く睡眠狀態より覺醒し、急速他に摸倣して百般の刷新を圖らむとす、程巡撫かまつ第一に望みしは人才を得るにあり邊塞の地容易に他省人の來るもなし、先つ伺候せしは吉林人たる前記三名とす、程氏見て得易からさる人才となし、樞要の地位を與ふ目下黑龍江省にて吉林出身の官吏多くは一は隣省なるに因るへけれと、全く前記三名の各自己親近の者を呼寄せ勢力扶植に力めしに職由せすはあらす

三、交涉局

從來黑水廳知鄭國華氏總辨たりしか、氏は先般徐總督の密使より彈劾を受け終に革職となりたれは交涉局總辨の任は自然消滅となれり、會辨は吳璋氏(鐵嶺人、舉人出身)之に任す、質朴の風あり、吳氏多分總辨に任せらるへしと言ふ)提調中廬用章最

も勢力を有し大凡の事務彼か料理に任す然れとも彼決して外交的手腕あるにあらす只彼の奸佞か偶上憲の意に合せしに由る

（附記）巡般程巡撫は昂々奚停車場露國租借地帶に居住する自國民に捐金を課すこの事偶在哈東清鐵道總理の耳に入りそは條約違反の示達なりとて直に書を程巡撫に寄せて其行爲を詰り附けて言く貴省既に外交事宜辨理のため特に一局を設く予は該局員の日々如何にして執務し居るやを知るに苦しむ閣下宜しく該局員に飭し閑あらは少しく條約文の研究をなさしめ外人の嗤笑を招くなかれ云々江省の交涉局員か事理に暗く殆と抱腹に堪へざる事往々これあり比較的疏界の事情に通せさるを得さる外務當局たる交涉局員にして猶且然り餘は推して知るへきのみ

四、警察衛生の情態

非に尚幼稚の域を脫せす否漸く嘔々の聲をあげしに過きす巡警總局は南關に在り現時總會辨とも飲員中なり巡警學堂あり三ヶ月卒業とし目下頻に巡捕の養成中なり城内外辻々に棍棒を持てる巡捕佇立警戒に任す予の審知に して該局總巡官たる北京人某の言に據れは江省教育程度の幼稚たる殆と驚くに

堪へたり巡警學堂入學生資格は一定し難きも入學試驗の程度は尤も簡易にして日常普通に用ゐる文字二三十字の解釋のみに止まるもそれすら合格者を得ること難く甚しきは眼に一丁字なきもの尠しとせす斯の如き輩に僅々三ヶ月間教育を施し巡捕に任し其從前に於て事功或は功名あるものは詮衡の上或は卒業後直に巡辨巡官に任す現今尚草創に屬し施設整はす速成亦止むを得さるも成蹟の見るへきものなきは理の當に然るへき所なり云々

衛生の情態亦殆んと論するに足るものなし形式を尚ふは一般清國人の通性なるか現時齊々哈爾官界の情態は只管奉天等の例に倣ひ内容は兎に角まつ一通り外觀のみを備へ以て施政の刷新を衒はんとす故に綏急を誤り或は無用の財を糜し而して識者の嘲を招くもの尠しとせす

五、荒務の情況一班

程巡撫は往に勅裁を經また一面蒙古王と商議し銳意荒務局の改善を圖り比年增加せる歲出の支途を求め大に歲入を增加せしめんと焦慮しつゝあり蓋嘅荒たる荒野を開拓し殖民を圖らは江省の歲入額をして現今に倍加せしむるさほと難事にはあらさるへし

因た開荒の要項を摘記せは

借地を望むものあらは荒務局より五ケ年間無稅貸下をなす

五ケ年を經過せは一晌地毎に年六百六十文の稅を課す

前項の稅金は六分は所轄蒙古王四分は巡撫衙門の收入とす

六、江省の歲入

程氏署理將軍當時より、江省は元來地廣人少、歲入僅少にして所謂歲々倍蓰せす、到底收支不償にして政治は施すに由なしとの口實の下に今尙歲出款は之を中央政府に仰き居れり、されは歲入額は之を中央政府に納め昨秋程將軍か振貝子に呈せる報告中歲入額は六十萬兩なりしと覺ゆ、予は此次滯齊中各方面に涉りて調査せし結果、江省の歲入は概算一百二十萬兩と推算せり、蓋中らすと雖恐らくは遠からじ假に一百萬兩とし、彼の報告高六十萬兩なりとすれは尙且倭に四十萬兩を存す而してこは官吏の私囊を肥すの材料たり江省人民も亦可憐なるかな

七、齊々哈爾官憲と旗人

土地の紳董としては旗人多く、此寰世界の大勢に暗く頑冥にして事理を解せさるも或は緣を中央政府の要路者と結ふものなとありて、陰に陽に施政に容喙し當局

者をして目上の瞻視せしむ無官の旗人か意氣の揚々たるもの蓋これあるがため

八、敎育の情態

上記せる如く現時江省に於ける百般の事務は漸く形骸を表はせしのみ、敎育事務亦然り、蓋一通りの形骸は備へられあり、將辨學堂、巡警學堂、師範學堂、女學校、俄文學堂習藝所各小學堂等あり、また近々小學堂張提學使は最も重きを小學敎育と師範敎育とに置き、また凡て範を吾邦に採り大に學政を振起せしめむ豫定なる由、また同氏は倫理學を重用視し、何れの學堂にても倫理敎育に重きを置くへく示達せり

將辨學堂　在籍生約九十名、これを二班に分つ、九ケ月を以て卒業期とす　敎員六名

巡警學堂　仝約六十名これ亦二班に分ち、三ケ月を以て卒業期間とす　敎員三名

師範學堂　仝約六十名、本科速成科の二つに分つ本科は二ケ年速成科は一ケ年を以て卒業期間とす、附屬小學堂構內に在り在籍生約四十名四ケ年を

以て卒業期とす

以上各學校生徒は數れも校内に寄宿し、また官費生なり

女子學堂　在籍生五十餘名、十二歲以下の女兒なり、女教師二名之を教育す

小學堂　は民立のもの多く數れも寺子屋式なり

近來半日學堂を起さむと奔走し居るやに聞けり、從來將軍衙門の側に在りし圖書館は城外提安使衙門の南方に移し目下修繕中なり、近時其の官營たるを廢し民業に移さむとの議高し

第三、軍事

九、兵備

齊々哈爾城内外の兵備としては吉統領の管する四營幷瑞統領今春以來將軍より奉天省より馬賊討伐應援のため一時借來りしもの）の三營（内一營は馬隊）と砲兵一哨隊山砲二門あるのみ

第三、金融機關

一、廣信公司　附齊々哈爾の通貨

無量五十萬元の資金を以て成立せる、黒龍江省の官銀號たる廣信公司は程巡撫の肝煎男周某之を綜理し錢票を發行して金融の圓滿を圖りつゝあり、ト魁官帖（齊々哈爾

の一名なりト魁ともいふ故に名つく）これなり、銀圓局の設けあるなく（往年新設なせしと時恰も日露戰爭中にて開業に至らず、現時は財政整理局に充てあり）また銀爐なき本市は正貨拂底し一般の通貨としてはト魁官帖と吉林官帖とを用ゐ補助貨としては多く銅錢を用ふ

往に奉吉兩省か一面銀圓局の設けあり幾分かの準備金を備へ置さしにも拘らず、官銀行の整理に苦み否今尚苦惱してあるより推せば、江省の財界は一層危險なるを免ゆ廣信公司は些の準備金なくして官帖の濫發を爲す、江省財界は恐らく早晩一大恐慌を來すの時機あるへし

二、華俄道勝銀行

從來城内西南街の一民家を租借しありしか、今夏南關黒水廳に隣りて宏壯なる二階建煉瓦造の家屋を新築し、營業振も餘程改め、官民の便を圖りつゝあり、然しなから營業の大部分は爲替事務にあるもの、如し

因に廣信公司、道勝銀行をも貸金利は月一分なり

第四、雜

一、齊々哈爾と新聞紙

某氏の齊々哈爾視察記中には邦人の手に由り新聞事業を起し、また邦人を聘用せ

しむべし云々とありたり予も濟々哈爾に於て邦人が新聞事業を起し從來彼地の官民が單に遠東報若くは東方曉報のみを購讀して其記事を正とし常に吾邦に惡感情を抱ける折から邦人が公正なる筆によりて成る新紙を發刊して蒙を開くは固より望ましき所なりまた邦人の聘用も結構なり蓋退いて目下の江省を熟察せは、こは二件とも太早の論たるへし予は新に此地に新聞事業を起すことの勞費多くして効果を收むること少きを覺ゆ寧ろ現に發刊せる遠東新報幷盛京時報等を法を設けて逐次寄贈せは足ると思惟す

邦人聘用に就き予は在濟中當路者に再三軍醫一名、農業に通せる獸醫一名の聘用を勸誘せり蓋各學校等一名の校醫あるなく、加ふるに在留邦人六十餘名の生命は一に繫りて賢醫者の手に在りて危險の至りなり單に在留同胞の爲としても是非一名の醫師を要すと思惟す

予の當路者に軍醫を勸めしは蓋理由の存するあり、江省の如き未開の地、官尊民卑の風盛なれは吾邦の醫師か平素は兎に角儀式等に當りて軍裝に勳章劍を負ひ出席せは彼等は其人の技術よりも寧ろ劍と勳章とに有難味を置くや必せり吾人の考を以てせは寔に兒戲に類するも隨鄉入鄉の諺の如く彼地にては頗る必要事なりとす獸醫を勸めしも亦之に起因す

二、濟々哈爾と吾國留學生

曾て我國に留學し居りしものを擧くれは

提學使衙門委員並交涉局辦事員　徐美香　浙江人　一名出身

巡警總局當差　葛鼎安　徽人　明法出身

瑞統領聘請法政學教官　匡熙民　湖北人　法政大學出身

師範學堂教習　張昭直　隸人　體育學校出身

の四名に過ぎす其他一名慶應義塾出身の者あり

三、附近重要市街との距離

哈爾賓	八〇〇留	六五〇留
呼蘭	七〇〇	八五〇
伯都納	六〇〇	六〇〇
洮南府	四〇〇	一、二〇〇
海拉爾	一、二〇〇	

綏化	六五〇留	
阿什河	八五〇	
墨爾根	六〇〇	
愛琿	一、二〇〇	

四、第五、濟々哈爾停車場の情況一班

目下在留邦人は時計修繕業一戸と妓館二戸とあるのみ(男女二十名)露國官憲は懇切に保護しくれ絶えて暴虐の事なしと

惟本年露曆七月一日を期し從來日清露商人の居住せる一帶の地を立退き新に居留地として指定せる東南方約二千米突の地點に移轉ずへく嚴達せられ目下孰も多少の猶豫を乞ひ立退き準備中なり

聞く從前露國租借地を借入れ居住するには年限の制限なかりしも今回は一般に契約書中に三ヶ年生(露曆七月一日より起算して)と記すへき旨示諭せし由

守備兵として尙八百内外の兵あり

肯色肩章無字500　赤色仝43の數字あるもの300

該地在留の邦人より聞きし所に據れは齊々哈爾停車場の次の(西方)停車場通常稱ふるホヤルヂーには第四師團司令部あり該地には邦人の入るを拒み二十四時間以上は決して滯留せしめず此地より滿州里以東對青山以西の守備隊を派遣せらるると其果して何第四師團なるかを詳にせさりしと彼等に帽章は慥に4の數字あり、BKH?.の三字ありしやに覺ゆ

又在留日本人より耳にする所に據れは此度露國は大に力を當停車場に盡し從來

ステイション、チヽハルと稱へ居しも此度ゴールド、チヽハルと改め隨て從來の居留地には停車場附屬の建物を增築し新居留地は八通りの市街とし大に發展を圖るものヽ如し云々

第六、諸物價表　清曆九月一日調査

品目	數量	價格	品目	數量	價格
粳米	一石	八〇、〇〇弗	燒酒	二〇〇斤	六〇弗四
糯米	同	一〇〇、〇〇〇	鹽	一一〇〇桶	一一、〇〇〇
小麥	同	四二、〇〇〇	昆布	同	二八、〇〇〇
粟	同	五三、〇〇〇	海米	一	四、〇〇〇
餅粟	同	四五、〇〇〇	鹵水	一〇〇	一五、〇〇〇
棣米	同	四〇、〇〇〇	白糖	同	四〇、〇〇〇
紅粱	同	三〇、〇〇〇	紅糖	同	二七、〇〇〇
大豆	同	四〇、〇〇〇	糖	同	四二、五〇〇
小豆	同	七〇、〇〇〇	糖	同	三八、〇〇〇
綠豆	同	四〇、〇〇〇	蔴	同	二〇、〇〇〇
黑豆	同	五〇、〇〇〇	菸	同	四五、〇〇〇
芸豆	同	二六、〇〇〇	菸	同	九〇、〇〇〇
谷子	同		柳片	同	六〇、〇〇〇

マツチ	一箱	一四円位	九、五〇〇	綿
曹達	一斤		〇、五五〇	豆
清水布	同		四、〇〇〇	木
花旗布	同		一八、五〇〇	石
搭連布	同		二一、〇〇〇	木
廠元隆紙	一〇〇張		七月五日	石
白呈文紙	同		二、五〇〇	薪
次毛頭紙	同		一、三〇〇	煉
合呈文紙	同		二、八〇〇	瓦
高麗紙	同		二八、〇〇〇	木
表心紙	同		一五、〇〇〇	長
大甲紙	同		一〇、〇〇〇	短
牛皮（生皮）	一斤		一、六〇〇	木
乾牛皮	同		三一、二〇〇	瓦
メリケン粉	一〇〇斤		一三、〇〇〇	車

粕	一駄	一四〇	二、七〇〇	匠
炭	一〇〇斤	一四円位	四、八〇〇	同
灰	同		六、五〇〇	同
耳	一駄		一、八〇〇	木
油	一樽		二〇、五〇〇	石
材	六尺立方		八〇、〇〇〇	同
瓦（黒）	一〇〇〇片		七、〇〇〇	同
板	百十一寸巾一尺二長七尺五		三、五〇〇	同
工（若力）	一ケ月		一五、〇〇〇	同
工（全）	一日		〇、六〇〇	同
匠	同		一、八〇〇	同
匠	同		二、〇〇〇	同
輛	同		六、〇〇〇	同

附記

齊々哈爾の桝は長春附近に比し著し、大なり、左に斤益に由り表出せは

大豆壹斗（長春　三十八、九斤
（齊々哈爾　五十五、六斤

附錄　四

山川地名發音

| 地名 | | | |

附錄
長白山　小長白山　張廣財嶺　老爺嶺　哈爾巴嶺　完達山
哈達連山　火石嶺　五花頂嶺　大高力嶺　大盤嶺　松柁江
牡丹江　黑龍江　拉林河　輝發河　頭道江　二道江
驛馬河　伊通河

吉林通覽 終

明治四十二年三月二十八日印刷
明治四十二年四月二十五日發行

定價金貳圓

著作權所有

著者　東京市牛込區白銀町二十九番地　中西正樹
著者　東京市牛込區菊井町三十四番地　七里恭三郎
發行者　中西正樹
印刷者　東京市神田區錦町三丁目廿五番地　黑澤彌三郎
印刷所　東京市神田區錦町三丁目廿五番地　熊田印刷所

印刷所　東京市牛込區[illegible]三十日廿五番地　[illegible]

印刷者　東京市牛込區[illegible]三十日廿五番地　[illegible]

發行者　東京市牛込區[illegible]三十日廿五番地　[illegible]

著者　東京市牛込區[illegible]二十八番地　[illegible]

著者　東京市牛込區[illegible]二十八番地　[illegible]

明治四十二年[illegible]月二十[illegible]日發行

明治四十二年三月二十八日印刷